

# 逗子市高齢者保健福祉計画

(平成24年度～平成26年度)

光・みどり・海 心かよう健やか都市・ずし

平成24年3月

逗子市



# 目次

## 第1部 総論

第1章 計画の概要	3
1 計画策定の背景・目的	3
2 計画の位置付け・性格	4
3 計画策定にあたって	6
4 計画の基本方針	9
第2章 逗子市の高齢者の現状と将来見込み	14
1 現状	14
1-1 高齢者を取り巻く環境	14
1-2 高齢者の生活実態	22
1-3 高齢者介護の状況	25
2 逗子市の将来フレーム	31
2-1 平成29年度までの見込み	31
2-2 計画目標	34

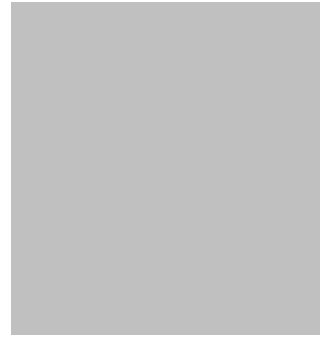
## 第2部 各論

第1章 介護保険事業の推進	39
1 居宅介護（介護予防）等サービス	47
2 地域密着型（介護予防）サービス	62
3 施設サービス	68
4 市町村特別給付	71
5 介護保険事業の運営	72
5-1 給付費等及び保険料	72
5-2 事業の安定的運営	76
5-3 経済的支援施策	78
第2章 地域支援事業の推進	83
1 介護予防事業	84
1-1 一次予防事業：介護予防普及啓発事業	84
1-2 一次予防事業：地域介護予防活動支援事業	86
1-3 二次予防事業対象者把握事業	87
1-4 二次予防事業：通所型介護予防事業	87
1-5 二次予防事業：訪問型介護予防事業	88
2 包括的支援事業	89

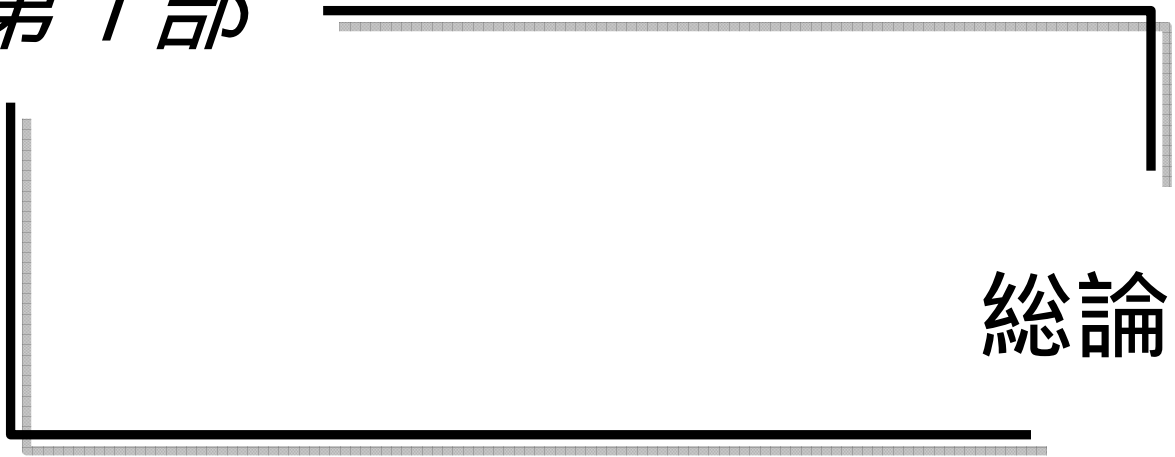
3	介護予防・日常生活支援総合事業	91
4	任意事業	92
第3章	高齢者福祉等施策の推進	93
1	高齢者福祉サービス	95
1 - 1	在宅生活の支援	95
1 - 2	住みよい環境づくりの推進	100
1 - 3	認知症支援と権利擁護の推進	101
2	高齢者の健康、生きがい・安心を支える施策との連携・協力	104
2 - 1	地域福祉の推進	104
2 - 2	健康、生きがい・安心を支える施策との連携・協力	105
第4章	計画の推進にあたって	108
1	高齢者施策の総合的な推進	108
1 - 1	地域包括ケア体制の推進	108
1 - 2	行政の体制作り	109
2	計画の進行管理と評価	109

## 付属資料

1	パブリックコメントで提出された意見の反映状況	113
1 - 1	パブリックコメントの実施結果	113
1 - 2	提出された意見及びその採否	113
2	逗子市高齢者保健福祉計画懇話会	115



# 第1部



總論





# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景・目的

介護保険制度は施行から10年が経過し、高齢者とその家族の暮らしを支える制度として定着してきました。全国的に、平成27年(2015年)に団塊の世代が高齢期を迎えます。また、平成37年(2025年)には75歳に達します。こうしたことを念頭におき、地域包括ケアシステムの実現に向けた準備を進めています。

平成23年6月に公布された介護保険制度の改正では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築を目指しています。これを実現するために、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の新たなサービスの創設がされました。また、保険料等の増加の抑制のための財政安定化基金の取り崩し、介護福祉士等によるたんの吸引等の実施、指定介護療養型医療施設については平成29年度末まで廃止を猶予する等の措置を講じるなどの見直しが行われました。

本計画は、平成17年度時点で10年後の平成27年の高齢社会を見据えて策定した「逗子市高齢者保健福祉計画」の最終期間の計画にあたります。

国や県の基本的指針を踏まえるとともに、逗子市高齢者保健福祉計画(平成21年度～平成23年度)の点検・評価を行い、見直しを行った後で、今後さらに増大する福祉・保健・介護のニーズに対応していけるよう、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定します。

## 2 計画の位置付け・性格

### (1) 上位計画

「逗子市総合計画」が本計画の上位計画にあたります。総合計画に位置付けられている「総合福祉」の基本的な方向と整合を図りながら、高齢者福祉・介護保険事業を進めていく必要があります。さらに、逗子市総合計画実施計画（平成23年度～平成26年度）の「1 心豊かに暮らせる健康長寿のまち プロジェクト」で、元気で生きがいをもってスポーツや文化活動、社会活動を楽しむ高齢者の増加を目指すという目標を立てています。これらの目標とも調和を図っていく必要があります。

**逗子市総合計画** 総合福祉～共に生きる心豊かなまち～

【福祉・介護の内容で抜粋したもの】

施策	平成26年度の目標
福祉社会(1)福祉サービス	介護予防施策等の充実により要介護状態になっていない元気な高齢者の割合を維持する
福祉社会(2)福祉施設の充実	特別養護老人ホーム等の施設整備が行われている
福祉社会(3)福祉のまちづくり	ミニバス路線が拡充されている

### (2) 逗子市老人福祉計画・逗子市介護保険事業計画

老人福祉計画（老人福祉法第20条の8の規定による）

すべての高齢者を視野に入れて、高齢者福祉サービスをはじめ、生涯学習、就労、まちづくりその他高齢者に関わる関連施策の充実、強化を図るためのもので、その内容において介護保険事業計画と一体的に調和を図りながら計画を進めていく必要があります。

本市においては両計画の整合を図るため、平成12年度を始期とする第2期老人福祉計画と第1期介護保険事業計画から、一体的に「高齢者保健福祉計画」として3年ごとに策定することとしており、今期は第6期老人福祉計画と第5期介護保険事業計画に当たります。

介護保険事業計画（介護保険法第117条第1項の規定による）

本市における虚弱高齢者、要介護者等の人数や利用者の意向等を勘案し、また、本市が行う地域支援事業の必要量や介護保険給付対象サービスの量を見込み、当該見込み量の確保のための計画を策定しました。



## ( 2 ) 関連する計画

### 県の計画

神奈川県が策定する「かながわ高齢者保健福祉計画」は、市町村による取り組みを広域性・専門性・先駆性などの視点から支援する計画であり、本計画と整合性を図っています。また、「神奈川県高齢者居住安定確保計画」は、「高齢者が住み慣れた住宅や地域で住み続けることができる環境の整備」を基本理念に、行政、高齢者向け住宅・介護サービス事業者やNPO法人などの居住支援団体等の3者による住宅施策と福祉施策の連携の充実・強化を図った中で、「地域力の強化」「居住環境の向上」「居住福祉の推進」という3つの観点から、施策を総合的に組み合わせて推進することを基本としています。高齢者が安心して暮らしていくために、この計画との整合を図っていく必要があります。

### 市の計画

「逗子市総合計画」に基づいて策定された「逗子市福祉プラン（地域福祉計画）」（平成17年3月策定）に包含されるものであり、「逗子市障がい者福祉計画」（平成21年3月策定）など関係する諸計画との整合を保っていきます。

### 3 計画策定にあたって

#### (1) 計画策定のための体制

本市は、まちづくりへの市民参加を基本とし、あらゆる行政計画について市民参加を原則に策定することにしてしています。高齢者施策及び介護保険事業は市民の生活に大きく影響を及ぼすことから、計画には広く市民の意見を反映させることが重要と考え、その実現に努めています。

#### 高齢者保健福祉計画懇話会

計画策定に当たっては、公募による市民、公共的団体から推薦を受けた方で構成する「逗子市高齢者保健福祉計画懇話会」(以下「計画懇話会」という。)に報告し、意見をいただきました。

#### 実態調査

本計画の対象である要支援・要介護認定者とその介護者、要支援・要介護認定者を除く高齢者の実態及び意向等を把握するため、また、介護サービスの提供状況を精査するために、平成22年度に各種アンケートを実施しました。

#### アンケート調査の実施概要

調査区分	調査対象	配布数	有効回収票数	有効回収率
一般高齢者調査	平成23年2月1日現在で逗子市在住の介護保険の要支援・要介護認定を受けている方を除く65歳以上の市民(無作為抽出)	1,000票	831票	83.1%
要介護認定者調査	平成23年2月1日現在で介護保険の要支援・要介護認定を受けている逗子市の第1号被保険者(神奈川県外の住所地特例者は除く)(無作為抽出)	1,000票	603票	60.3%
介護者調査	上記の要支援・要介護認定者の主な介護者(無作為抽出)	1,000票	516票	51.6%
サービス提供事業所調査	逗子市内すべての介護保険事業所及び鎌倉市、横須賀市、葉山町、横浜市金沢区で平成22年12月に給付実績のある事業所	217票	136票	62.7%
介護支援専門員(ケアマネジャー)調査	居宅：逗子市介護保険被保険者の担当をしているケアマネジャー 施設：逗子市介護保険被保険者が入所している施設のケアマネジャー全員	229票 居宅：146 施設：83	125票	54.6%

- 1 実施方法は、いずれも郵送による配布・回収(督促1回)
- 2 調査期間は、平成23年2月

## パブリック・コメント（市民意見募集）

計画策定に当たっては、計画策定の経過を市民に報告するとともに、計画素案を市民に公開し、意見募集を行いました。パブリックコメントの実施概要は以下のとおりです。

### パブリックコメントの実施概要

- ・意見募集期間 平成23年12月12日（月）から平成24年1月13日（金）まで
- ・素案の閲覧場所 逗子市役所（情報公開課、介護保険課）、高齢者センター、保健センター、福祉会館、小坪・沼間公民館、図書館、逗子アリーナ、文化プラザホール、市民交流センター、各地域活動センター及び市ホームページ
- ・意見の提出方法 任意の様式に「逗子市高齢者保健福祉計画への意見」と明記し、住所・氏名を記入の上、持参、郵送（1月13日必着）、ファクス、電子メールのいずれかの方法で提出
- ・意見の提出件数 8件（3名）
- ・意見の反映状況 巻末資料のとおり

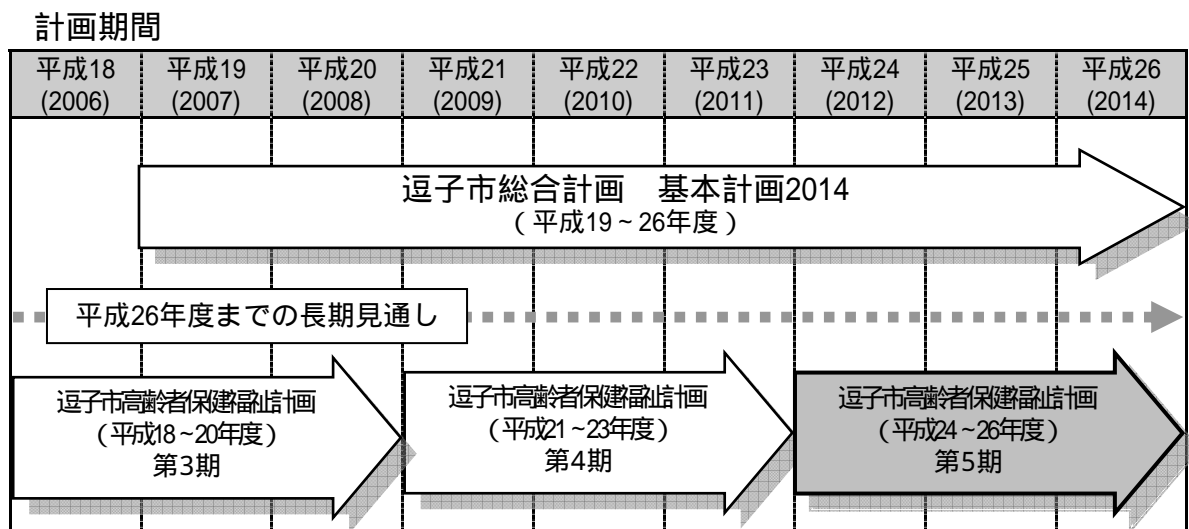
### 市民説明会の実施概要

パブリックコメントを実施するに当たり、意見提出の喚起、市民参加機会の充実を目的として、次のとおり開催しました。

- ・日時 平成23年12月17日（土）午後3時30分から午後5時まで
- ・場所 逗子市役所5階会議室
- ・内容 逗子市高齢者保健福祉計画の素案について（説明及び質疑応答）
- ・参加者数 9名

## （2）計画期間

逗子市高齢者保健福祉計画は、介護保険法による介護保険事業計画の計画期間に合わせ、3年計画としました。本計画の計画期間は平成24年度～平成26年度の3年間です。



### ( 3 ) 進行管理

本計画は、「逗子市高齢者保健福祉計画懇話会」においてご意見を聞きながら、進行管理を行います。

また、地域包括ケア体制の推進、評価については、「逗子市地域包括支援センター運営協議会」においてご意見を聞きながら、行っていきます。

## 4 計画の基本方針

### (1) 基本理念

< 逗子市高齢者保健福祉計画（平成24年度～平成26年度）の基本理念 >

**住み慣れた地域で、いつまでも心豊かに、自分らしく**

(日常生活圏域) (介護予防)(逗子市福祉プランの精神) (自立の継続)

逗子市は、総合計画で市政の基本的な方向性を明確にしています。この総合計画では、基本構想の中で、「共に生きる福祉社会の実現」をうたっています。市民が住み慣れた地域の中で、誇りを持って住み続けることができ、人生をやり豊かに過ごすことができるよう、高齢者が活力を持ち続けられる地域社会をつくっていかねばなりません。

県内の高齢化率をみると、平成22年10月現在、横須賀・三浦圏域は高齢化率が高く、逗子市は三浦市に次いで2番目に高くなっています。さらに高齢化率が高くなったとしても、高齢者ができる限り地域の中でその人らしい暮らしができるような基盤の整備を進めていきます。また、多様な生活ニーズに対応するための地域における新たな支え合いができるよう、努めていきます。

本計画は、介護保険事業計画の第1期、第2期の結果を踏まえ、第3期に設定した平成26年度までの長期展望にたったものであることから、第3期・4期・5期を一体的に考え、基本理念である「住み慣れた地域で、いつまでも心豊かに、自分らしく」を第5期も継承していきます。多様化する高齢者ニーズに対応し、さまざまな課題を解決していくために、市・市民・事業者が協働して「住み慣れた地域で、いつまでも心豊かに、自分らしく」暮らしていけるような環境づくりを進めていきます。

## (2) 目指す将来像

逗子市が、平成27年までの10年間をかけて目指す高齢期の生活と支援の将来像は、「光・みどり・海 心かよう健やか都市・ずし」であり、本計画期間においてもこの将来像を目指して計画を推進していきます。

< 市民と共有する目標像 >

### 光・みどり・海 心かよう健やか都市・ずし

逗子市の高齢者は、生涯学習・スポーツ・健康づくりに意欲的です。そのパワーが、まち全体の元気と健やかさにつながっています。身近なまちでの心かよう、足元からの福祉が、高齢者の健康と生きがいを支えています。

逗子市の都市宣言は「青い海とみどり豊かな平和都市」です。光をいっぱい浴びて健康に、保健福祉のサービスや地域福祉活動が自立のための光となるようにとの想いを計画に込めます。

身近な場所で健康づくりに取り組むことができる環境や機会があり、多くの市民が楽しく健康づくり活動を続けています。健康状態、ライフスタイルに応じた健康づくりを組み立てるための支援もあり、自主活動も盛んになっています。

高齢になっても、仕事や社会活動を通じて生きがいを磨き、高齢者の力が、活力とやさしさあふれる、心豊かなまちづくりに結びついています。

生活圏の中に、高齢期の生活をやさしく包む住まいや日中の過ごし場所があり、状況に応じて柔軟に利用することができます。

加齢や病気・けが等で心身機能が減退しても、生活目標に則り、身近なまちの中でリハビリとケアを組み立てることができ、自分らしい生活を実現する意欲がわいてきます。不安な時もすぐに相談できる環境があるので、安心な生活を送っています。

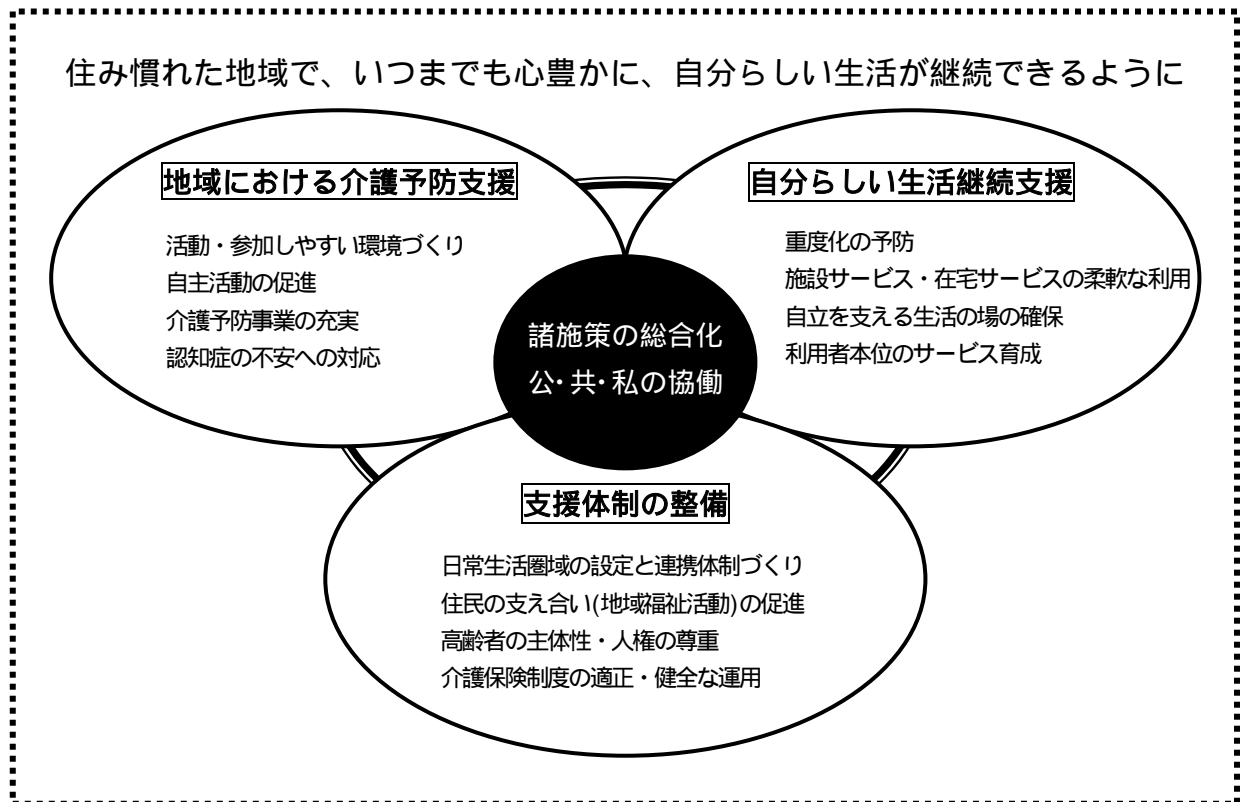
認知症への不安に対し、相談・診断・早期治療の体制があります。症状が進んだ場合でも、必要なサービスを利用しながら、自分も家族も住み慣れたまちでいつもの生活を継続することができます。どんな場面でも人権と意思が守られていて、安心な生活を送っています。

各種施設・サービスの情報を知り、納得して選び、利用することができます。サービス提供者と利用者のよりよい関係づくりが進み、質の高いサービスが提供されています。

介護予防のまちづくり、良質な保健福祉サービスの充実が、高齢者の生活の質の維持・向上のみならず、医療・福祉関連の財政支出の逡減、健康リゾートの振興など、市全体の元気と魅力に結びついています。

### (3) 基本方針

目指す将来像を実現していくために、市・市民・事業者が共有する基本的な方針は、本計画期間においても次の3つを継承していきます。



#### (4) 重点的に推進する施策

基本方針に従って逗子市が展開する施策は、次のように設定します。

##### **健康、生きがい・安心を支える施策との連携**

高齢者の健康、生きがい・安心を支える生活全般の施策について、関係分野との連携・強化を進め、主体的な活動への支援を行います。

地域の自主的なサロン活動や教室などを積極的に活用・支援し、活動機会の拡充に努めます。

ひとり暮らしや寝たきり高齢者など、災害時支援体制の整備に向けて、防災担当所管等と連携し、安心して暮らすことのできる地域づくりを推進していきます。

##### **地域での自立生活を支える支援づくり・介護予防づくりの推進**

要支援・要介護状態になるリスクの高い高齢者に対し、継続的・効果的な介護予防事業の参加促進を進め、生活機能の低下を防いでいきます。

介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、在宅（居宅）サービスや地域密着型サービスを充実させていきます。

在宅での介護が困難な高齢者のニーズに対し、既存施設の整備状況を十分踏まえた上で、入所・入居施設の整備を促進していきます。

認知症のある高齢者へのケアとして、介護者を含めた地域住民への認知症に対する理解促進、各種支援サービスの周知や利用促進、基盤整備を進め、尊厳のある生活を守ります。

##### **地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア体制の推進**

たとえ要介護状態になっても、できる限り地域の中で安心して暮らしていけるよう、安心・安全を支える地域包括ケア体制の構築を促進します。

地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関として地域包括支援センターの市民への定着促進・機能の充実を図ります。

高齢者の多様な住まいニーズに対応するため、住宅担当所管等と連携し、神奈川県高齢者居住安定確保計画と調和を図っていきます。

##### **地域福祉活動の推進**

高齢者が何らかの支援を必要としたときに、地域でともに支え合う、思いやりのある地域社会の実現を目指します。

民生委員児童委員、社会福祉協議会、ボランティア及び市民による活動並びにNPO法人の組織など、地域福祉の担い手による活動が充実するよう支援していきます。



## (5) 日常生活圏域の設定

### 【日常生活圏域の設定】

本市の地理的条件、地域構成、高齢者人口の分布、主要な公共施設の分布状況などを勘案し、高齢者人口がほぼ半数に分かれるよう、平成18年度に市域を東西2つに分け、日常生活圏域を設定しましたが、今期計画期間においても、引き続き同様の設定とします。

東部圏域（地域構成：逗子3・4丁目、桜山、沼間、池子）

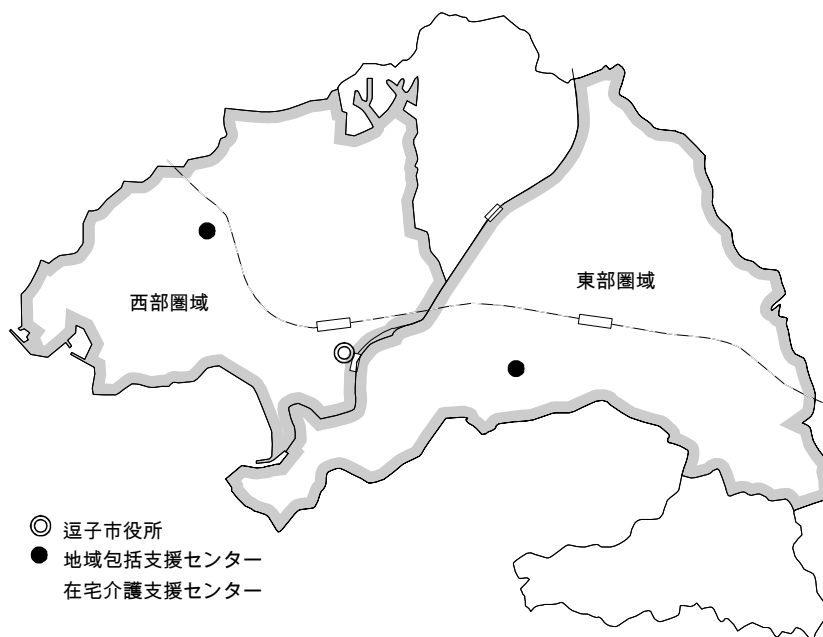
市域を南北に走る京浜急行線及び田越川以東の地域で、北は横浜市金沢区、東は横須賀市、南は葉山町に接します。面積は、市域の約3分の2を占めますが、山林・丘陵部が多い地域です。田越川沿いに開けた古くからの市街地と丘陵部に新しく開かれた住宅地から成ります。西部圏域に比べると、わずかに高齢者人口比率が低くなっています。

西部圏域（地域構成：逗子1・2・5・6・7丁目、山の根、久木、小坪、新宿）

京浜急行線及び田越川以西の地域で、北部を米軍家族住宅が占め、西は鎌倉市、南は相模湾に接しています。逗子駅から海岸方面に向けて広がる一帯及び小坪漁港周辺は、古くからの密集した市街地となっており、高齢化が進んでいます。旧来より保養地として有名で、リゾート施設等の立地が見られます。丘陵部に昭和40年代から開かれた住宅地が広がり、今後さらに高齢化していくことが予想されます。

圏域	高齢化率		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
東部	26.6%	27.2%	27.4%
西部	27.0%	27.4%	27.5%

住民基本台帳人口による。（各年1月1日現在）



## 第2章 逗子市の高齢者の現状と将来見込み

### 1 現状

#### 1 - 1 高齢者を取り巻く環境

##### (1) 高齢者人口、第1号被保険者

###### 人口の推移

本市の総人口は、平成23年10月1日現在で60,740人、65歳以上人口（以下、高齢者人口）は16,745人であり、その総人口に占める割合（以下、高齢化率）は27.57%となっています。また、平成18年度と平成23年度を比べると、総人口で0.7%増、高齢者人口で10.8%増となっており、高齢者人口の増加率が高く、中でも75歳以上人口（20.7%増）の増加率が際立っています。

###### 逗子市人口の推移

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総人口(人)	60,300	60,494	60,555	60,630	60,718	60,740
対前年増減数	-	194	61	75	88	22
40～64歳人口(人)	20,770	20,837	20,811	20,894	21,047	21,393
高齢者人口	15,117	15,524	16,016	16,415	16,612	16,745
65～74歳人口(人)	8,080	8,215	8,370	8,500	8,427	8,248
75歳以上人口(人)	7,037	7,309	7,646	7,915	8,185	8,497
高齢化率(%)	25.07%	25.66%	26.45%	27.07%	27.36%	27.57%

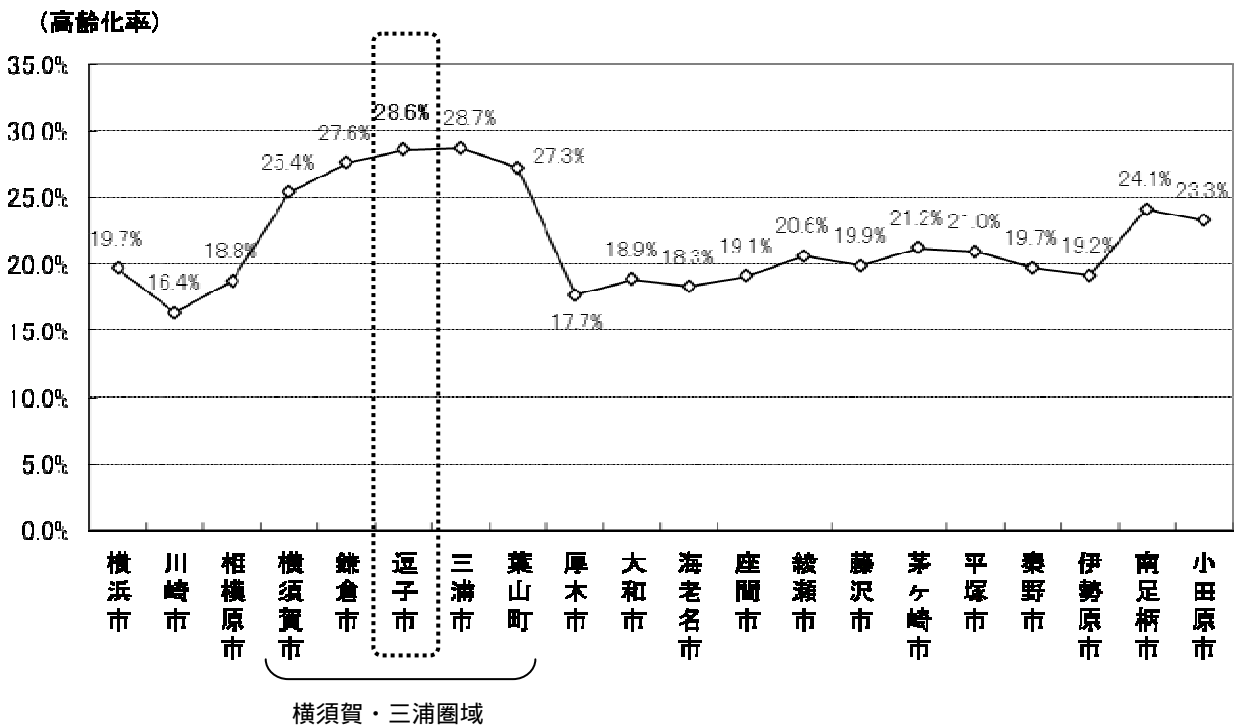
住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めた値（各年10月1日現在）

[参考] 第4期計画と実績との差異

(単位:人)

区分	時点	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総人口	計画A	60,631	60,661	60,674
	実績B	60,630	60,718	60,740
	差異(B - A)	-1	57	66
40～64歳人口	計画A	20,895	21,092	21,460
	実績B	20,894	21,047	21,393
	差異(B - A)	-1	-45	-67
高齢者人口	計画A	16,224	16,354	16,406
	実績B	16,415	16,612	16,745
	差異(B - A)	191	258	339
65～74歳人口	計画A	8,419	8,318	8,132
	実績B	8,500	8,427	8,248
	差異(B - A)	81	109	116
75歳以上人口	計画A	7,805	8,036	8,274
	実績B	7,915	8,185	8,497
	差異(B - A)	110	149	223

[参考] 高齢化率の比較 (神奈川県内各市)



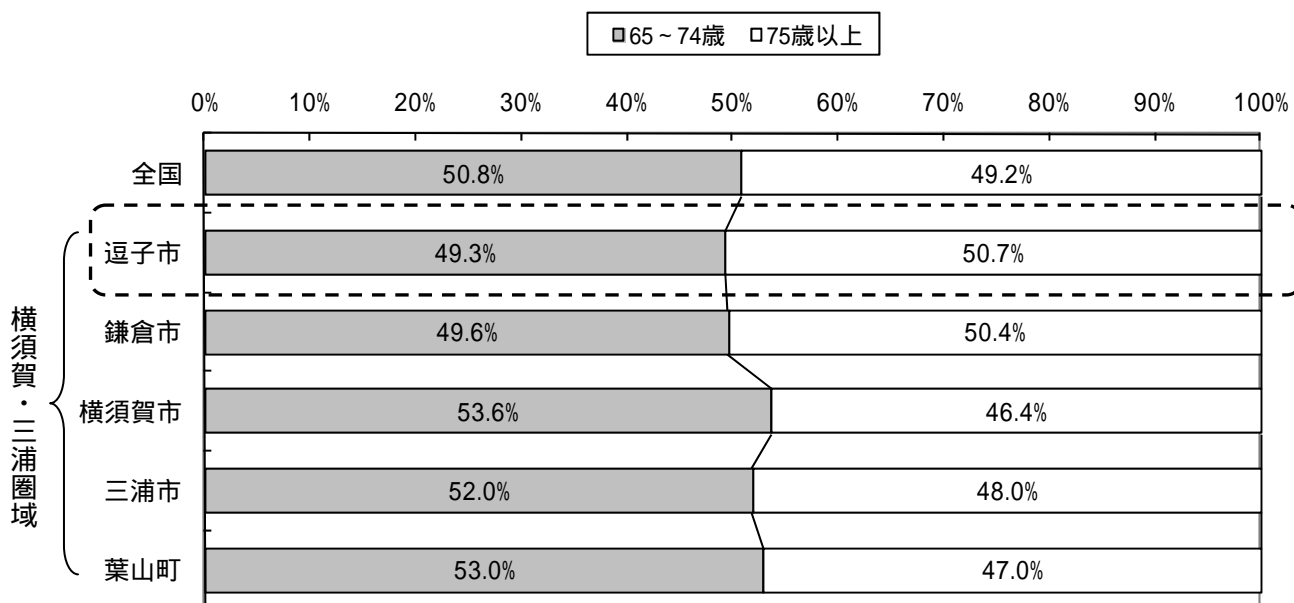
人口は、「神奈川県人口統計調査(平成22年10月1日現在)」による。  
 第1号被保険者数は、「介護保険事業状況報告(平成22年9月末現在)」による。

### 第1号被保険者の状況

平成23年10月1日現在、逗子市の第1号被保険者数は16,745人（65～74歳：8,248人、75歳以上：8,497人）となっております。

平成23年4月末現在の第1号被保険者の年齢構成で比較すると、75歳以上の構成割合が全国より上回っており、横須賀・三浦圏域の中でも最も高くなっています。

### 第1号被保険者の年齢別（75歳区切り）構成



介護保険事業状況報告（平成23年4月分） 認定者は4月末現在

## (2) 要支援・要介護認定者の状況

### 認定状況

本市の要支援・要介護認定者数は、平成23年10月1日時点で2,907人と毎年増加を続けており、ここ4年間は年に100人程度増加しています。

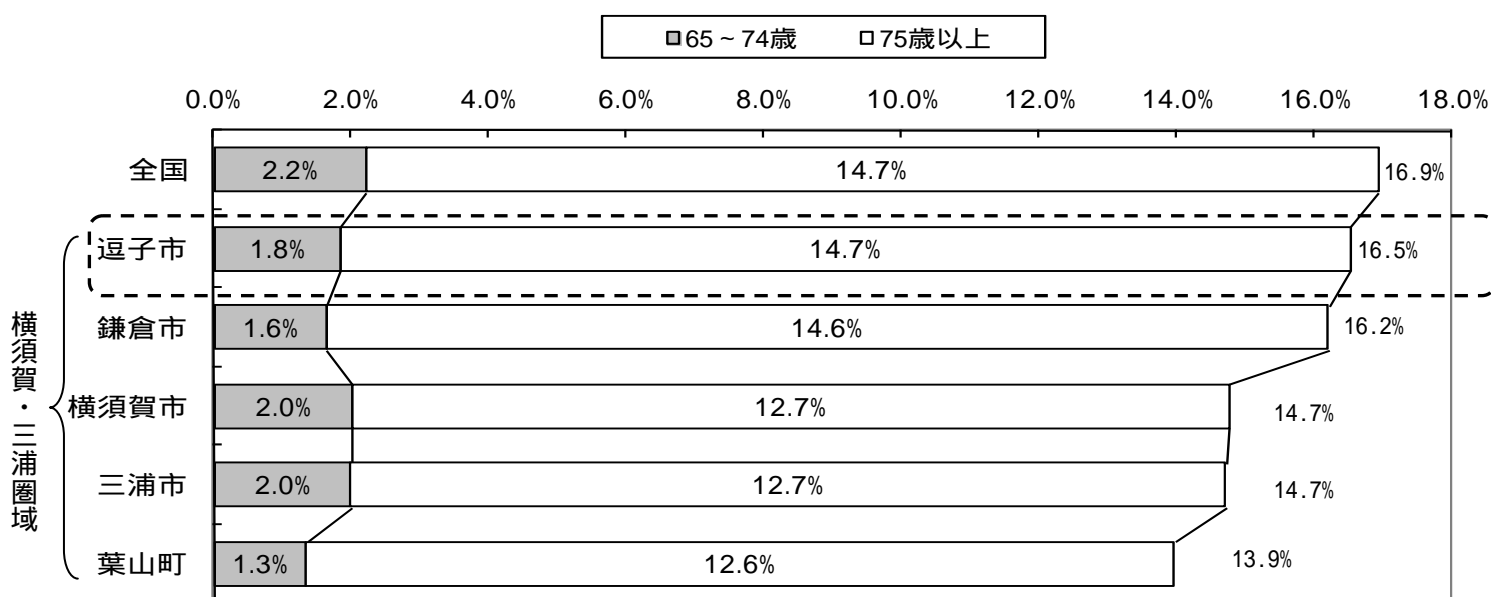
平成23年4月末現在の第1号被保険者数に占める認定者の割合を比較すると、全国(16.9%)に比べると低いものの、横須賀・三浦圏域の中では最も高くなっています。年齢の内訳では、75歳以上の割合が横須賀・三浦圏域の中では最も高く、14.7%となっています。また、認定者の介護度別構成割合では、横須賀・三浦圏域の中で、要支援1・2の割合が最も高くなっています。

### 逗子市要支援・要介護認定者数の推移

区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要介護等認定者計(人)		2,346	2,364	2,466	2,600	2,757	2,907
対前年増減数			18	102	134	157	150
介護度別	要支援1	209	332	345	375	374	412
	要支援2	195	337	349	371	404	412
	要介護1	684	303	322	333	362	398
	要介護2	375	446	429	463	508	546
	要介護3	356	379	414	399	378	391
	要介護4	294	329	349	375	380	363
	要介護5	233	238	258	284	351	385

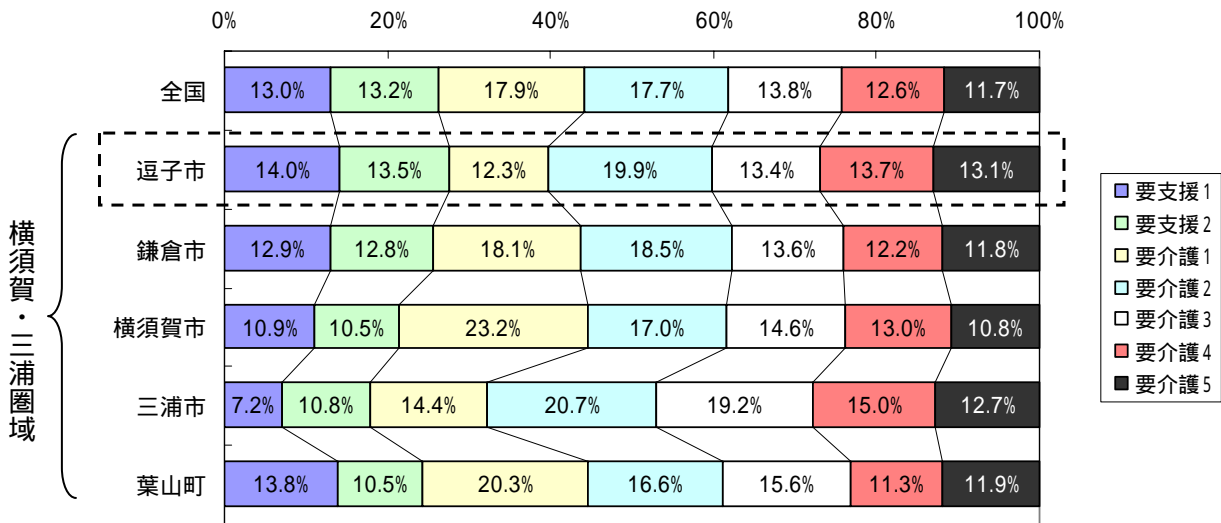
介護保険事業状況報告(各年10月1日現在)

### 第1号被保険者に占める認定者の割合



介護保険事業状況報告(平成23年4月分) 第1号被保険者・認定者は4月末現在

## 認定者の介護度別構成割合

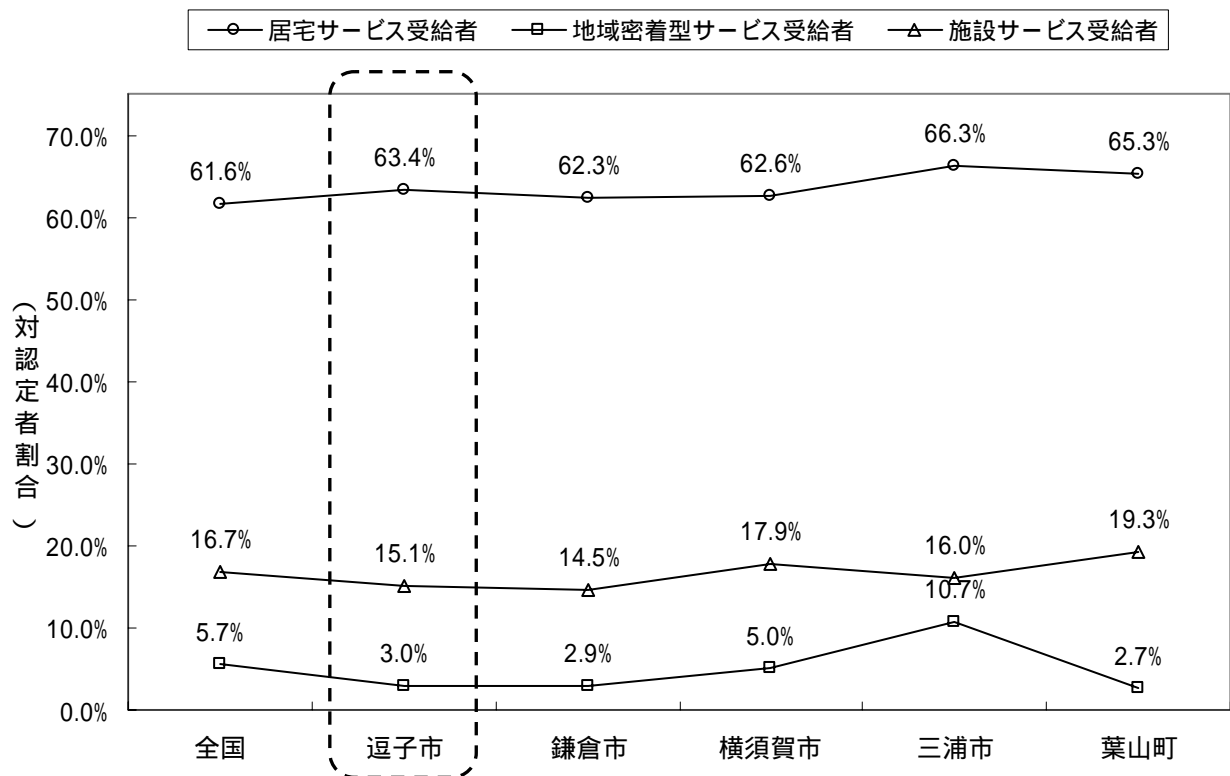


介護保険事業状況報告（平成23年4月分） 認定者は4月末現在

### サービスの受給状況

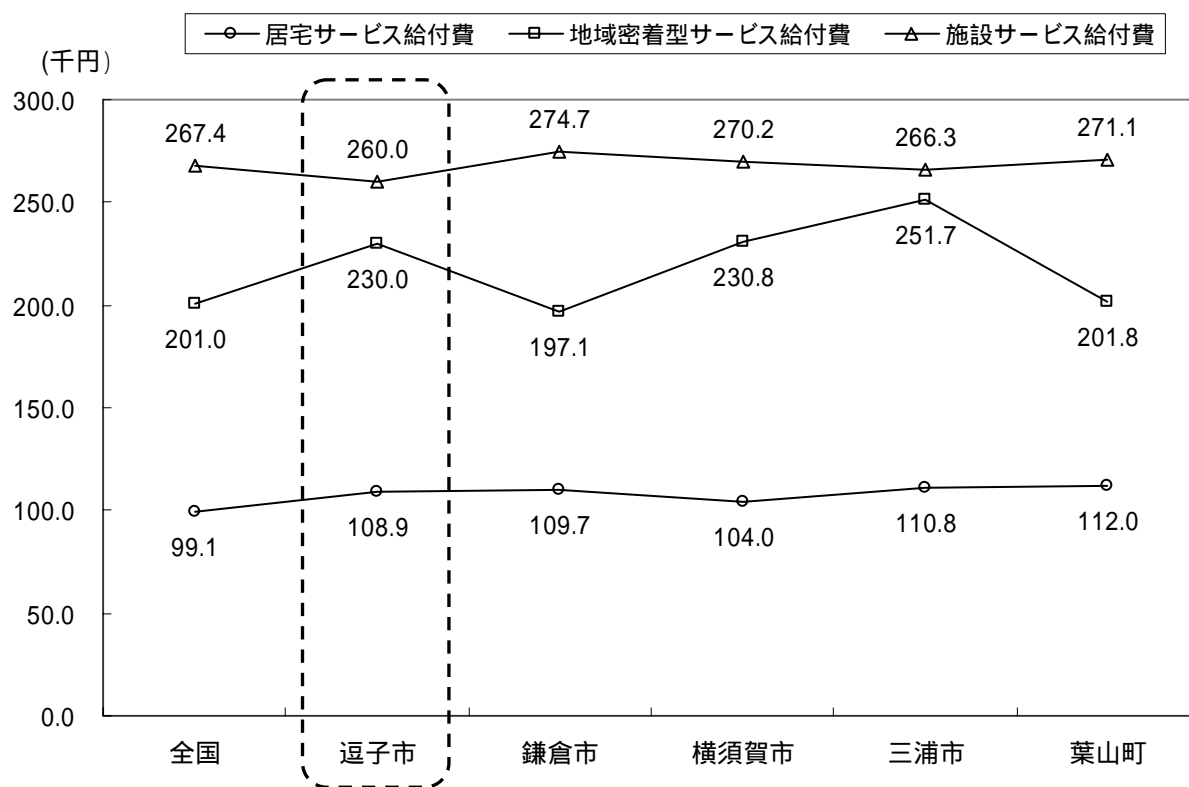
平成23年4月分におけるサービス受給者割合を比較すると、居宅サービス受給者が63.4%、地域密着型サービス受給者が3.0%、施設サービス受給者が15.1%となっており、横須賀・三浦圏域の中では施設サービス受給者割合が鎌倉市に次いで低くなっています。次にサービス種別の受給者一人当たりの給付費の比較では、施設サービス給付費、地域密着型サービス給付費、居宅サービス給付費の順となっており、地域密着型サービスの受給者一人当たりの給付費は、全国平均より高く、圏域内でも三浦市、横須賀市に次いで3番目となっています。

### 認定者に占めるサービス種別受給者割合



介護保険事業状況報告（平成23年4月分） 認定者は4月末現在、受給状況は5月利用分の実績

## サービス種別に見た受給者一人当たりの給付費



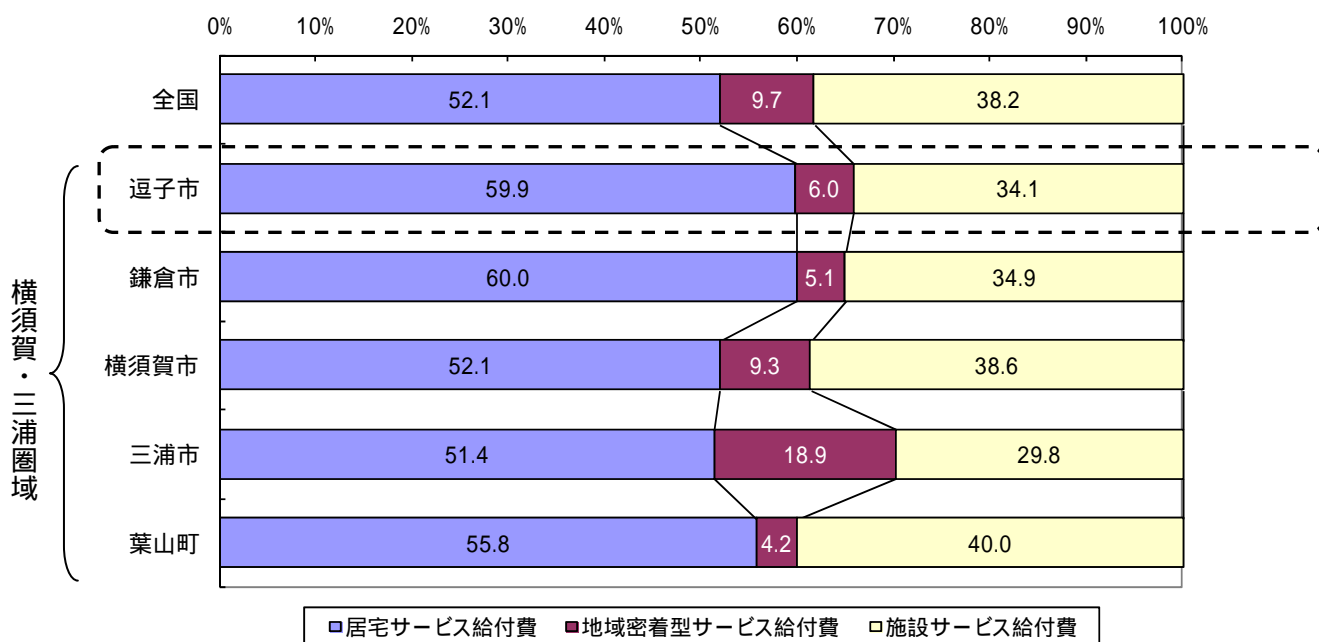
介護保険事業状況報告（平成23年4月分） 認定者は4月末現在、受給状況は5月利用分の実績



### サービスの給付費割合

平成23年4月分におけるサービス別の給付費割合を比較すると、居宅サービスの給付費割合が59.9%と、全国より高く、横須賀・三浦圏域の中でも、鎌倉市に次いで高くなっています。

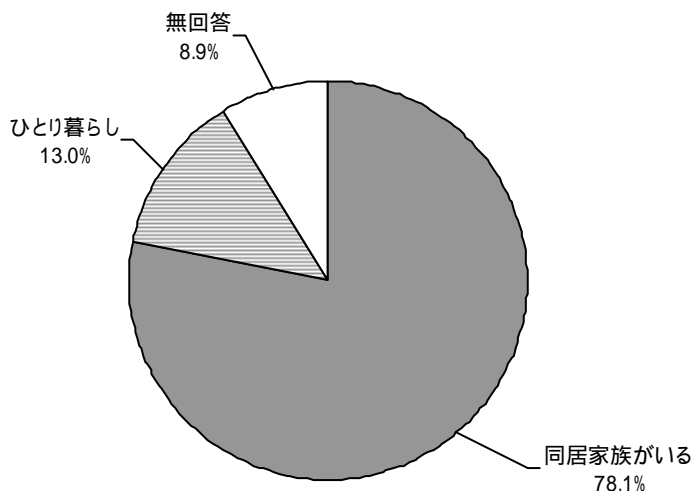
### サービス種別に見た給付費の構成比



介護保険事業状況報告（平成23年4月分） 認定者は4月末現在、受給状況は5月利用分の実績

## 1 - 2 高齢者の生活実態

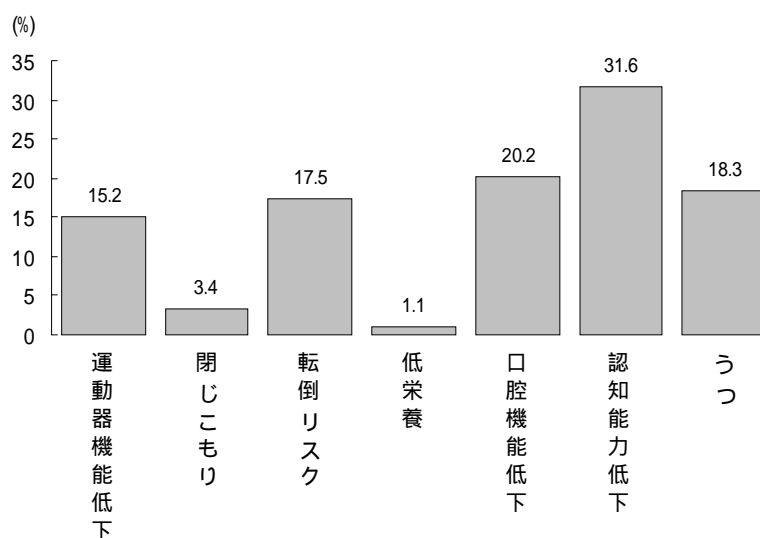
### 同居状況



一般高齢者調査結果（平成23年2月実施）

平成23年2月に実施した高齢者保健福祉計画改定のためのアンケート調査結果によると、「同居家族がいる」が78.1%、「ひとり暮らし」が13.0%となっています。

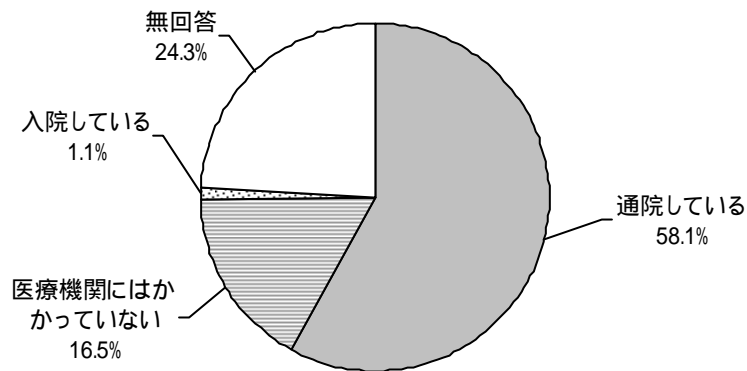
### 日常生活圏域ニーズ調査項目のリスク別の発生割合



一般高齢者調査結果（平成23年2月実施）

平成23年2月に実施した高齢者保健福祉計画改定のためのアンケート調査結果によると、日常生活圏域ニーズ調査項目のリスク別の発生割合は、「認知能力低下」が31.6%と最も多く、以下、「口腔機能低下」20.2%、「うつ」18.3%、「転倒リスク」17.5%、「運動器機能低下」15.2%、「閉じこもり」3.4%、「低栄養」1.1%の順となっています。特にリスクの高い「認知能力低下」の予防が重要です。

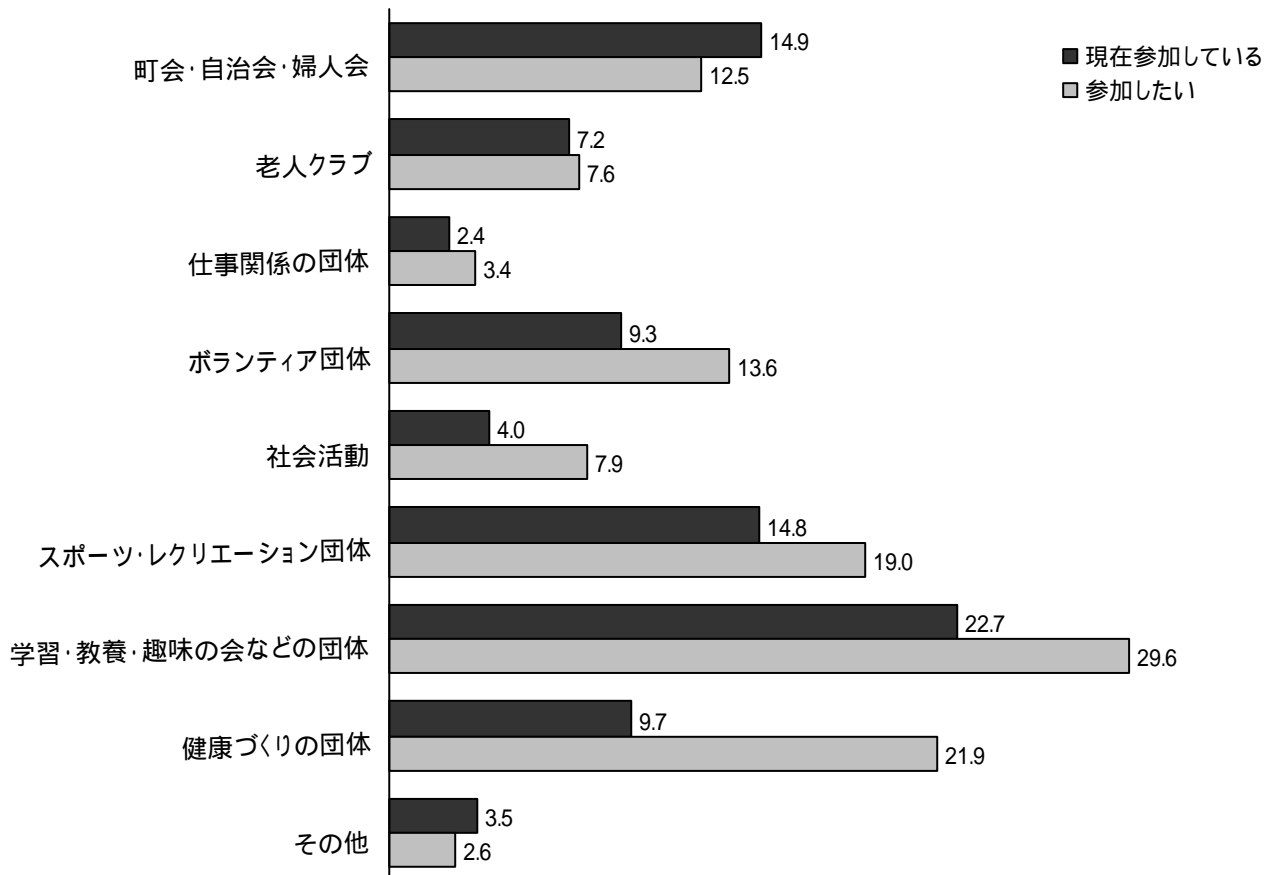
## 現在の通院・入院状況



一般高齢者調査結果（平成23年2月実施）

現在の通院・入院状況は、「通院している」が58.1%と過半数を占めており、医療ケアの充実が望まれます。

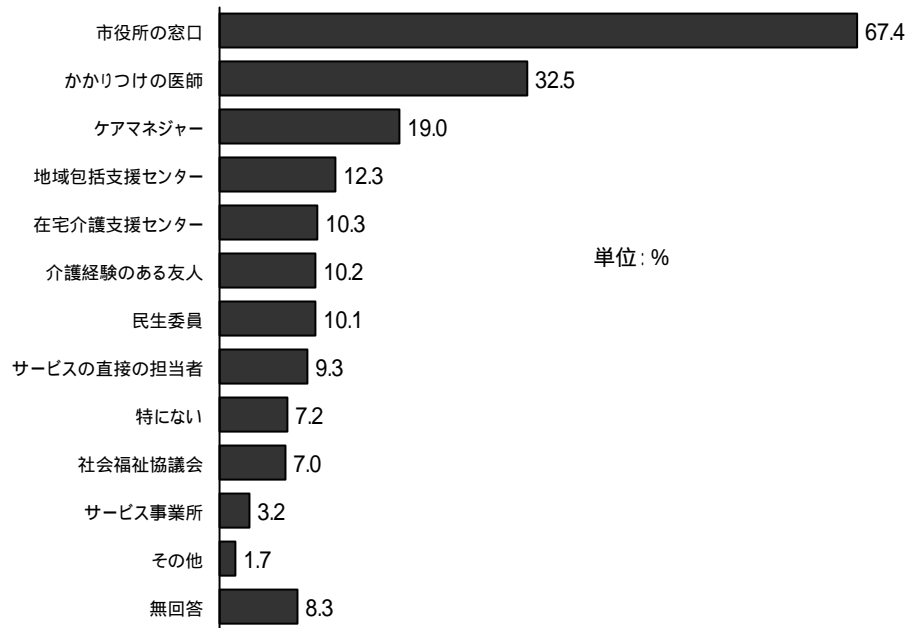
## 団体活動への参加意向



一般高齢者調査結果（平成23年2月実施）

団体活動への参加意向をみると、「学習・教養・趣味の会などの団体」への参加意向が29.6%と最も多く、以下、「健康づくりの団体」21.9%、「スポーツ・レクリエーション団体」19.0%、「ボランティア団体」13.6%の順となっています。高齢者が社会参加によって生きがいを持ち、いつまでも健康で生き生きと暮らせるような環境づくりが必要です。

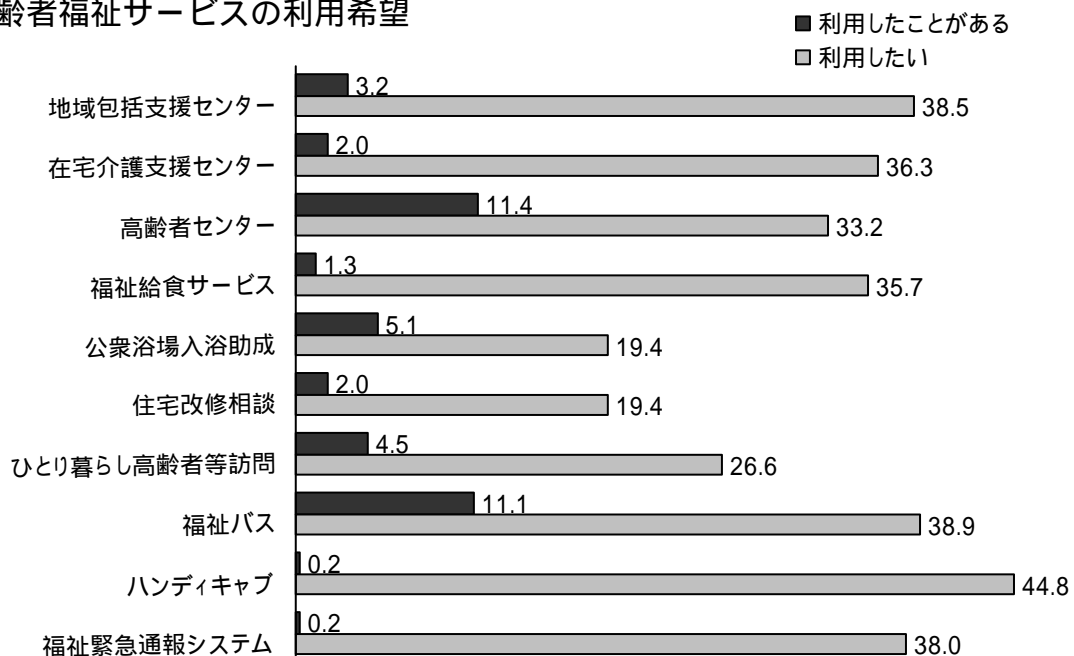
## 相談しやすい窓口



一般高齢者調査結果（平成23年2月実施）

介護保険制度や高齢者の各種保健福祉制度について相談しやすい窓口は、「市役所の窓口」が67.4%と最も多く、以下、「かかりつけの医師」32.5%、「ケアマネジャー」19.0%、「地域包括支援センター」12.3%の順となっています。

## 高齢者福祉サービスの利用希望

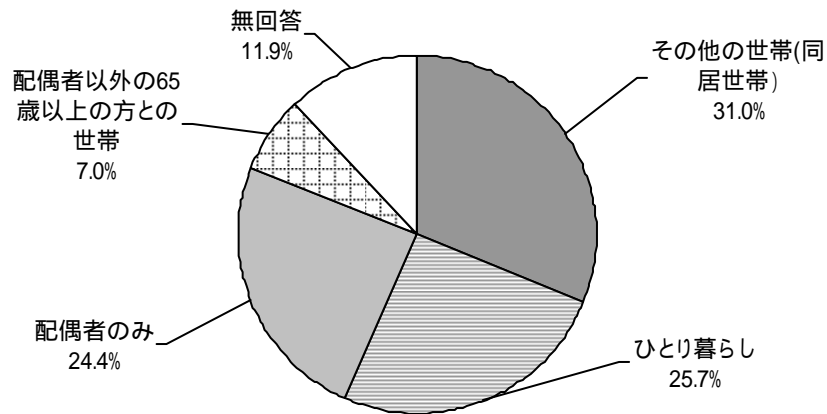


一般高齢者調査結果（平成23年2月実施）

高齢者福祉サービスの利用希望は、「ハンディキャブ」が44.8%と最も多く、以下、「福祉バス」38.9%、「地域包括支援センター」38.5%、「福祉緊急通報システム」38.0%の順となっています。介護保険サービス以外にも様々な福祉サービスの利用ニーズが高くなっています。

### 1 - 3 高齢者介護の状況

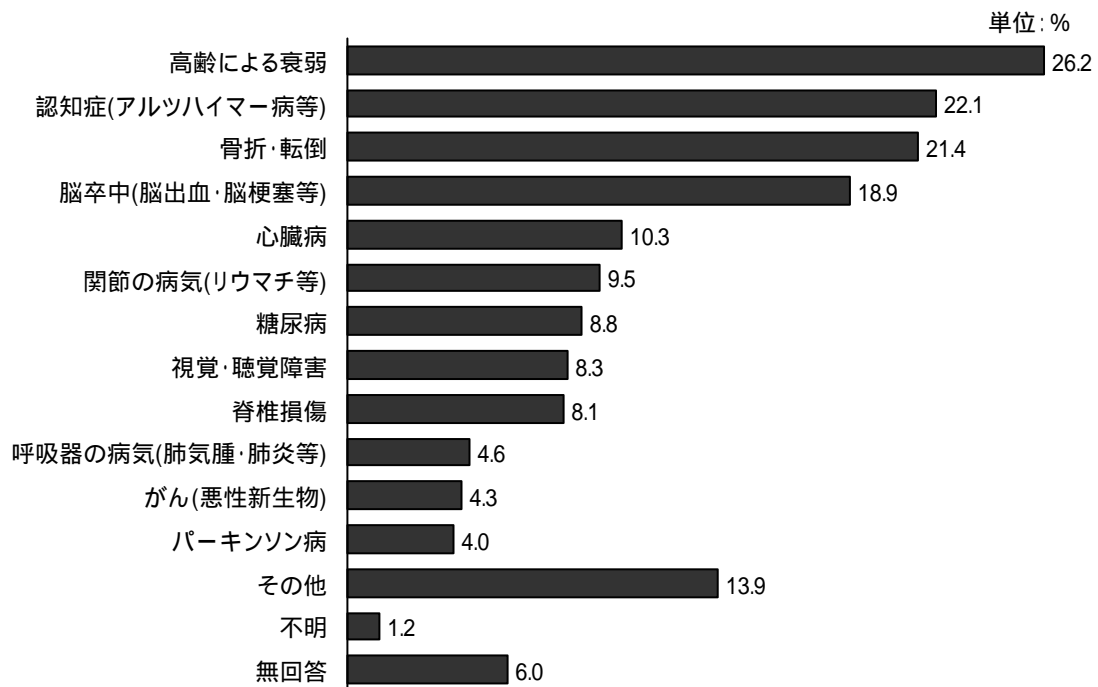
#### 家族構成



要介護認定者調査結果（平成23年2月実施）

家族構成については、「その他の世帯（同居世帯）」が31.0%と最も多く、以下、「ひとり暮らし」25.7%、「配偶者のみ」24.4%、「配偶者以外の65歳以上の方との世帯」7.0%の順となっています。

#### 介護が必要になった原因

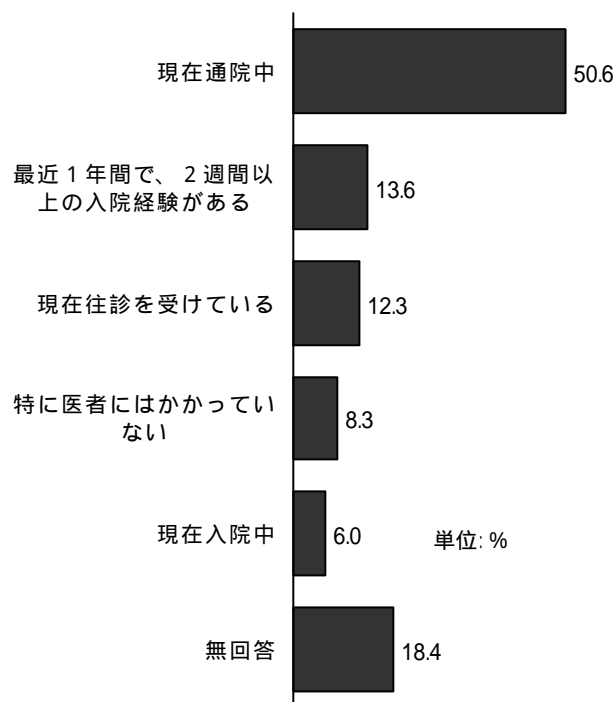


要介護認定者調査結果（平成23年2月実施）

介護が必要になった原因は、「高齢による衰弱」が26.2%と最も多く、以下、「認知症（アルツハイマー病等）」22.1%、「骨折・転倒」21.4%、「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」18.9%の順となっています。

### 病気やけがの治療状況

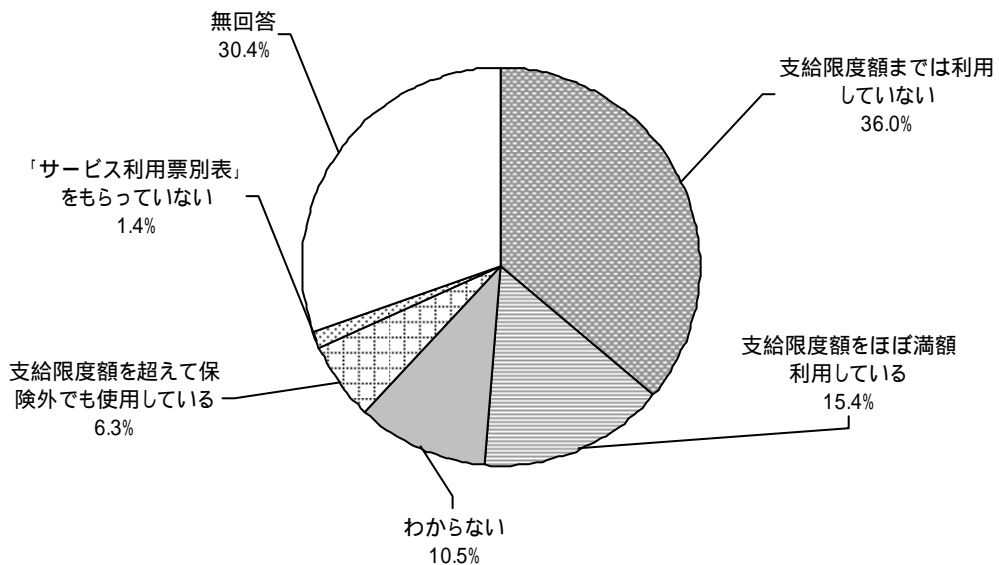
病気やけがの治療状況は、「現在通院中」が50.6%と最も多く、以下、「最近1年間で、2週間以上の入院経験がある」13.6%、「現在往診を受けている」12.3%、「特に医者にはかかっていない」8.3%の順となっています。



要介護認定者調査結果（平成23年2月実施）

## 支給限度額に対する利用の程度、利用していない理由

### 【支給限度額に対する利用の程度】

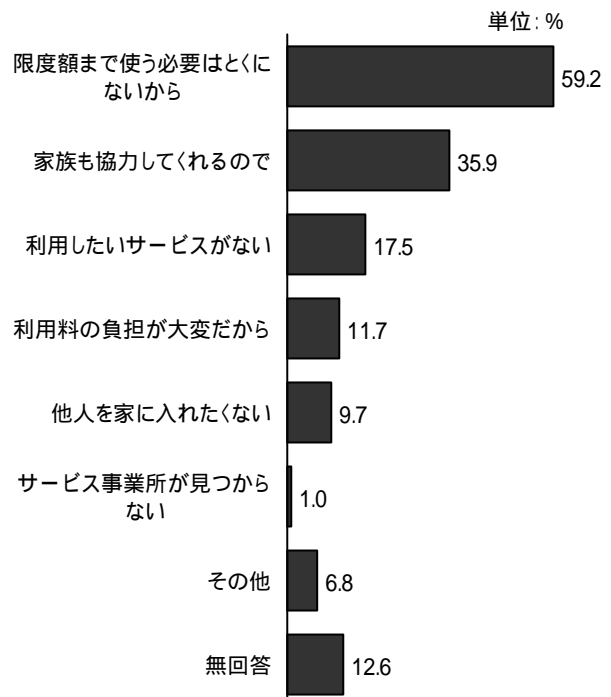


要介護認定者調査結果（平成23年2月実施）

支給限度額に対する利用の程度は、「支給限度額までは利用していない」が36.0%と最も多く、以下、「支給限度額をほぼ満額利用している」15.4%、「わからない」10.5%、「支給限度額を超えて保険外でも利用している」6.3%、「サービス利用票別表」をもらっていない」1.4%の順となっています。「支給限度額までは利用していない」人が多いため、今後の利用状況によっては、サービスの需要が増減する可能性があります。

### 【利用していない理由】

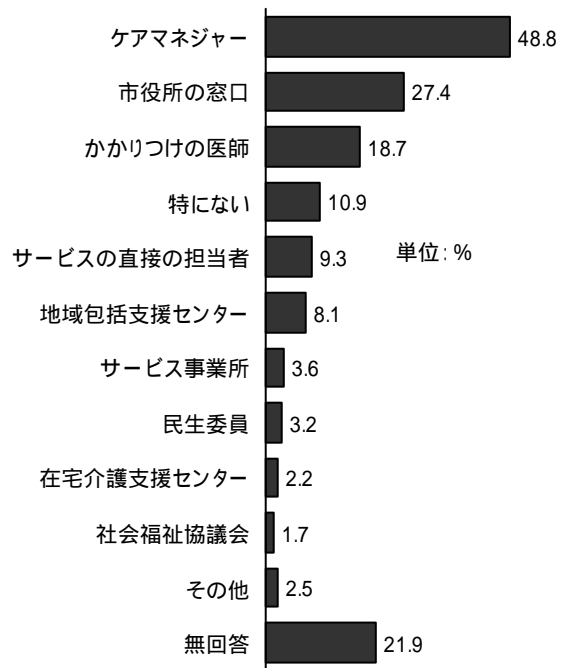
支給限度額まで利用していない理由は、「限度額まで使う必要はとくにないから」が59.2%と最も多く、以下、「家族も協力してくれるので」35.9%、「利用したいサービスがない」17.5%、「利用料の負担が大変だから」11.7%、「他人を家に入れたくない」9.7%、「サービス事業所が見つからない」1.0%の順となっています。



要介護認定者調査結果（平成23年2月実施）

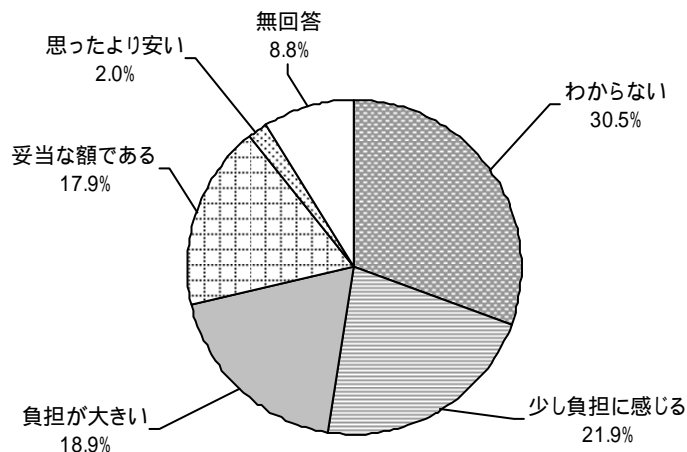
### 相談しやすいところ

介護保険制度や高齢者の各種保健福祉制度について相談しやすいところは、「ケアマネジャー」が48.8%と最も多く、以下、「市役所の窓口」27.4%、「かかりつけの医師」18.7%の順となっています。



要介護認定者調査結果（平成23年2月実施）

### 介護保険料の負担感



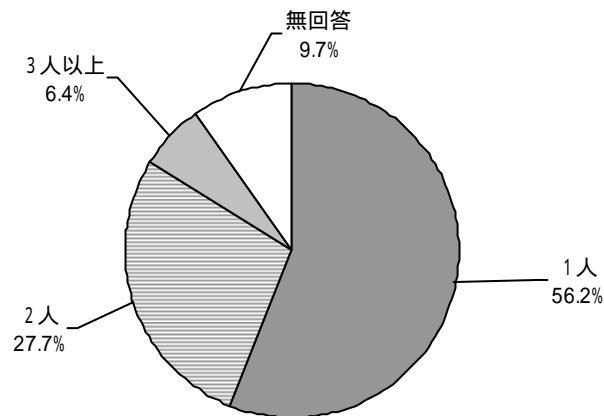
要介護認定者調査結果（平成23年2月実施）

介護保険料支払額の負担感については、「わからない」が30.5%と最も多く、以下、「少し負担を感じる」21.9%、「負担が大きい」18.9%、「妥当な額である」17.9%、「思ったより安い」2.0%となっています。



## 介護者の人数、性・年齢、介護者の状況

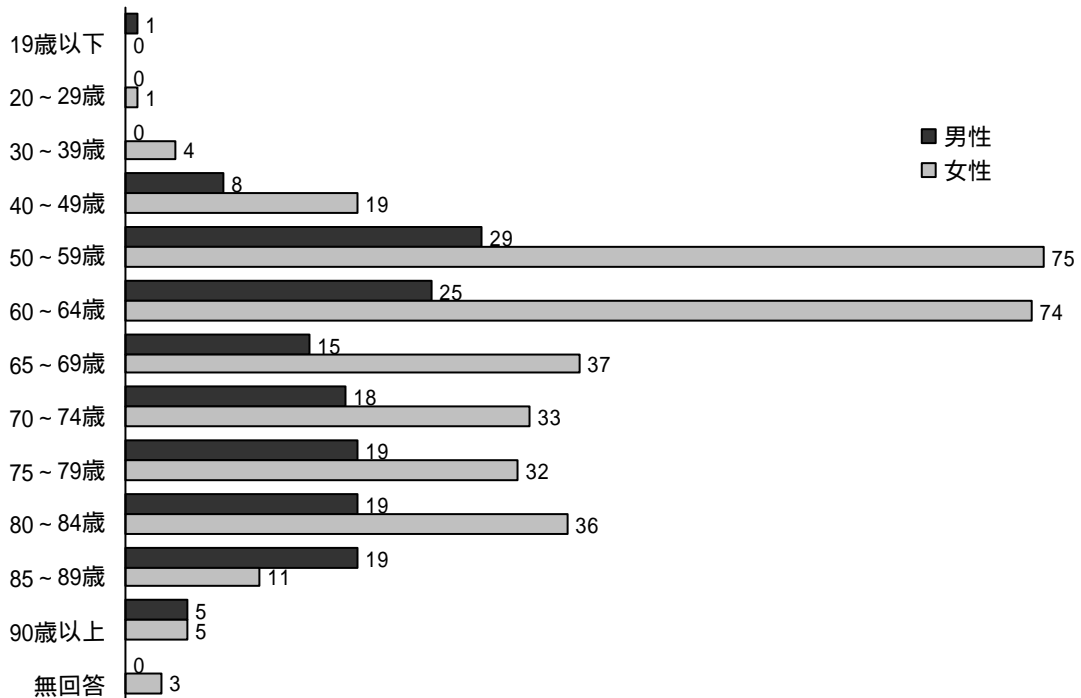
### 【介護者の人数】



介護者調査結果（平成23年2月実施）

介護者の人数は、「1人」が56.2%と最も多く、以下、「2人」27.7%、「3人以上」6.4%となっており、過半数が「1人」という状況です。

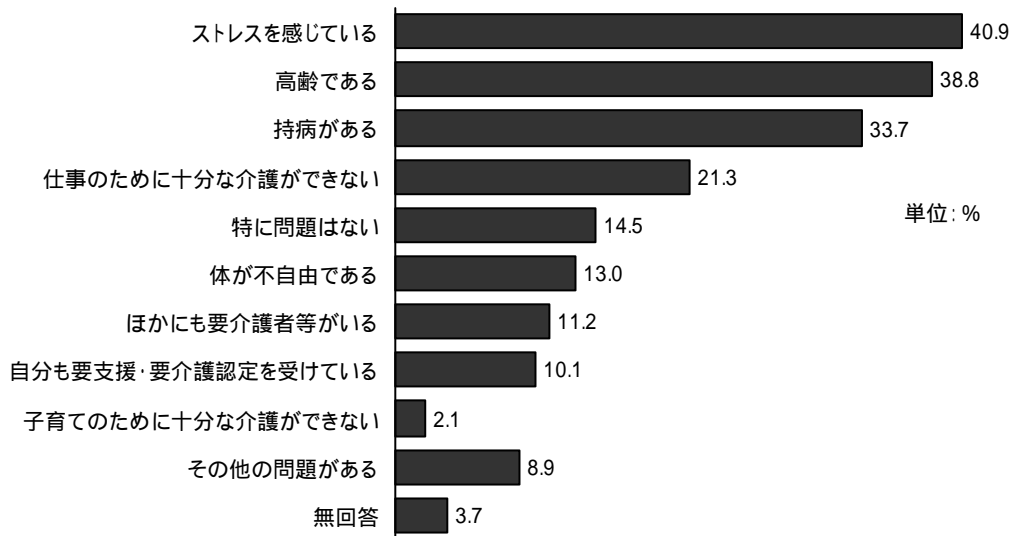
### 【介護者の性・年齢】



介護者調査結果（平成23年2月実施）

介護者の性別は女性の方が多く、特に女性50歳～64歳が多くなっています。男女とも50歳代から急激に人数が増加しており、50歳以上は全体の約9割を占めています。

## 【介護者の状況】

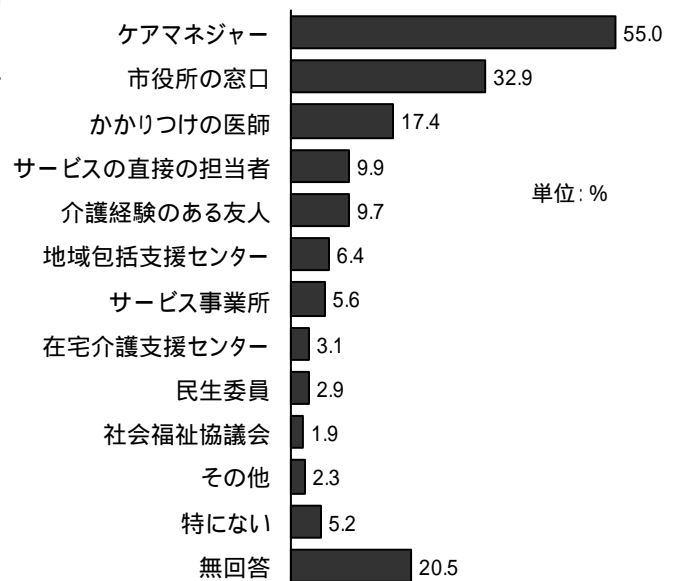


介護者調査結果（平成23年2月実施）

介護者の状況は、「ストレスを感じている」が40.9%と最も多く、以下、「高齢である」38.8%、「持病がある」33.7%、「仕事のために十分な介護ができない」21.3%、「特に問題はない」14.5%、「体が不自由である」13.0%、「ほかにも要介護者等がいる」11.2%、「自分も要支援・要介護認定を受けている」10.1%の順となっています。また、「その他の問題がある」の具体的な内容としては、「体調不良・病気・疲労など」が多く見られました。

### 相談しやすいところ

介護保険制度や高齢者の各種保健福祉制度について相談しやすいところは、「ケアマネジャー」が55.0%と最も多く、以下、「市役所の窓口」32.9%、「かかりつけの医師」17.4%の順となっています。



介護者調査結果（平成23年2月実施）

## 2 逗子市の将来フレーム

### 2 - 1 平成 29 年度までの見込み

#### (1) 高齢者人口

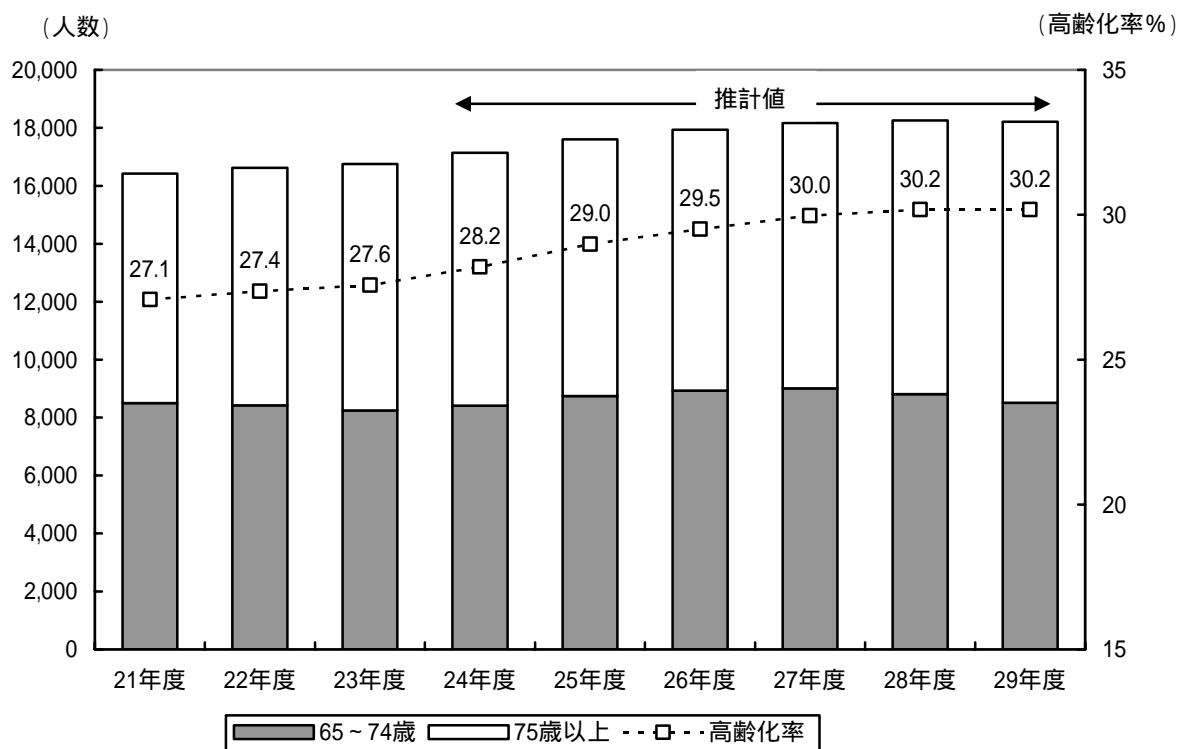
本市の総人口は、ここ最近の人口増の影響で、平成24年の60,755人まで膨らみ、その後は減少に転じて、平成29年には60,352人になると推計しています。

うち65歳以上人口は平成28年まで増加を続け、平成26年には17,930人（高齢化率が29.5%）、平成28年には18,254人と推計しています。

#### 人口の将来推計

	第5期計画								
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総人口	60,630	60,718	60,740	60,755	60,731	60,678	60,598	60,490	60,352
40～64歳	20,894	21,047	21,393	21,293	21,180	21,151	21,088	21,184	21,314
65歳以上	16,415	16,612	16,745	17,133	17,606	17,930	18,163	18,254	18,213
65～74歳	8,500	8,427	8,248	8,410	8,749	8,937	9,007	8,811	8,510
75歳以上	7,915	8,185	8,497	8,723	8,857	8,993	9,156	9,443	9,703
高齢化率	27.1	27.4	27.6	28.2	29.0	29.5	30.0	30.2	30.2

平成23年度までは住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めた値。平成24年度以降はコーホート変化率法を用いて推計。（各年10月1日現在）



(2) 要支援・要介護認定者数

本市の要支援・要介護認定者数は、毎年増加を続け、平成24年に3,009人、平成29年には3,500人に近づくと見込まれます。

要支援・要介護認定者の将来推計

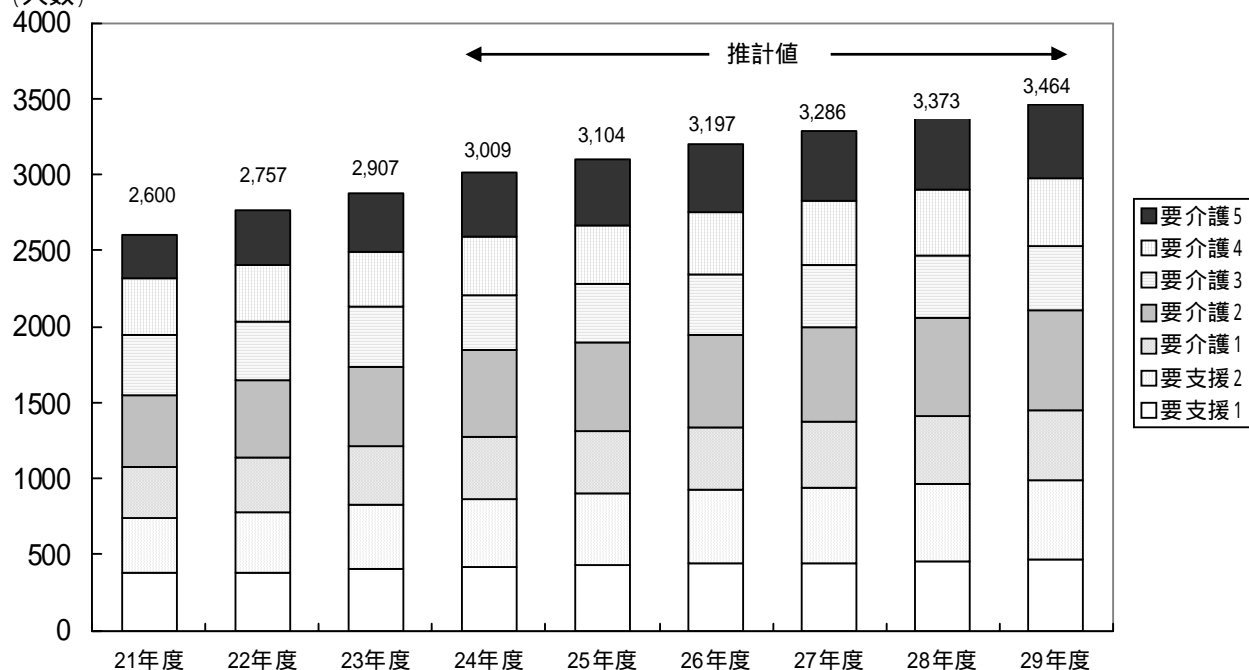
区 分	第 5 期 計 画								
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要介護等認定者計(人)	2,600	2,757	2,907	3,009	3,104	3,197	3,286	3,373	3,464
対前年増減数		157	150	130	95	93	89	87	91
要支援1	375	374	412	412	424	435	444	455	466
要支援2	371	404	412	458	472	485	497	510	522
要介護1	333	362	398	400	410	422	433	444	455
要介護2	463	508	546	572	590	607	626	641	659
要介護3	399	378	391	364	378	390	402	413	425
要介護4	375	380	363	384	396	410	422	435	449
要介護5	284	351	385	419	434	448	462	475	488

(参考)平成21年度実績を100とした場合の伸び

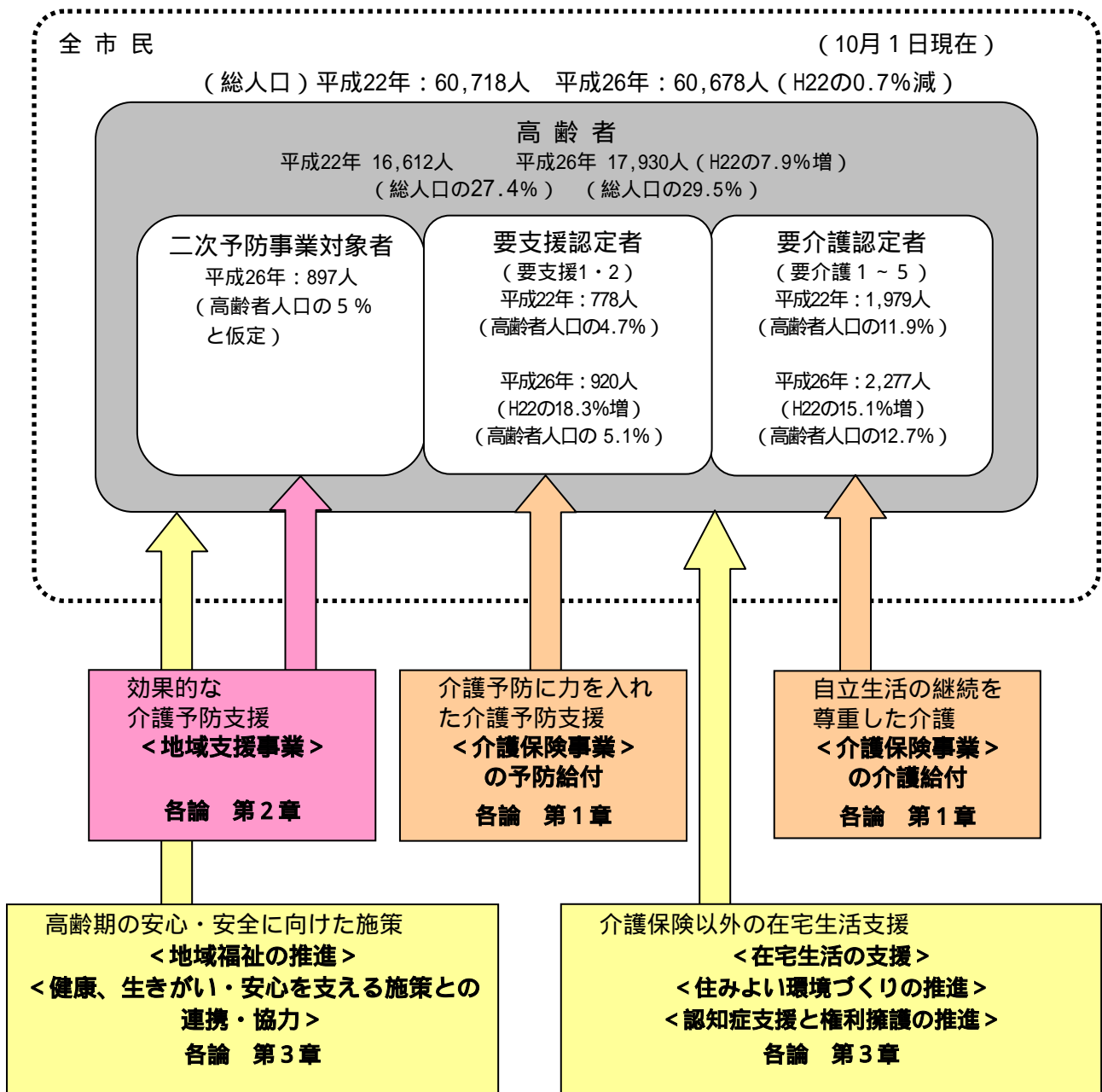
要支援1	100	100	110	110	113	116	118	121	124
要支援2	100	109	111	123	127	131	134	137	141
要介護1	100	109	120	120	123	127	130	133	137
要介護2	100	110	118	124	127	131	135	138	142
要介護3	100	95	98	91	95	98	101	104	107
要介護4	100	101	97	102	106	109	113	116	120
要介護5	100	124	136	148	153	158	163	167	172

第1号保険者及び第2号被保険者の合計値。(各年10月1日現在)

(人数)



## 対象者区別に見た支援イメージ



二次予防事業対象者：介護保険の要介護・要支援認定者ではありませんが、閉じこもりや虚弱など、要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者です。国は、高齢者人口の5%程度と想定しています。対象者は、基本チェックリストなどにより、決定されます。

## 2 - 2 計画目標

### (1) 第5期計画期間中の施設等の整備方針

計画期間中に、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護の基盤整備を見込んでいます。

#### 第5期計画期間中の新規・増設等の見込み

区分	施設種別	第5期の目標
入所施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・第4期計画の100床を本計画期間中に整備する。
	介護老人保健施設	・100床の新設を目指す
入居施設	認知症対応型共同生活介護	・2ユニット(定員18人)の新設を目指す
	特定施設入居者生活介護	・200床の新設を目指す

#### [市内の施設等の現況]

区分	施設種別	施設数	定員数
入所施設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	2 箇所	168人
	介護老人保健施設	2 箇所	175人
入居施設	認知症対応型共同生活介護	5 箇所	62人
	地域密着型特定施設入居者生活介護	1 箇所	23人
	特定施設入居者生活介護	1 箇所	53人

平成23年10月1日現在

## (2) 入所・入居施設利用の目標

介護保険3施設では療養病床の転換を、また、居住系サービスでは今後の居住系サービスのニーズを加味して、将来の施設・居住系サービスの利用者を見込みました。住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅と施設のバランスのあるサービス提供を目指します。

### 入所施設利用の将来展望

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護保険3施設利用者		437	449	567
介護老人福祉施設	利用者数	229	233	327
	市内施設定員数	168	168	268
介護老人保健施設	利用者数	195	203	227
	市内施設定員数	181	181	281
介護療養型医療施設	利用者数	13	13	13
	市内施設定員数	0	0	0

利用者数は各年度10月1日現在。施設定員数は3月31日現在。

### 入居施設利用の将来展望

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
居住系サービス利用者		80	80	98
認知症対応型共同生活介護	利用者数	62	62	80
	市内定員数	62	62	80
特定施設入居者生活介護(介護専用型)	利用者数	-	-	-
	市内定員数	-	-	-
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数	18	18	18
	市内定員数	23	23	23

利用者数は各年度10月1日現在。定員数は3月31日現在。

### 要介護2～5に占める入所・入居施設利用者の割合

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護保険3施設利用者	437	449	567
居住系サービス利用者	80	80	98
施設・居住系サービス利用者計(A)	517	529	665
施設・居住系サービス利用者に占める要介護2～5の割合(=A/B)	29.7%	29.4%	35.8%
要介護2～5の認定者(B)	1,739	1,798	1,855

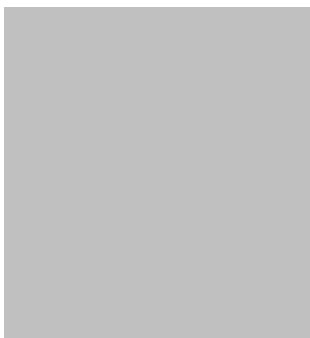
### (3) 介護保険3施設を利用する重度者への重点化の目標

施設利用者に占める要介護4・5の割合は、療養病床の転換、介護老人福祉施設の利用者の重度化を加味して、将来の施設サービスの要介護4・5の人数を見込みました。運営基準に沿った入所基準に従って施設利用を進めるとともに、在宅生活へのサポート体制も整備していきます。

#### 入所施設利用者に占める重度者割合

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護保険3施設利用者 (A)	437	449	567
うち、要介護4・5の人数 (B)	284	299	362
施設利用者に占める要介護4・5の割合 (= B / A)	65.0%	66.6%	63.8%





## 第2部



各論





# 第1章 介護保険事業の推進

## 【介護保険サービスの体系】

介護給付（対象：要介護1～5）

サービス名	内容
居宅サービス	
訪問介護	ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、食事、入浴、排せつなどの身体介護や、炊事、掃除、洗濯などの生活援助を行う事業のうち、要介護1～5の認定を受けた方（以下「要介護認定者」）が利用するサービスです。
訪問入浴介護	入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで家庭を訪問し、入浴の介助を行う事業のうち、寝たきりなどの要介護認定者が利用するサービスです。
訪問看護	訪問看護ステーションなどの看護師、保健師などが家庭を訪問して、主治医と連絡を取りながら、病状を観察したり、医療的処置などのケアや在宅での看取りの支援を行う事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、看護師などが家庭を訪問して、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行う事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが自宅等を訪問して、医学的な管理や指導を行う事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。
通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターなどに日帰りで通い、食事、入浴の提供、日常動作訓練、レクリエーション面での支援などが受けられる事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。
通所リハビリテーション（デイケア）	医療施設や介護老人保健施設などに日帰りで通い、理学療法士や作業療法士などによるリハビリテーションを提供する事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。
短期入所生活介護（ショートステイ）	短期間施設に宿泊しながら、日常生活上の介護や機能訓練などを提供する事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。
短期入所療養介護（ショートステイ）	短期間施設に宿泊しながら、医療上のケアを含む日常生活上の介護や機能訓練などを提供する事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居する要介護認定者に対し、特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の介護、機能訓練・療養上の介護を行い、施設で能力に応じた自立した生活をできるようにするサービスです。
福祉用具貸与	要介護認定者に対し、車いすや特殊ベッドなどの用具の貸与を行います。
特定福祉用具購入	要介護認定者に対し、排せつや入浴などに用いる用具の購入費を支給します。
移送サービス	介護保険法に規定する市町村特別給付サービス（法定のサービス以外に市町村が条例で定めるサービス）として、本市では、平成15年度から移送サービスを実施しています。要介護状態区分が重く、かつ、低所得の方について、通院等のための移送サービスが利用できます。

サービス名	内容
<b>地域密着型サービス</b>	
夜間対応型訪問介護	夜間、定期的な巡回訪問や通報を受けて、居宅で要介護認定者がホームヘルパー（訪問介護員）により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話などを受けることができるサービスです。
認知症対応型通所介護（デイサービス）	認知症の要介護認定者が、デイサービスセンター等を利用して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることのできるサービスです。
小規模多機能型居宅介護	要介護認定者の様態や希望に応じて、サービス拠点への「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることのできるサービスです。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の要介護認定者が共同で生活できる場で、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられるサービスです。
地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）	定員29人以下の有料老人ホーム等に入居している要介護認定者が、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けることのできるサービスです。本市においては、定員23名の既存の有料老人ホームが、地域密着型サービスに移行されず。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養ホーム）	定員29人以下の特別養護老人ホームに入居（所）している要介護認定者が、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けることのできるサービスです。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	居宅要介護者が定期的な巡回介護、または随時通報によりそのものの居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話を受けることのできるサービスです。
複合型サービス	居宅要介護者が、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問看護、夜間対応型訪問看護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることによって提供されるサービスのうち一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組み合わせにより提供されるサービスであると定められたサービスです。
住宅改修	要介護認定者に対し、住宅の手すりの取付けや段差の解消などの小規模な改修の費用を支給します（上限あり）。
居宅介護支援	介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者の心身の状況に応じて、いつ、どんなサービスを、どの事業者から利用するかといった介護サービス計画（ケアプラン）を作成するもので、要介護認定者に対して提供するサービスです。
<b>介護保険施設サービス</b>	
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	食事や排せつなどで常時介護が必要で、自宅では介護が困難な場合に入所します。食事、入浴、排せつなど、日常生活の介助、機能訓練、健康管理などのサービスが利用できます。
介護老人保健施設（老人保健施設）	症状が安定し、自宅へ戻れるようリハビリに重点をおいたケアが必要な高齢者などが入所します。医学的管理下での介護、機能訓練、日常生活の介助などが受けられます。介護老人保健施設は、介護保険制度の下で、医学的管理・機能訓練等の実施により在宅復帰支援施設として位置付けられており、その役割が一層期待されています。
介護療養型医療施設（療養型病床）	急性期の治療が終わり、長期にわたる療養や介護を必要とする高齢者などが入院します。医療、療養上の管理、看護などが受けられます。

予防給付 （対象：要支援1、2）

サービス名	内容
<b>介護予防サービス</b>	
介護予防訪問介護	ホームヘルパーが家庭を訪問し、身の回りのこと、炊事、掃除、洗濯などの家事をできる限り本人主体で行うことができるよう援助する、要支援1又は要支援2の認定を受けた方（以下「要支援認定者」）に対するサービスです。
介護予防訪問入浴介護	要支援認定者の心身状況と衛生状態の維持・向上のため、入浴の支援を行います。
介護予防訪問看護	訪問看護ステーションなどの看護師、保健師などが、主治医との連携のもとに、自宅における健康チェックや健康管理指導などを行う、要支援認定者のための介護予防サービスです。
介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などが要支援認定者の家庭を訪問して、介護予防のためのリハビリテーションを行います。
介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが要支援認定者の家庭を訪問して、医療的な指導を行います。
介護予防通所介護（デイサービス）	要支援認定者が、デイサービスセンターなどに日帰りで通い、食事、入浴、日常動作訓練、レクリエーション活動などを通じて介護予防支援を受けることができます。運動器の機能向上トレーニング、口腔機能向上のための指導、栄養指導などは、選択的メニューとして実施されます。
介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	要支援認定者が、医療施設や介護老人保健施設などに日帰りで通い、理学療法士や作業療法士などによるリハビリテーション等心身機能の維持・向上のための介護予防支援を受けます。
介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	要支援認定者が、介護老人福祉施設等に短期間宿泊しながら、機能訓練や日常生活訓練などを受けることができます。
介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）	要支援認定者が、保健・医療施設に短期間宿泊しながら、医療的なケアや健康管理指導、機能訓練などを受けることができます。
介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居する要支援認定者に対し、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事の援助、その他の生活全般にわたる支援、機能訓練・療養上の支援を行うサービスです。
介護予防福祉用具貸与	要支援認定者に対し、日常生活の自立の維持・向上に有効なスロープ、歩行補助具、認知症高齢者徘徊感知器等の機器・設備の貸与を行います。
介護予防特定福祉用具購入	要支援認定者に対し、日常生活の自立の維持・向上に有効な機器・設備の購入費を支援します。腰掛け便座、入浴補助用具、簡易浴槽などが該当します。
<b>地域密着型サービス</b>	
介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援認定者の心身の状況や希望に応じて、サービス拠点への「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、食事や入浴などの日常生活の維持・向上を図るための支援や機能訓練を受けることのできるサービスです。
介護予防認知症対応型通所介護（デイサービス）	認知症の要支援認定者が、特別養護老人ホームや老人保健施設等を利用して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることのできるサービスです。
介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の要支援高齢者が共同生活を通じ、食事・入浴などの日常生活の維持・向上を図るための支援、機能訓練などを受けられるサービスです。
介護予防住宅改修	要支援認定者に対し、日常生活の自立の維持・向上に有効な小規模な改修の費用を支給します（上限あり）。
介護予防支援	地域包括支援センター等が策定する介護予防サービス計画に基づき、委託した介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者の心身状況や生活目標など個別に対応した介護予防プランを作成します。

【介護保険サービスの年間延べ利用人数（総括）】

介護給付

(単位:人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 居宅介護サービス					
訪問介護	8,403	8,424	8,454	8,550	8,656
訪問入浴介護	772	830	830	831	831
訪問看護	2,051	1,950	1,984	1,995	2,006
訪問リハビリテーション	483	464	506	508	510
居宅療養管理指導	5,291	5,705	7,052	7,534	8,011
通所介護	5,828	6,171	5,809	5,860	5,954
通所リハビリテーション	2,725	2,791	2,793	2,822	2,852
短期入所生活介護	1,982	1,942	1,954	1,977	2,001
短期入所療養介護	481	475	480	489	499
特定施設入居者生活介護	1,611	1,796	1,824	1,974	2,097
福祉用具貸与	7,804	8,409	8,680	8,757	8,836
特定福祉用具販売	225	243	266	275	286
(2) 地域密着型サービス					
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	219	189	184	186	189
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	240	240
認知症対応型共同生活介護	703	714	727	758	1,016
地域密着型特定施設入居者生活介護	212	186	191	200	208
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			0	0	0
複合型サービス			0	0	0
(3) 住宅改修	198	178	199	206	213
(4) 居宅介護支援	13,027	13,529	13,579	13,463	13,347
(5) 介護保険施設サービス					
介護老人福祉施設	2,661	2,702	2,748	2,796	3,924
介護老人保健施設	2,296	2,263	2,340	2,436	2,724
介護療養型医療施設	151	153	156	156	156

平成23年度～26年度は推計値。

予防給付

(単位:人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問介護	3,234	3,030	3,096	3,177	3,343
介護予防訪問入浴介護	4	0	0	0	0
介護予防訪問看護	248	221	236	251	265
介護予防訪問リハビリテーション	28	22	17	18	20
介護予防居宅療養管理指導	491	594	613	658	706
介護予防通所介護	1,446	1,330	1,381	1,413	1,534
介護予防通所リハビリテーション	1,063	994	1,054	1,114	1,174
介護予防短期入所生活介護	75	72	83	89	94
介護予防短期入所療養介護	2	5	5	7	9
介護予防特定施設入居者生活介護	308	454	536	593	756
介護予防福祉用具貸与	987	1,011	1,126	1,194	1,263
特定介護予防福祉用具販売	75	68	76	76	76
(2) 地域密着型サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	3	0	0	0	0
(3) 介護予防住宅改修	117	100	111	115	120
(4) 介護予防支援	5,398	5,232	5,476	5,787	6,099

平成23年度～26年度は推計値。

【介護保険サービスの年間延べ利用人数の伸び（総括）】

介護給付（平成22年度実績を100とした場合）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 居宅介護サービス					
訪問介護	100	100	101	102	103
訪問入浴介護	100	108	108	108	108
訪問看護	100	95	97	97	98
訪問リハビリテーション	100	96	105	105	106
居宅療養管理指導	100	108	133	142	151
通所介護	100	106	100	101	102
通所リハビリテーション	100	102	102	104	105
短期入所生活介護	100	98	99	100	101
短期入所療養介護	100	99	100	102	104
特定施設入居者生活介護	100	111	113	123	130
福祉用具貸与	100	108	111	112	113
特定福祉用具販売	100	108	118	122	127
(2) 地域密着型サービス					
夜間対応型訪問介護	100	-	-	-	-
認知症対応型通所介護	100	86	84	85	86
小規模多機能型居宅介護	100	-	-	-	-
認知症対応型共同生活介護	100	102	103	108	145
地域密着型特定施設入居者生活介護	100	88	90	94	98
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	100	-	-	-	-
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			-	-	-
複合型サービス			-	-	-
(3) 住宅改修	100	90	101	104	108
(4) 居宅介護支援	100	104	104	103	102
(5) 介護保険施設サービス					
介護老人福祉施設	100	102	103	105	147
介護老人保健施設	100	99	102	106	119
介護療養型医療施設	100	101	103	103	103

予防給付（平成22年度実績を100とした場合）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問介護	100	94	96	98	103
介護予防訪問入浴介護	100	0	0	0	0
介護予防訪問看護	100	89	95	101	107
介護予防訪問リハビリテーション	100	79	61	64	71
介護予防居宅療養管理指導	100	121	125	134	144
介護予防通所介護	100	92	96	98	106
介護予防通所リハビリテーション	100	94	99	105	110
介護予防短期入所生活介護	100	96	111	119	125
介護予防短期入所療養介護	100	250	250	350	450
介護予防特定施設入居者生活介護	100	147	174	193	245
介護予防福祉用具貸与	100	102	114	121	128
特定介護予防福祉用具販売	100	91	101	101	101
(2) 地域密着型サービス	100				
介護予防認知症対応型通所介護	100	-	-	-	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	100	-	-	-	-
介護予防認知症対応型共同生活介護	100	0	0	0	0
(3) 介護予防住宅改修	100	85	95	98	103
(4) 介護予防支援	100	97	101	107	113

【介護保険サービスの給付費（総括）】

介護給付

(単位:千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 居宅介護サービス	1,775,204	1,941,154	2,017,004	2,059,555	2,098,988
訪問介護	438,053	477,526	492,921	494,893	497,367
訪問入浴介護	46,388	52,406	53,300	53,566	53,834
訪問看護	73,786	77,848	79,175	79,571	79,970
訪問リハビリテーション	9,575	10,544	10,724	10,778	10,831
居宅療養管理指導	43,771	47,080	51,741	55,261	58,744
通所介護	383,168	413,528	426,861	428,140	432,423
通所リハビリテーション	194,082	209,331	212,903	213,967	215,037
短期入所生活介護	124,972	138,875	141,244	141,950	142,661
短期入所療養介護	33,737	38,941	39,606	39,803	40,002
特定施設入居者生活介護	315,081	353,308	386,152	418,310	443,857
福祉用具貸与	106,705	114,510	115,083	115,658	116,236
特定福祉用具販売	5,886	7,257	7,293	7,658	8,026
(2) 地域密着型サービス	245,979	244,747	263,110	320,665	390,268
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	31,498	29,213	29,712	29,860	30,009
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	47,310	47,310
認知症対応型共同生活介護	171,245	174,882	190,077	198,289	265,909
地域密着型特定施設入居者生活介護	43,236	40,652	43,321	45,206	47,040
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			0	0	0
複合型サービス			0	0	0
(3) 住宅改修	19,909	20,590	20,693	21,500	22,317
(4) 居宅介護支援	182,123	195,973	200,704	198,297	195,916
(5) 介護保険施設サービス	1,319,660	1,358,936	1,447,259	1,487,216	1,865,691
介護老人福祉施設	664,291	695,421	719,954	732,503	1,027,638
介護老人保健施設	603,175	611,000	673,363	700,771	784,111
介護療養型医療施設	52,194	52,515	53,942	53,942	53,942
合計	3,542,875	3,761,400	3,948,770	4,087,233	4,573,180

平成23年度～26年度は推計値。給付費は四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

予防給付

(単位:千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 介護予防サービス	194,383	198,351	219,746	232,163	260,046
介護予防訪問介護	55,403	52,267	55,539	57,206	60,408
介護予防訪問入浴介護	112	0	0	0	0
介護予防訪問看護	7,471	6,835	7,048	7,514	7,980
介護予防訪問リハビリテーション	599	383	390	420	451
介護予防居宅療養管理指導	3,901	5,859	6,102	6,578	7,091
介護予防通所介護	48,897	44,348	47,124	48,537	52,872
介護予防通所リハビリテーション	41,065	39,276	41,178	43,813	46,442
介護予防短期入所生活介護	2,652	2,908	2,958	3,174	3,389
介護予防短期入所療養介護	48	148	214	296	371
介護予防特定施設入居者生活介護	27,990	40,158	52,995	58,150	74,290
介護予防福祉用具貸与	4,560	4,340	4,362	4,636	4,915
特定介護予防福祉用具販売	1,685	1,829	1,838	1,838	1,838
(2) 地域密着型サービス	477	0	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	477	0	0	0	0
(3) 介護予防住宅改修	12,828	10,967	12,042	12,499	12,987
(4) 介護予防支援	23,817	23,026	25,353	26,797	28,245
合計	231,505	232,344	257,141	271,459	301,278

平成23年度～26年度は推計値。給付費は四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。



【介護保険サービスの給付費の伸び（総括）】

介護給付（平成22年度実績を100とした場合）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 居宅介護サービス	100	109	114	116	118
訪問介護	100	109	113	113	114
訪問入浴介護	100	113	115	115	116
訪問看護	100	106	107	108	108
訪問リハビリテーション	100	110	112	113	113
居宅療養管理指導	100	108	118	126	134
通所介護	100	108	111	112	113
通所リハビリテーション	100	108	110	110	111
短期入所生活介護	100	111	113	114	114
短期入所療養介護	100	115	117	118	119
特定施設入居者生活介護	100	112	123	133	141
福祉用具貸与	100	107	108	108	109
特定福祉用具販売	100	123	124	130	136
(2) 地域密着型サービス	100	99	107	130	159
夜間対応型訪問介護	100	-	-	-	-
認知症対応型通所介護	100	93	94	95	95
小規模多機能型居宅介護	100	-	-	-	-
認知症対応型共同生活介護	100	102	111	116	155
地域密着型特定施設入居者生活介護	100	94	100	105	109
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	100	-	-	-	-
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			-	-	-
複合型サービス			-	-	-
(3) 住宅改修	100	103	104	108	112
(4) 居宅介護支援	100	108	110	109	108
(5) 介護保険施設サービス	100	103	110	113	141
介護老人福祉施設	100	105	108	110	155
介護老人保健施設	100	101	112	116	130
介護療養型医療施設	100	101	103	103	103
合計	100	106	111	115	129

予防給付（平成22年度実績を100とした場合）

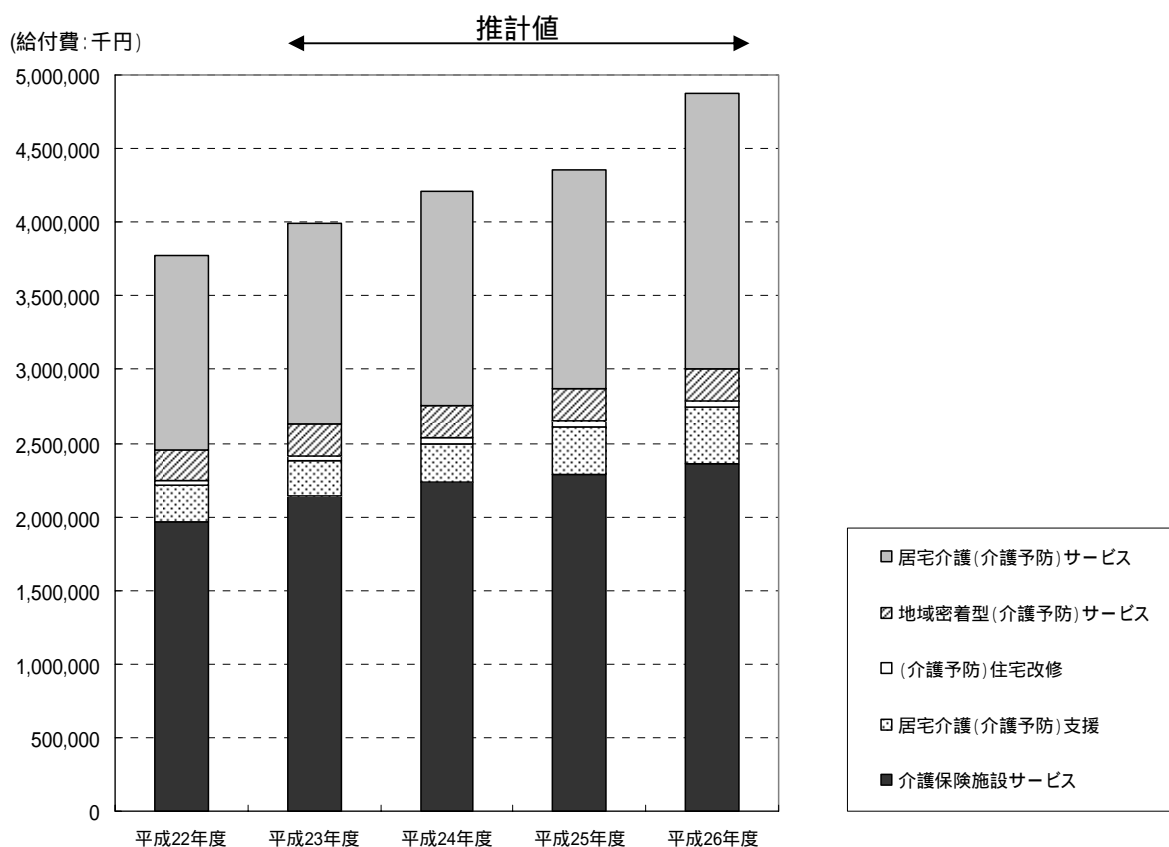
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 介護予防サービス	100	102	113	119	134
介護予防訪問介護	100	94	100	103	109
介護予防訪問入浴介護	100	0	0	0	0
介護予防訪問看護	100	91	94	101	107
介護予防訪問リハビリテーション	100	64	65	70	75
介護予防居宅療養管理指導	100	150	156	169	182
介護予防通所介護	100	91	96	99	108
介護予防通所リハビリテーション	100	96	100	107	113
介護予防短期入所生活介護	100	110	112	120	128
介護予防短期入所療養介護	100	308	446	617	773
介護予防特定施設入居者生活介護	100	143	189	208	265
介護予防福祉用具貸与	100	95	96	102	108
特定介護予防福祉用具販売	100	109	109	109	109
(2) 地域密着型サービス	100	0	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	100	-	-	-	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	100	-	-	-	-
介護予防認知症対応型共同生活介護	100	0	0	0	0
(3) 介護予防住宅改修	100	85	94	97	101
(4) 介護予防支援	100	97	106	113	119
合計	100	100	111	117	130

給付額

(単位：千円)

	第4期計画(実績及び見込み)		第5期計画		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護(介護予防)サービス	1,969,587	2,139,505	2,236,750	2,291,718	2,359,034
地域密着型(介護予防)サービス	246,456	244,747	263,110	320,665	390,268
(介護予防)住宅改修	32,737	31,557	32,735	33,999	35,304
居宅介護(介護予防)支援	205,940	218,999	226,057	225,094	224,161
介護保険施設サービス	1,319,660	1,358,936	1,447,259	1,487,216	1,865,691
計	3,774,380	3,993,744	4,205,911	4,358,692	4,874,458

介護給付費と予防給付費の合計



## 1 居宅介護（介護予防）等サービス

### 【施策の方向】

- ・在宅で暮らす要介護認定者等が、地域で安心して過ごせるよう支援するものです。利用者を尊重した支援が行われるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）等を対象とした研修の開催やケアプランの点検などにより、質の高いケアプランを作成し、利用者本位のサービス提供が行われ、利用者の生活の質を高めることができるようにします。
- ・サービスの必要量は、過去の実績と今後の要介護等認定者数の推移から、次のとおり推計し、確保することとします。
- ・介護給付費計や予防給付費計とも増加が予想される中、地域密着型サービスや介護保険施設サービスの基盤整備を考慮した影響で、計画期間の最終年度に両サービスの大幅な増加を見込んでいます。

### 介護給付費の伸び（平成22年度実績を100とした場合）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1)居宅介護サービス	100	109	114	116	118
(2)地域密着型サービス	100	99	107	130	159
(3)住宅改修	100	103	104	108	112
(4)居宅介護支援	100	108	110	109	108
(5)介護保険施設サービス	100	103	110	113	141
介護給付費計	100	106	111	115	129

### 予防給付費の伸び（平成22年度実績を100とした場合）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1)介護予防サービス	100	102	113	119	134
(2)地域密着型介護予防サービス	100	-	-	-	-
(3)介護予防住宅改修	100	85	94	97	101
(4)介護予防支援	100	97	106	113	119
予防給付費計	100	100	111	117	130

( 1 ) 訪問介護・介護予防訪問介護

【現状と課題】

- ・訪問介護は、平成 21・22 年度とも計画値の 7 割程度の値で推移していますが、利用量は増加傾向にあります。
- ・介護予防訪問介護は、平成 21・22 年度ともほぼ計画値どおり推移しています。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、サービスの量に対する評価は十分と感じられています。

訪問介護（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	回/年	129,477	135,295
実績(B)	回/年	90,878	94,655
対計画比(=B/A)	%	70.2%	70.0%

介護予防訪問介護（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	3,499	3,633
実績(B)	人/年	3,456	3,234
対計画比(=B/A)	%	98.8%	89.0%

【今後の取組み】

- ・在宅での生活支援の基幹をなすサービスとして、供給体制の確保や適正な利用に努めます。

訪問介護（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	8,454	8,550	8,656
サービス見込量	回/年	95,184	95,581	96,076

介護予防訪問介護（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	3,096	3,177	3,343

## (2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

### 【現状と課題】

- ・訪問入浴介護は、平成 21・22 年度ともほぼ計画値どおりで推移しており、利用量は増加傾向にあります。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、今後の需要量は現状維持との見込みが多くなっています。

### 訪問入浴介護（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	回/年	3,479	3,664
実績(B)	回/年	3,816	3,924
対計画比(=B/A)	%	109.7%	107.1%

### 介護予防訪問入浴介護（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	回/年	0	0
実績(B)	回/年	13	10
対計画比(=B/A)	%	-	-

### 【今後の取組み】

- ・在宅のひとり暮らし高齢者の増加を想定しつつ、在宅での生活支援するサービスとして、供給体制の確保に努めます。

### 訪問入浴介護（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	830	831	831
サービス見込量	回/年	4,511	4,533	4,555

### 介護予防訪問入浴介護（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	0	0	0
サービス見込量	回/年	0	0	0

### (3) 訪問看護・介護予防訪問看護

#### 【現状と課題】

- ・訪問看護は、平成 21・22 年度ともほぼ計画値どおり推移しており、利用料は増加傾向にあります。
- ・介護予防訪問看護は、平成 21 年度は計画値を上回り、平成 22 年度ではほぼ計画値どおり推移しています。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、今後の需要は増加するとの見込みが多くなっています。

#### 訪問看護（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	回/年	9,431	9,872
実績(B)	回/年	9,985	10,133
対計画比(=B/A)	%	105.9%	102.6%

#### 介護予防訪問看護（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	回/年	910	948
実績(B)	回/年	1,013	996
対計画比(=B/A)	%	111.3%	105.1%

#### 【今後の取組み】

- ・安心して在宅で生活を続けていけるよう、医療と介護の連携を図りつつ、在宅生活を継続するサービスとして、供給体制の確保に努めます。

#### 訪問看護（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	1,984	1,995	2,006
サービス見込量	回/年	11,267	11,342	11,418

#### 介護予防訪問看護（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	236	251	265
サービス見込量	回/年	943	1,002	1,061

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防リハビリテーション

【現状と課題】

- ・訪問リハビリテーションは、平成 21・22 年度とも計画値を下回って推移しています。
- ・介護予防訪問リハビリテーションは、平成 21 年度はほぼ計画値どおりでしたが、平成 22 年度には計画値の 50%程度と計画値を大きく下回りました。

訪問リハビリテーション（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	回/年	1,894	1,982
実績(B)	回/年	1,652	1,852
対計画比(=B/A)	%	87.2%	93.4%

介護予防訪問リハビリテーション（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	回/年	213	222
実績(B)	回/年	205	105
対計画比(=B/A)	%	96.2%	47.3%

【今後の取組み】

- ・できるだけ在宅で自立した生活を続けていけるよう、身体機能の維持に向けたリハビリテーションとして、供給体制の確保に努めます。

訪問リハビリテーション（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	506	508	510
サービス見込量	回/年	3,709	3,728	3,746

介護予防訪問リハビリテーション（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	17	18	20
サービス見込量	回/年	136	146	157

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

【現状と課題】

- ・居宅療養管理指導は、平成 21・22 年度とも計画値を大きく上回って推移しています。
- ・介護予防居宅療養管理指導は、平成 21 年度は計画値を下回りましたが、平成 22 年度はほぼ計画値どおりで推移しています。

居宅療養管理指導（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	3,690	3,836
実績(B)	人/年	4,523	5,291
対計画比(=B/A)	%	122.6%	137.9%

介護予防居宅療養管理指導（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	464	477
実績(B)	人/年	399	491
対計画比(=B/A)	%	86.0%	102.9%

【今後の取組み】

- ・在宅での療養生活を続けていけるよう、医師会・歯科医師会・薬剤師会などと連携し、療養上の管理や指導を行うサービスとして、供給体制の確保に努めます。

居宅療養管理指導（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	7,052	7,534	8,011

介護予防居宅療養管理指導（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	613	658	706



## (6) 通所介護・介護予防通所介護

### 【現状と課題】

- ・通所介護は、平成21・22年度とも計画値を上回って推移しています。
- ・介護予防通所介護は、平成21・22年度とも計画値を大きく上回って推移しています。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、サービスの量は十分と評価されています。

### 通所介護（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	回/年	37,397	38,897
実績(B)	回/年	42,828	46,799
対計画比(=B/A)	%	114.5%	120.3%

### 介護予防通所介護（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	1,004	1,043
実績(B)	人/年	1,377	1,446
対計画比(=B/A)	%	137.2%	138.6%

### 【今後の取組み】

- ・今後の中・重度者の増加に伴い、在宅での介護者の介護負担増も想定されます。訪問介護と並び、在宅での生活支援の基幹をなすサービスとして、様々なニーズに応えられるよう供給体制の確保に努めます。

### 通所介護（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	5,809	5,860	5,954
サービス見込量	回/年	50,344	50,676	51,368

### 介護予防通所介護（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	1,381	1,413	1,534

## (7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

### 【現状と課題】

- ・通所リハビリテーションは、平成 21・22 年度とも計画値を上回って推移しています。
- ・介護予防通所リハビリテーションは、平成 21・22 年度とも計画値を大きく上回って推移しています。

#### 通所リハビリテーション（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	回/年	18,152	18,907
実績(B)	回/年	20,586	21,352
対計画比(=B/A)	%	113.4%	112.9%

#### 介護予防通所リハビリテーション（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	572	594
実績(B)	人/年	859	1063
対計画比(=B/A)	%	150.2%	179.0%

### 【今後の取組み】

- ・身体機能の維持に向けたリハビリテーションは重要なサービスであることから、医療と介護との連携を図りながら、今後とも供給体制の確保に努めます。

#### 通所リハビリテーション（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	2,793	2,822	2,852
サービス見込量	回/年	22,440	22,634	22,830

#### 介護予防通所リハビリテーション（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	1,054	1,114	1,174

## ( 8 ) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

### 【現状と課題】

- ・短期入所生活介護は、平成 21・22 年度とも計画値を上回って推移しています。
- ・介護予防短期入所生活介護は、平成 21 年度は計画値を大きく上回り、平成 22 年度も計画値を上回って推移しています。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、サービスの量はやや不足と評価されており、今後も需要は増えていくとの見込みが多くなっています。

### 短期入所生活介護（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	日/年	13,209	13,820
実績(B)	日/年	13,777	15,168
対計画比(=B/A)	%	104.3%	109.8%

### 介護予防短期入所生活介護（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	日/年	383	399
実績(B)	日/年	615	440
対計画比(=B/A)	%	160.6%	110.3%

### 【今後の取組み】

- ・短期入所サービスは、施設サービスに付随するサービスで、介護保険施設の整備計画とも連動します。本人の心身機能、家族の生活の質を支えるためにも効果的であることから、供給体制の確保に努めます。

### 短期入所生活介護（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	1,954	1,977	2,001
サービス見込量	日/年	16,412	16,502	16,594

### 介護予防短期入所生活介護（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	83	89	94
サービス見込量	日/年	461	494	527

( 9 ) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

【現状と課題】

- ・短期入所療養介護は、平成 21・22 年度ともほぼ計画値どおり推移しています。
- ・介護予防短期入所療養介護も平成 21・22 年度とも計画値を大きく下回って推移しています。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、サービスの量が不足しているとの評価が多く、今後も需要は増えていくとの見込みが多くなっています。

短期入所療養介護（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	日/年	3,019	3,161
実績(B)	日/年	3,264	3,502
対計画比(=B/A)	%	108.1%	110.8%

介護予防短期入所療養介護（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	日/年	147	153
実績(B)	日/年	25	6
対計画比(=B/A)	%	17.0%	3.9%

【今後の取組み】

- ・短期入所サービスは、施設サービスに付随するサービスで、介護保険施設の整備計画とも連動します。本人の心身機能、家族の生活の質を支えるためにも効果的であることから、供給体制の確保に努めます。

短期入所療養介護（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	480	489	499
サービス見込量	日/年	3,652	3,669	3,686

介護予防短期入所療養介護（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	5	7	9
サービス見込量	日/年	32	44	56

( 1 0 ) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

【現状と課題】

- ・特定施設入居者生活介護は、平成 21・22 年度とも計画値を上回って推移しています。
- ・介護予防特定施設入居者生活介護は、平成 21 年度はほぼ計画値どおりとなっていますが、平成 22 年度は計画値を大きく上回りました。
- ・特定施設の中でも、要介護者に加えて要支援者や自立の方も対象とする混合型の利用となっています。

特定施設入居者生活介護（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	1,200	1,260
実績(B)	人/年	1,377	1,611
対計画比(=B/A)	%	114.8%	127.9%

介護予防特定施設入居者生活介護（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	204	204
実績(B)	人/年	214	308
対計画比(=B/A)	%	105.0%	151.0%

【今後の取組み】

- ・第 4 期中、利用が大幅に増加しているサービスです。居住系サービスのニーズ増に向け、入居施設等の整備状況を勘案しながら、広域対応を視野に事業者情報の収集と参入促進に努めます

特定施設入居者生活介護（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	1,824	1,974	2,097

介護予防特定施設入居者生活介護（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	536	593	756

## ( 1 1 ) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

### 【現状と課題】

- ・福祉用具貸与は、平成 21・22 年度とも計画値を上回って推移しています。
- ・介護予防福祉用具貸与は、平成 21・22 年度とも計画値より大きく上回って推移しています。

#### 福祉用具貸与（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	5,910	6,181
実績(B)	人/年	7,011	7,804
対計画比(=B/A)	%	118.6%	126.3%

#### 介護予防福祉用具貸与（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	526	547
実績(B)	人/年	787	987
対計画比(=B/A)	%	149.6%	180.4%

### 【今後の取組み】

- ・心身機能が低下している利用者本人が在宅生活を継続していくために必要な支援です。利用者本人の生活の質の向上や介護者の介護負担軽減の両面からの効果が期待できません。利用者にとって適正な利用につながるよう、事業者への指導等に努めます。

#### 福祉用具貸与（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	8,680	8,757	8,836

#### 介護予防福祉用具貸与（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	1,126	1,194	1,263

## ( 1 2 ) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

### 【現状と課題】

- ・ 特定福祉用具販売は、平成 21 年度はほぼ計画値どおりでしたが、平成 22 年度は計画値を下回りました。
- ・ 特定介護予防福祉用具販売は、平成 21・22 年度とも計画値より下回って推移しています。

#### 特定福祉用具販売（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	244	254
実績(B)	人/年	243	225
対計画比(=B/A)	%	99.6%	88.6%

#### 特定介護予防福祉用具販売（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	101	104
実績(B)	人/年	70	75
対計画比(=B/A)	%	69.3%	72.1%

### 【今後の取組み】

- ・ 福祉用具と並んで、心身機能が低下している利用者本人が在宅生活を継続していくために必要な支援です。利用者本人の生活の質の向上や介護者の介護負担軽減の両面からの効果が期待できます。利用者にとって適正な利用につながるよう、利用者やその家族への情報提供に努めます。

#### 特定福祉用具販売（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	266	275	286

#### 特定介護予防福祉用具販売（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	76	76	76

### ( 1 3 ) 住宅改修・介護予防住宅改修

#### 【現状と課題】

- ・住宅改修は、平成 21・22 年度とも計画値より下回って推移しています。
- ・介護予防住宅改修は、平成 21・22 年度とも計画値より上回って推移しています。

#### 住宅改修（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	207	215
実績(B)	人/年	174	198
対計画比(=B/A)	%	84.1%	92.1%

#### 介護予防住宅改修（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	101	104
実績(B)	人/年	105	117
対計画比(=B/A)	%	104.0%	112.5%

#### 【今後の取組み】

- ・心身機能が低下している利用者本人が在宅生活を継続していくために必要な支援です。利用者本人の生活の質の向上や介護者の介護負担軽減の両面からの効果が期待できません。利用者にとって適正な利用につながるよう、介護給付の適正化に努めます。

#### 住宅改修（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	199	206	213

#### 介護予防住宅改修（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	111	115	120



#### (14) 居宅介護支援・介護予防支援

##### 【現状と課題】

- ・居宅介護支援及び介護予防支援は、平成21・22年度ともほぼ計画値どおり推移しています。

##### 居宅介護支援（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	11,669	12,148
実績(B)	人/年	12,130	13,027
対計画比(=B/A)	%	104.0%	107.2%

##### 介護予防支援（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	4,870	5,058
実績(B)	人/年	5,262	5,398
対計画比(=B/A)	%	108.0%	106.7%

##### 【今後の取組み】

- ・今後とも地域包括支援センターと連携して、介護支援専門員（ケアマネジャー）の質の向上を図るとともに、ケアプランの点検などにより、利用者の生活の質の向上につながる、よりよいケアマネジメントが行われるよう、ケアプランの適正化を図ります。

##### 居宅介護支援（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	13,579	13,463	13,347

##### 介護予防支援（第5期）

項目	単位	平成22年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	5,476	5,787	6,099

## 2 地域密着型（介護予防）サービス

できる限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするためのサービスで、日常生活圏を単位とした基盤整備が必要となります。

夜間対応型訪問介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（介護予防）地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に加えて、第5期では「定期巡回・随時対応型訪問看護」と「複合型サービス」の2つが創設されました。

地域密着型（介護予防）サービスは、市町村単位で指定・監督をします。また、地域の実情に即し、在宅生活を可能な限り継続できる地域をつくるため、「地域密着型サービス運営懇話会」にて、総合的な視点から地域密着型サービスの育成・確保を図っています。

### 【施策の方向】

- ・地域のニーズに応じ、逗子市がその必要性等を判断し、事業所の指定を行います。
- ・サービスの必要量は、過去の実績と今後の要介護等認定者数の推移から、次のとおり推計し、確保することとします。
- ・介護給付費計や予防給付費計とも増加が予想される中、地域密着型サービスの給付費の伸びは、居住系サービスの基盤整備の影響もあり、大きな伸びを見込んでいます。

### 介護給付費の伸び（平成22年度実績を100とした場合）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1)居宅介護サービス	100	109	114	116	118
(2)地域密着型サービス	100	99	107	130	159
(3)住宅改修	100	103	104	108	112
(4)居宅介護支援	100	108	110	109	108
(5)介護保険施設サービス	100	103	110	113	141
介護給付費計	100	106	111	115	129

### 予防給付費の伸び（平成22年度実績を100とした場合）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1)介護予防サービス	100	102	113	119	134
(2)地域密着型介護予防サービス	100	-	-	-	-
(3)介護予防住宅改修	100	85	94	97	101
(4)介護予防支援	100	97	106	113	119
予防給付費計	100	100	111	117	130

( 1 ) 夜間対応型訪問介護

【現状と課題】

- ・第3期、第4期とも計画期間のサービスは見込んでいません。

【今後の取組み】

- ・サービス提供事業者調査によれば、他市町村で実施していたり、実施を検討したいとの回答もあります。今後とも事業者の参入動向について、広域対応も含めて、情報収集に努めます。

( 2 ) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

【現状と課題】

- ・認知症対応型通所介護の利用動向では、平成21・22年度とも計画値を上回って推移しています。
- ・介護予防認知症対応型通所介護の利用実績は、平成21・22年度ともありません。

認知症対応型通所介護（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	回/年	2,025	2,125
実績(B)	回/年	2,822	2,707
対計画比(=B/A)	%	139.4%	127.4%

介護予防認知症対応型通所介護（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	回/年	0	0
実績(B)	回/年	0	0
対計画比(=B/A)	%	-	-

【今後の取組み】

- ・在宅の認知症高齢者の増加も予想されることから、サービス提供基盤の充実に向けて、事業者情報の収集と参入促進に努めます。

認知症対応型通所介護（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	184	186	189
サービス見込量	回/年	2,589	2,607	2,627

介護予防認知症対応型通所介護（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	0	0	0
サービス見込量	回/年	0	0	0

(3) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

【現状と課題】

- ・小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護とも、市内にサービスを提供する事業所がないため、平成21・22年度の利用実績はありません。

小規模多機能型居宅介護（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	72	240
実績(B)	人/年	0	0
対計画比(=B/A)	%	-	-

介護予防小規模多機能型居宅介護（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	0	0
実績(B)	人/年	0	0
対計画比(=B/A)	%	-	-

【今後の取組み】

- ・サービス提供事業者調査によれば、他市町村で実施していたり、実施を検討したいとの回答もありました。在宅の認知症高齢者の増加も予想されることから、サービス提供基盤の確保に向けて、事業者情報の収集と参入促進に努めます。

小規模多機能型居宅介護（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	0	240	240

介護予防小規模多機能型居宅介護（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	0	0	0

(4) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

【現状と課題】

- ・認知症対応型共同生活介護は、平成 21・22 年度には計画値を下回って推移しており、減少傾向にあります。
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用実績は、平成 22 年度に実績がありました。

認知症対応型共同生活介護（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	948	1,092
実績(B)	人/年	707	703
対計画比(=B/A)	%	74.6%	64.4%

介護予防認知症対応型共同生活介護（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	0	0
実績(B)	人/年	0	3
対計画比(=B/A)	%	-	-

【今後の取組み】

- ・施設ニーズと在宅の認知症高齢者の増加も予想されることから、サービス提供基盤の確保に向けて、事業者情報の収集と参入促進に努めます。

認知症対応型共同生活介護（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	727	758	1,016

介護予防認知症対応型共同生活介護（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	0	0	0

利用定員総数の見込み（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用定員総数	人	62	62	80
市内か所数	か所	5	5	6

( 5 ) 地域密着型特定施設入居者生活介護

【現状と課題】

- ・地域密着型特定施設入居者生活介護は、平成 21・22 年度とも計画値を下回って推移しています。

地域密着型特定施設入居者生活介護（第 4 期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	276	276
実績(B)	人/年	198	212
対計画比(=B/A)	%	71.7%	76.8%

【今後の取組み】

- ・施設ニーズの増加も予想されることから、サービス提供基盤の確保に向けて、事業者情報の収集と参入促進に努めます。

地域密着型特定施設入居者生活介護（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	191	200	208

利用定員総数の見込み（第 5 期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用定員総数	人	23	23	23

( 6 ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【現状と課題】

- ・第 3 期、第 4 期計画ともサービス利用を見込んでいません。

【今後の取組み】

- ・施設ニーズへの対応として、長期的視点から、供給体制のあり方を引き続き検討していきます。

( 7 ) 定期巡回・随時訪問型訪問介護看護

【今後の取組み】

- ・第5期計画から創設された地域密着型サービスです。
- ・事業者の参入動向について、情報収集に努めます。

( 8 ) 複合型サービス

【今後の取組み】

- ・第5期計画から創設された地域密着型サービスです。
- ・事業者の参入動向について、情報収集に努めます。

### 3 施設サービス

#### 【施策の方向】

- ・心身や世帯の状況、利用者の意向を尊重し、ニーズに対応するため、市内に位置する施設については、本市がその必要性等を判断し、定員等を本計画に位置付けます。
- ・サービスの必要量は、過去の実績、今後の要介護等認定者数の推移及びサービスの供給数から、次のとおり推計し、確保することとします。
- ・介護給付費計や予防給付費計とも増加が予想される中、介護保険施設サービスの伸びは、入所施設の基盤整備の影響もあり、居宅介護サービスよりも大きな伸びを見込んでいます。

#### 介護給付費の伸び（平成22年度実績を100とした場合）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1)居宅介護サービス	100	109	114	116	118
(2)地域密着型サービス	100	99	107	130	159
(3)住宅改修	100	103	104	108	112
(4)居宅介護支援	100	108	110	109	108
(5)介護保険施設サービス	100	103	110	113	141
介護給付費計	100	106	111	115	129

#### 予防給付費の伸び（平成22年度実績を100とした場合）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1)介護予防サービス	100	102	113	119	134
(2)地域密着型サービス	100	-	-	-	-
(3)介護予防住宅改修	100	85	94	97	101
(4)介護予防支援	100	97	106	113	119
予防給付費計	100	100	111	117	130



## (1) 介護老人福祉施設

### 【現状と課題】

- ・介護老人福祉施設は、平成21・22年度ともほぼ計画値どおりで推移しています。

#### 介護老人福祉施設（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	2,496	2,496
実績(B)	人/年	2,549	2,661
対計画比(=B/A)	%	102.1%	106.6%

### 【今後の取組み】

- ・施設ニーズの増加も予想されることから、重度者の安心で快適な生活を支える施設として、サービス提供基盤の整備を図ります。

#### 介護老人福祉施設（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	2,748	2,796	3,924

## (2) 介護老人保健施設

### 【現状と課題】

- ・介護老人保健施設は、平成21・22年度ともほぼ計画値どおりで推移しています。

#### 介護老人保健施設（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	2,052	2,052
実績(B)	人/年	2,259	2,296
対計画比(=B/A)	%	110.1%	111.9%

### 【今後の取組み】

- ・施設ニーズへの対応やリハビリテーションの需要を考慮し、サービス提供基盤の確保に努めます。

#### 介護老人保健施設（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	2,340	2,436	2,724

## (3) 介護療養型医療施設

### 【現状と課題】

- ・介護療養型医療施設は、平成21・22年度とも計画値を下回って推移しています。

#### 介護療養型医療施設（第4期計画値との比較）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
4期計画(A)	人/年	228	228
実績(B)	人/年	191	151
対計画比(=B/A)	%	83.8%	66.2%

### 【今後の取組み】

- ・市内に介護療養型医療施設はありません。市外施設の移行等情報の把握に努めるとともに、介護と医療との連携に努めます。

#### 介護療養型医療施設（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	156	156	156

## 4 市町村特別給付

### 【施策の方向】

- ・ 移動支援のニーズに対応するため、介護保険法に規定する市町村特別給付サービス（法定のサービス以外に市町村が条例で定めるサービス）として、平成15年度から、逗子市が独自に移送サービスを提供するものです。要介護状態区分が重く（要介護3以上）かつ、低所得（本人非課税）の方が、介護保険のケアプランに位置付けた上で、通院等のための移送サービスを利用できます。

### 移送サービス（実績）

項目	単位	平成21年度	平成22年度
延べ利用人数	人/年	265	214
給付費	円/年	1,589,823	1,122,048

### 【今後の取組み】

- ・ 介護保険の法定メニューでは対応できないニーズの動向を見据え、移送支援のニーズ対応に向けて、サービスの周知や利用促進に努めます。

### 移送サービス（第5期）

項目	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	人/年	250	250	250
給付費	円/年	1,600,000	1,600,000	1,600,000

## 5 介護保険事業の運営

### 5 - 1 給付費等及び保険料

#### (1) 計画期間中の介護保険給付費等

第5期の計画期間中（平成24年度から平成26年度まで）の給付費の総計を次のとおり推計しました。

#### 標準給付費

	第4期(実績及び推計)			第5期(推計)			
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
標準給付費(百万円)	3,727	3,961	4,196	4,421	4,592	5,127	
指数	100	106	113	119	123	138	
内 訳	総給付費	3,561	3,774	3,994	4,206	4,359	4,874
	特定入所者介護サービス費等給付費	101	106	114	121	130	140
	高額介護サービス費等給付費	61	77	84	90	99	108
	算定対象審査支払手数料	4	4	4	4	4	5

総給付費とは、介護給付費と予防給付費の合計

標準給付費とは、総給付費と特定入所者介護サービス費等給付費、高額介護サービス費等給付費、算定対象審査支払手数料の合計

指数は、平成21年度を100とした場合の伸び（％）

四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

#### 地域支援事業の費用額

	第4期(実績及び推計)			第5期(推計)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域支援事業費 (百万円)	75	73	74	100	129	136
指数	100	97	99	133	172	181

指数は、平成21年度を100とした場合の伸び（％）

( 2 ) 介護保険給付費の財源

介護（介護予防）サービスの利用に当たって、利用者が負担する費用割合は1割で、他の9割及び地域支援事業の費用等が、40歳以上の方が負担する保険料と国・県・市が負担する公費で賄われます。

本市では、第5期計画期間の財源構成を、次のとおり見込みました。

第5期計画の財源構成

		介護(介護予防)給付		地域支援事業	
		介護給付(居宅)	介護給付(施設)	介護予防事業	包括的支援事業・任意事業
保険料	第1号被保険者(65歳以上)	22.27%	22.27%	21.00%	21.00%
	第2号被保険者(40～64歳)	29.00%	29.00%	29.00%	-
公費	国庫負担金	20.00%	15.00%	25.00%	39.50%
	国調整交付金	3.73%	3.73%	-	-
	県負担金	12.50%	17.50%	12.50%	19.75%
	市負担金	12.50%	12.50%	12.50%	19.75%
計		100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

### (3) 第1号被保険者の保険料

給付費の推計から算出した第1号被保険者の保険料額は次の表のとおりです。第5期から、保険者の判断により、従来の第3段階の者のうち、課税年金収入と所得の合計金額が120万円以下の者について、保険料率の乗率を引き下げることができるようになりました。

また、合計所得金額が300万円以上の段階については、保険料率の乗率を引き上げ、さらに500万円以上の段階については、800万円未満と800万円以上の段階に分割しました。

併せて、逗子市介護保険事業運営基金を取り崩すほか、第5期計画期間では神奈川県 の財政安定化基金の取り崩しによる交付金により、第6段階（基準額）の保険料月額当たりで172円減額することとしました。

介護保険事業運営基金の取り崩し予定額（3年間）	91,000千円
神奈川県の財政安定化基金の取り崩しによる交付予定額（3年間）	26,000千円

### 第5期の所得段階別保険料

区分	計算方法	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	基準額 × 0.50	2,290円 27,480円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下	基準額 × 0.50	2,290円 27,480円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円を超え120万円以下	基準額 × 0.70	3,206円 38,472円
第4段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間120万円を超える	基準額 × 0.75	3,435円 41,220円
第5段階	世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下	基準額 × 0.90	4,122円 49,464円
第6段階	世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税で「第5段階」以外	<b>(基準額)</b>	<b>4,580円 54,960円</b>
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間125万円未満	基準額 × 1.10	5,038円 60,456円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間125万円以上200万円未満	基準額 × 1.25	5,725円 68,700円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間200万円以上300万円未満	基準額 × 1.50	6,870円 82,440円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間300万円以上500万円未満	基準額 × 1.70	7,786円 93,432円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間500万円以上800万円未満	基準額 × 1.90	8,702円 104,424円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間800万円以上	基準額 × 2.00	9,160円 109,920円

(参考) 第4期の所得段階別保険料

区分	計算方法	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	基準額 × 0.5 1,825円 (1,851円)	21,900円 (22,218円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下	基準額 × 0.5 1,825円 (1,851円)	21,900円 (22,218円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で「第2段階」以外	基準額 × 0.75 2,737円 (2,777円)	32,850円 (33,327円)
第4段階	世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下	基準額 × 0.90 3,285円 (3,332円)	39,420円 (39,992円)
第5段階	世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税で「第4段階」以外	<b>(基準額)</b> <b>3,650円</b> <b>(3,703円)</b>	<b>43,800円</b> <b>(44,436円)</b>
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間125万円未満	基準額 × 1.10 4,015円 (4,073円)	48,180円 (48,879円)
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間125万円以上200万円未満	基準額 × 1.25 4,562円 (4,628円)	54,750円 (55,545円)
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間200万円以上300万円未満	基準額 × 1.50 5,475円 (5,554円)	65,700円 (66,654円)
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間300万円以上500万円未満	基準額 × 1.65 6,022円 (6,109円)	72,270円 (73,319円)
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間500万円以上	基準額 × 1.85 6,752円 (6,850円)	81,030円 (82,206円)

介護従事者の処遇改善のため、平成21年度から介護報酬が全体で3%増額されました。これに伴う保険料の上昇を抑えるため、国の特別対策により、平成21年度から平成23年度の介護保険料を軽減しました。( )内の数字は国の特別対策がなかった場合の金額を示しています。

## 5 - 2 事業の安定的運営

### (1) 要介護認定審査

保険者として要支援・要介護の認定を公正に行うことを目指し、的確な調査と、これに基づく厳正な審査を実施します。また、申請手続や認定までの流れが、高齢者・家族の負担にならないよう円滑に進むよう配慮します。

### (2) 介護保険サービス提供事業者の指導・監督

介護保険サービスの提供については、利用者が自ら判断して適切にサービスや事業者を選択していくことができ、また、事業者が安心してよりよいサービスを提供していくことができる環境づくりが重要です。市町村（保険者）には、これを通じて介護保険給付が適正に行われることが求められています。

そこで、地域包括支援センターなどと連携し、事業者に対する情報提供・相談体制を充実するとともに、事業者による主体的な情報公開や第三者評価への取組みなどによる利用者と事業者の良好な関係づくりを支援します。

平成18年度から、地域密着型サービス事業者は、市町村が指定・監督していくこととなりました。また、国が進めている地域主権改革により平成24年度から指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準等を市町村で条例制定することになりました。高齢者が主体的に、住み慣れた地域で、安心して心豊かに暮らし続けることができる環境を整えていくため、市民・事業者と連携して「地域のサービス」として介護保険サービスを育てていくようにします。

県が指定・監督するサービス事業者についても、地域の実情に即したサービス提供が行われるよう、努めていきます。

### (3) 介護給付等費用適正化事業

介護サービス利用者に対し、適切なサービスを提供し、不適切な給付を削減することにより、介護給付費や介護保険料の増大を抑制し、介護保険制度を持続可能なものとするため、次の介護給付等費用適正化事業に取り組みます。

#### 要介護認定の適正化

要介護認定にかかる新規申請のほか、更新申請及び区分変更申請の際にも、定期的に市の認定調査員が認定調査を行い、調査基準の均衡を図ります。また、更新申請及び区分変更申請にかかる認定調査について、事業者に委託して調査を実施した場合には、その結果を市が点検し、適正な調査が行われているかどうかを確認します。

#### ケアプランの点検

介護サービスの利用者にとって適切なサービスが提供されているかどうか、という視点からケアプランを点検し、利用者の生活の質の向上につながる、よりよいケアマネジメントが行われるよう、居宅介護支援事業者と協力しケアプランの適正化を図ります。



#### 住宅改修費等の点検

住宅改修費や福祉用具などの給付を行う際に、必要に応じ、現地での訪問調査等を行い、適正に給付が行われているかどうかを確認します。

#### 医療情報との突合、縦覧点検

国民健康保険団体連合会への請求情報による医療情報との突合チェックなどにより、不適正な介護報酬の請求が行われることのないよう点検を行うことにより、適正化を図ります。

#### 介護給付費通知

利用した介護サービスの内容と費用額の内訳をサービス利用者へ送付し、不適正な請求が行われていないかどうかを被保険者の方に確認していただくことにより、適正化を図ります。

#### (4) サービス提供の適正確保

要支援・要介護認定や介護保険サービスの適正な利用については、市民・利用者の立場に立った関係づくりを進めるため、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護支援専門員（ケアマネジャー）をはじめ、市内におけるあらゆる機能が柔軟に対応できるよう連携を図るとともに、県や国の関係機関との連携も図ります。

また、介護・福祉サービスが適正に提供されるためには、これらのサービスを担う人材の確保が必要です。

介護従事者の処遇については、平成24年4月から介護報酬にかかる算定基準が改正され、介護職員処遇改善にかかる加算の新設等がされました。さらに、サービスの将来を担う人材を育てていくことも重要であり、市としても、福祉・介護サービス分野への就業を目指す実習生を積極的に受け入れるよう努めます。

## 5 - 3 経済的支援施策

### (1) 利用料の減免・軽減等

所得の低い方などに対し、介護保険サービス利用の妨げとならないよう、次の利用料の減免・軽減策を引き続き講じていきます。

#### サービス利用料の減免

災害等により財産に損害を受けた場合や生計維持者の収入が著しく減少した場合に介護保険のサービス利用料（利用者負担）の額を通常の10%から減額又は免除するものです。

#### 国制度に基づく減免措置

区分	給付割合	減免の期間
災害により、住宅・家財その他財産に著しい損害を受けたとき		
財産が原形をとどめず復旧不能のとき	100分の100	6か月
財産が著しく損傷又は消失し、その財産の価格が2分の1以上に減少したとき	100分の95	3か月
主たる生計維持者の死亡・重度障害・長期入院により、収入が著しく減少したとき		
総所得金額が皆無となったとき	100分の100	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月
主たる生計維持者の事業又は業務の休廃止・失業による収入の著しい減少		
総所得金額が皆無となったとき	100分の100	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月
主たる生計維持者の農作物等の不作、不漁による収入の著しい減少		
総所得金額が皆無となったとき	100分の100	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月

#### 逗子市独自の減免措置

区分	給付割合	減免の期間
主たる生計維持者の収入が上記の理由に準じると認められる理由等により著しく減少し、生計の維持が困難な状況にあるとき		
収入額が生活保護法による保護の基準に規定する額以下のとき	100分の95	当該要件に該当しないと認められるまでの期間
被保険者又は主たる生計維持者が長期の疾病等により医療費を支払った場合で、利用料の納付が困難と認められるとき	総所得金額が皆無となったとき	免除
	総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合
		6か月

#### 特別養護老人ホーム旧措置入所者に対する負担軽減の経過措置の延長等

介護保険制度が施行される以前から特別養護老人ホームに入所されていた方を対象に、介護保険制度による自己負担が、施行前の費用徴収額を上回らないよう軽減するものです。この措置は平成22年3月31日までと定められておりましたが、当分の間、経過措置が延長されることになりました。

## 利用者負担段階と負担限度額

利用者負担段階	保険給付率	食費		居住費		
		基準額	負担限度額	基準額		負担限度額
第1段階	100分の97 ただし、自己負担額が費用徴収額を上る場合は100分の100	4.2万円	1.0万円	ユニット型個室	6.0万円	2.5万円
				ユニット型準個室	5.0万円	1.5万円
				従来型個室	3.5万円	
				多床室	1.0万円	0万円
第2段階	100分の90 ただし、費用負担額を上回る場合は、 100分の95 100分の97	4.2万円	1.2万円	ユニット型個室	6.0万円	2.5万円
				ユニット型準個室	5.0万円	1.5万円
				従来型個室	3.5万円	
				多床室	1.0万円	1.0万円
第3段階	100分の100 と順次給付率を上げていきます。	4.2万円	2.0万円	ユニット型個室	6.0万円	4.0万円
				ユニット型準個室	5.0万円	4.0万円
				従来型個室	3.5万円	
				多床室	1.0万円	1.0万円

### 障がい者ホームヘルプサービス利用者負担に対する軽減措置

障害者自立支援法によるホームヘルプサービスを利用し、境界層該当として利用者負担の軽減を受けていた方が、介護保険の対象となり、引き続き、訪問介護を利用する場合に、利用料を軽減するものです。

### 障がい者ホームヘルプサービス利用者負担に対する軽減措置

対象者	基準負担割合	軽減後負担割合
障害者自立支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当	10%	0%

### 社会福祉法人による軽減措置

生計が困難な方が軽減の対象となるサービスを社会福祉法人から提供された場合に、提供した社会福祉法人がサービスの利用料を軽減するものです。

### 社会福祉法人による軽減措置

対象者	対象サービス	軽減割合
次の要件の全てを満たす方 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと 負担能力のある親族等に扶養されていないこと 介護保険料を滞納していないこと	訪問介護 通所介護 短期入所生活介護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護予防訪問介護 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 複合型サービス	負担額の4分の1 (老齢福祉年金受給者は2分の1)

### 介護老人保健施設等利用者負担助成

生計が困難な方が医療法人等が提供する介護老人保健施設等のサービスを利用した場合に、市が利用料の一部を助成するものです。

#### 介護老人保健施設等利用者負担助成

対象者	対象サービス	軽減割合
次の要件の全てを満たす方 年間収入が単身世帯で100万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと 負担能力のある親族等に扶養されていないこと 介護保険料を滞納していないこと	介護保健施設サービス 介護療養施設サービス	負担額の4分の1

### 高額介護（介護予防）サービス費の支給

世帯ごとに、1か月の間に利用した介護保険サービスの利用者負担の合計額が、所得に応じて設定される上限額を超えた場合に、その超えた分の費用を支給するものです。

#### 高額介護（介護予防）サービス費の支給

利用者負担区分	上限額
第1段階	15,000円
第2段階	15,000円
第3段階	24,600円
第4段階	37,200円

### 高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給

世帯ごと（同一の医療保険制度内）に、1年間に利用した介護保険サービスの利用者負担と医療保険の利用者負担の合計額が、所得に応じて設定される上限額を超えた場合に、その超えた分の費用を支給するものです。

#### 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

	被用者保険 又は国民健康保険 (70歳未満)	被用者保険 又は国民健康保険 (70歳から74歳まで)	後期高齢者医療保険 (75歳以上)
現役並み所得者	1,260,000円	670,000円	670,000円
一般所得者	670,000円	620,000円	560,000円
低所得者	340,000円	310,000円	310,000円
低所得者	340,000円	190,000円	190,000円

特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給

施設サービス等を利用した際に自己負担となる居住費や食費について、所得に応じて設定される利用者負担限度額を超えた場合に、その超えた分の費用を支給するものです。

利用者負担段階と補足給付

利用者負担段階	食費(月額)			居住費(月額)			
	基準額	負担限度額	補足給付	基準額		負担限度額	補足給付
第1段階	4.2万円	1.0万円	3.2万円	ユニット型個室	6.0万円	2.5万円	3.5万円
				ユニット型準個室	5.0万円	1.5万円	3.5万円
				従来型個室	3.5万円	1.0万円	2.5万円
					5.0万円	1.5万円	3.5万円
多床室	1.0万円	0万円	1.0万円				
第2段階	4.2万円	1.2万円	3.0万円	ユニット型個室	6.0万円	2.5万円	3.5万円
				ユニット型準個室	5.0万円	1.5万円	3.5万円
				従来型個室	3.5万円	1.3万円	2.2万円
					5.0万円	1.5万円	3.5万円
多床室	1.0万円	1.0万円	0万円				
第3段階	4.2万円	2.0万円	2.2万円	ユニット型個室	6.0万円	4.0万円	2.0万円
				ユニット型準個室	5.0万円	4.0万円	1.0万円
				従来型個室	3.5万円	2.5万円	1.0万円
					5.0万円	4.0万円	1.0万円
多床室	1.0万円	1.0万円	0万円				

は介護老人福祉施設、短期入所生活介護の場合

は介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合

## (2) 保険料率の減免

保険料率の設定に当たっては、できる限り低所得者に配慮するものとしていますが、特別な事情がある場合に、申請に基づき保険料の減免措置を引き続き講じていきます。

### 国制度に基づく減免措置

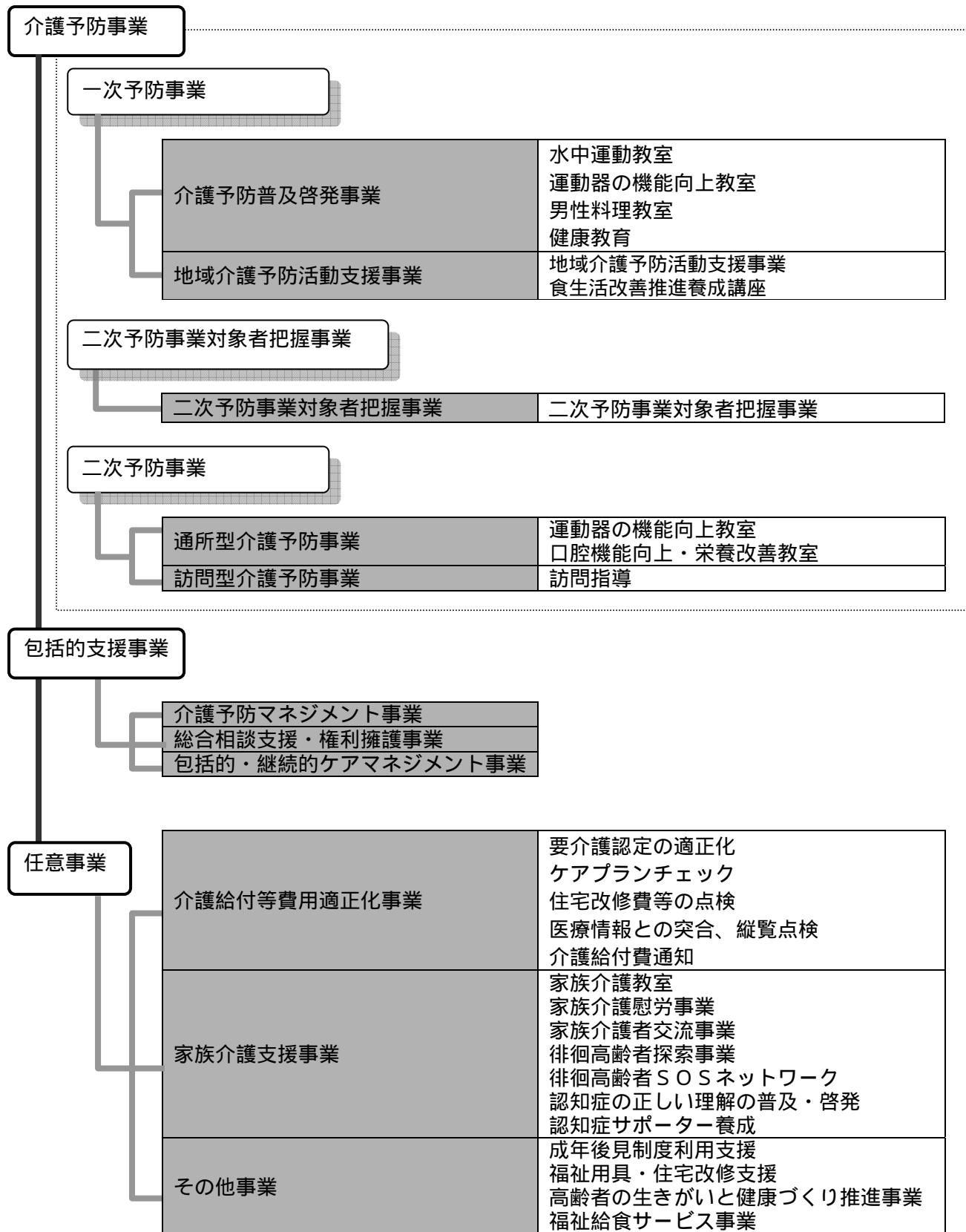
区分	減免割合	減免の期間
災害により、住宅・家財その他財産に著しい損害を受けたとき		
財産が原形をとどめず復旧不能のとき	免除	6か月
財産が著しく損傷又は消失し、その財産の価格が2分の1以上に減少したとき	100分の50	3か月
主たる生計維持者の死亡・重度障害・長期入院により、収入が著しく減少したとき		
総所得金額が皆無となったとき	免除	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月
主たる生計維持者の事業又は業務の休廃止・失業による収入の著しい減少		
総所得金額が皆無となったとき	免除	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月
主たる生計維持者の農作物等の不作、不漁による収入の著しい減少		
総所得金額が皆無となったとき	免除	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月

### 逗子市独自の減免措置

区分	減免割合	減免の期間
主たる生計維持者の収入が上記の理由に準じると認められる理由等により著しく減少し、生計の維持が困難な状況にあるとき		
収入額が生活保護法による保護の基準に規定する額以下のとき	介護保険料所得段階第1段階の2分の1	当該要件に該当しないと認められるまでの期間
被保険者又は主たる生計維持者が長期の疾病等により医療費を支払った場合で、保険料の納付が困難と認められるとき	総所得金額が皆無となったとき	免除
	総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合
収用等に基づく土地等の譲渡により所得税法第33条第1項に規定する譲渡所得があったとき	賦課された保険料から当該譲渡所得はないものとして算定した保険料の額を控除した額	
介護給付の制限を受け、又は日本国外にあるとき	免除	給付制限等を受けている期間

## 第2章 地域支援事業の推進

### 【地域支援事業の体系】



# 1 介護予防事業

## 1 - 1 一次予防事業：介護予防普及啓発事業

### (1) 水中運動教室

#### 【事業内容】

- ・体に負担をかけずに筋力維持、血行改善やリラックス効果など水中歩行の基本動作や今後も自分で楽しみながら行える介護予防を目的とした教室を実施しています。

#### 【今後の取組み】

- ・水中での基本動作をはじめとして、ストレッチやフィットネスなどを取り込むことによって、より多くの高齢者の参加を促進していきます。

			第4期			第5期		
項目		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開催コース数	計画	回/年				7	7	7
	実績	回/年	8	8	6			
延開催回数	計画	回/年	41	41	41	28	28	28
	実績	回/年	32	30	24			
延参加者数	計画	人/年	420	420	420	560	560	560
	実績	人/年	389	308	480			

平成23年度は見込値

### (2) 運動器の機能向上教室

#### 【事業内容】

- ・運動習慣の有無によりコースを分け、筋力維持のための基本動作や継続して自宅で行える体操等、介護予防を目的とした教室を実施しています。

#### 【今後の取組み】

- ・日常生活の中に手軽に取り入れ継続して行えるようなメニューを用意し、高齢者の体力、筋力の維持向上に努めます。

			第4期			第5期		
項目		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開催コース数	計画	回/年				9	9	9
	実績	回/年	11	11	7			
延開催回数	計画	回/年	18	18	18	36	36	36
	実績	回/年	44	40	28			
延参加者数	計画	人/年	360	360	360	720	720	720
	実績	人/年	415	343	560			

平成23年度は見込値



### (3) 男性料理教室

#### 【事業内容】

- ・ふだん調理をあまりしたことがない65歳以上の男性に対し、健康で自立した生活が送れるよう、料理教室（6回）を年4コース実施します。

#### 【今後の取組み】

- ・より多くの参加者を募るため、周知方法等の工夫に努めます。

項目		単位	第4期			第5期		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開催回数	計画	回/年	4	4	4	4	4	4
	実績	回/年	4	4	4			
延参加者数	計画	人/年	320	320	320	288	288	288
	実績	人/年	169	192	151			

平成23年度は見込値

### (4) 健康教室

#### 【事業内容】

- ・高齢者自身が健康について考え、行動するきっかけとするための、講義と体操などの実技を組み合わせた「シニア健康教室」を高齢者センターにて実施しています。

#### 【今後の取組み】

- ・介護予防は、高齢者自身が自らの健康を維持していこうとすることが重要であることから、さらに教室への参加者を増やしていくよう周知に努めます。

項目		単位	第4期			第5期		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開催回数	計画	回/年				22	22	22
	実績	回/年	22	21	20			
延参加者数	計画	人/年				880	880	880
	実績	人/年	780	868	760			

平成23年度は見込値

## 1 - 2 一次予防事業：地域介護予防活動支援事業

### (1) 地域介護予防活動支援事業

#### 【事業内容】

- ・サロン活動等を行う地域の団体に対し、保健師や運動指導士等が出張講座を行い、介護予防の普及啓発を図っています。
- ・地域において実施されている介護予防に資する自主的な活動に対し、運営費用の一部を補助しています。

#### 【今後の取組み】

- ・高齢者がいつまでも住み慣れた地域において生活することができるよう、社会福祉協議会とも連携しながら、介護予防に資する活動を行っている地域団体を継続して支援していきます。

項目		単位	第4期			第5期		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
出張講座回数	計画	回/年	120	120	120	120	120	120
	実績	回/年	119	123	120			
延参加者数	計画	人/年				2,300	2,300	2,300
	実績	人/年	2,239	2,306	2,300			

平成23年度は見込値

### (2) 食生活改善推進員養成講座

#### 【事業内容】

- ・食生活改善推進員（ヘルスマイト）として活動することを希望する人を対象に養成講座（講義及び実習）を実施します。

#### 【今後の取組み】

- ・受講終了後に食生活改善推進員（ヘルスマイト）として、地域の中でボランティア活動が実践できる人材を育成するため、より内容の充実したプログラムも実現に努めます。

項目		単位	第4期			第5期		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
出張講座回数	計画	回/年	1	1	1	1	1	1
	実績	回/年	1	1	1			
延参加者数	計画	人/年	10	10	10	20	20	20
	実績	人/年	5	10	21			

平成23年度は見込値

### 1 - 3 二次予防事業対象者把握事業

#### (1) 二次予防事業対象者把握事業

##### 【事業内容】

- ・保健・医療・福祉及びその他の関係機関が連携し、要支援・要介護状態となる可能性が高いと考えられる高齢者（二次予防事業対象者）の実態を把握しています。

##### 【今後の取組み】

- ・基本チェックリストを用いて、二次予防事業対象者の把握に努めます。

### 1 - 4 二次予防事業：通所型介護予防事業

#### (1) 運動器の機能向上教室

##### 【事業内容】

- ・転倒骨折などによる要介護状態防止とともに生活の質の向上を図るため、運動習慣を身につけ筋力向上を図る教室を実施しています。

##### 【今後の取組み】

- ・日常生活の中に手軽に取り入れ継続して行えるようなメニューを用意し、高齢者の体力、筋力の維持向上に努めます。
- ・高齢者の自立した生活の確立と自己実現の支援の実現に向けて、事業の理解と参加の促進に努めるとともに、プログラム内容をより効果的に実施していきます。

項目	単位	第4期			第5期			
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
開催コース数	計画	回/年	5	5	5	5	5	5
	実績	回/年	5	4	4			
延開催回数	計画	回/年				60	60	60
	実績	回/年	60	42	48			
延参加者数	計画	人/年	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	実績	人/年	589	215	960			

平成23年度は見込値

## (2) 口腔機能向上・栄養改善教室

### 【事業内容】

- ・「口腔機能」は、味わう・食べる・話す・笑うなど、食事やコミュニケーションに欠かせない機能です。歯や歯茎の状況や嚥下機能だけでなく、唇及び周辺の運動器機能、舌、唾液の分泌状況などを総合的に観察し、機能向上のため実施しています。

### 【今後の取組み】

- ・高齢者がおいしく、楽しく、安全な食生活を営むことにより、自己実現達成の支援を行うため、事業の理解と参加の促進に努めます。併せて、低栄養状態の改善を通じた生活の質の改善に向けて、プログラム内容をより効果的に実施していきます。

#### 【口腔機能向上教室】

項目		単位	第4期		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度
開催コース数	計画	回/年	4	4	4
	実績	回/年	5	3	4
延開催回数	計画	回/年			
	実績	回/年	20	11	16
延参加者数	計画	人/年	240	240	240
	実績	人/年	99	66	192

平成23年度は見込値

#### 【栄養改善教室】

項目		単位	第4期		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度
開催コース数 (通所)	計画	回/年	2	2	2
	実績	回/年	1	0	1
延開催回数	計画	回/年			12
	実績	回/年	6	0	6
延参加者数	計画	人/年	240	240	240
	実績	人/年	16	0	60

平成23年度は見込値

#### 【口腔機能向上・栄養改善教室】

項目		単位	第5期		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度
開催コース数	計画	回/年	7	7	7
	実績	回/年			
延開催回数	計画	回/年	42	42	42
	実績	回/年			
延参加者数	計画	人/年	420	420	420
	実績	人/年			

## 1 - 5 二次予防事業：訪問型介護予防事業

### (1) 訪問指導

#### 【事業内容】

- ・療養上の保健指導が必要な人及びその家族に対して、保健師、看護師又は栄養士が訪問し、心身機能の低下の防止と健康の保持増進のための相談・支援を行います。

#### 【今後の取組み】

- ・二次予防事業対象者に対して、地域包括支援センターと連携しながら、必要な方への訪問指導を行っていきます。

## 2 包括的支援事業

包括的支援事業は、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、虐待の早期発見・防止などの権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援という4つの機能から成り、高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある生活を継続することができるよう、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「地域包括ケア体制」を充実させるため、地域の中核機関として、日常生活圏域ごとに、地域包括支援センターを設置し運営しています。

### 地域包括支援センターについて

設置数：2か所（日常生活圏域ごとに各1）

主な機能：・地域支援事業や介護予防給付の「介護予防ケアマネジメント」  
・地域における高齢者の「総合相談・権利擁護」  
・支援の連続性・一貫性を重視した「包括的・継続的ケアマネジメント」

運営体制：保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員

運営方法：委託

### 【現状】

地域包括支援センターでは、介護予防ケアマネジメント、新予防給付ケアマネジメント、総合相談・支援業務、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントといった基本的業務を行っているほか、地域の拠点や介護予防講座の広報、職員の資質向上のための各種研修会への参加など、地域包括支援センターの充実に向けて活動しています。

### 【今後の取組み】

地域包括ケアを提供するためには、地域住民のニーズに応じて医療・保健・介護・福祉サービスを適切にコーディネートし、適時に供給する体制が必要となり、その主体として地域包括支援センターの役割が期待されています。

高齢者を地域で支えるためには、地域の自治会や民生委員等とのネットワークを構築していくことが重要です。

本計画期間においても、地域包括支援センターの設置数は2か所に変更はせず、地域の高齢者の在宅生活を適切に支援していくために、地域包括支援センターが果たすべき役割やその活動に見合った体制のための機能強化を図っていきます。

また、市は地域包括支援センターに対し、包括的支援事業の実施に当たり、運営方針を明示するとともに地域包括支援センターが関係機関とのネットワーク構築が築けるよう支援していきます。

## ( 1 ) 介護予防ケアマネジメント

### 【事業内容】

- ・日常生活圏域において、介護予防を社会的に進めるため、次のようなことを担います。  
介護予防給付のサービスに関するケアマネジメント（要支援 1・2 と認定された方）
  - ・アセスメント～介護予防ケアプランの作成～モニタリング～評価（これに関わるサービス担当者会議の開催、関係者間の連絡調整）
  - ・給付管理（契約締結～給付管理～介護報酬の請求）
- 地域支援事業における介護予防事業に関するケアマネジメント（二次予防事業対象者）
  - ・二次予防事業対象者の把握
  - ・一次アセスメント～介護予防ケアプランの作成
  - ・モニタリング等～評価

### 【今後の取組み】

- ・各地域包括支援センターが主体となり、関係機関、サービス提供事業者等と連携して実施します。要支援 1・2 の認定者に係る介護予防給付に関するケアマネジメントは、一部を居宅介護支援事業者に委託して実施します。

## ( 2 ) 総合相談支援・権利擁護

### 【事業内容】

- ・地域包括支援センターなどが、被保険者の相談を受け付け、支援を必要とする問題の早期発見・早期対応に結びつけます。また、高齢者の人権の尊重、権利擁護についての支援体制を構築します。

#### 地域における支援ネットワークの構築

- ・高齢者の支援に活用可能な機関・団体等の把握・開拓
- ・地域におけるさまざまな関係者のネットワークの構築

#### 実態把握業務

- ・高齢者の状況把握（戸別訪問や周辺からの情報収集）

#### 総合相談業務

- ・初期段階での相談対応
- ・継続的・専門的相談
- ・専門機関との連携による対応体制づくり

#### 権利擁護業務

- ・成年後見制度の活用（逗子あんしんセンターとの連携など）
- ・老人福祉施設等への措置の支援
- ・虐待への対応
- ・困難事例への対応
- ・消費者被害の防止 など

#### 【今後の取組み】

- ・在宅介護支援センターと連携しつつ、高齢者の人権とプライバシーの保護を基本原則とし、地域のさまざまな専門機関・専門人材との連携関係を構築し、事業の円滑な推進を図ります。

#### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

##### 【事業内容】

- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携し、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うことを目的としており、次の業務を行います。

##### 日常的個別指導・相談業務

- ・地域の介護支援専門員に対する専門的な見地からの個別指導・相談への対応
  - ・介護支援専門員の資質向上のための事例検討会・研修会の開催、情報提供など
- 介護支援専門員に対する支援困難事例等への指導・助言業務

##### 包括的・継続的なケア体制の構築業務

- ・医療機関を含む関係機関との連携体制の構築

#### 【今後の取組み】

- ・地域包括支援ネットワークの構築をはじめ、医療機関を含めた関係機関との連携、協力体制を構築し、地域におけるさまざまな資源を活用し、途切れることなく、施設や在宅を通じた地域における生活を支援していきます。また、介護支援専門員の後方支援に努めていきます。

### 3 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、地域支援事業で多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者・二次予防事業対象者に対して、予防サービスと生活支援サービスを一体的に提供することができるよう、新たに創設された事業です。

今後、このサービスの情報収集に努め、検討していきます。

## 4 任意事業

地域の中で、認知症高齢者の安全を見守り、介護をする家族の安心と負担を支える事業を推進するとともに、介護給付の適正化につながる各種事業を実施します。具体的な事業は、高齢者福祉サービスや介護保険事業で実施しています。

### (1) 介護給付等費用適正化事業

- 要介護認定の適正化（介護保険サービスを参照）
- ケアプランチェック（介護保険サービスを参照）
- 住宅改修費等の点検（介護保険サービスを参照）
- 医療情報等の突合、縦覧点検（介護保険サービスを参照）
- 介護給付費通知（介護保険サービスを参照）

### (2) 家族介護支援事業

- 家族介護教室（高齢者福祉サービスを参照）
- 家族介護慰労事業（高齢者福祉サービスを参照）
- 家族介護者交流事業（高齢者福祉サービスを参照）
- 徘徊高齢者探索事業（高齢者福祉サービスを参照）
- 徘徊高齢者SOSネットワーク（高齢者福祉サービスを参照）
- 認知症の正しい理解の普及・啓発（高齢者福祉サービスを参照）
- 認知症サポーター養成講座（高齢者福祉サービスを参照）

### (3) その他の事業

- 成年後見制度利用支援事業（高齢者福祉サービスを参照）
- 福祉用具・住宅改修支援事業（高齢者福祉サービスを参照）
- 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（高齢者福祉サービスを参照）
- 福祉給食サービス事業（高齢者福祉サービスを参照）



### 第3章 高齢者福祉等施策の推進

#### 【高齢者福祉サービスの施策体系】

在宅生活の支援	
介護支援	在宅高齢者紙おむつ支給事業
家族介護者支援	家族介護教室 家族介護慰労事業 家族介護者交流事業
自立生活支援	緊急短期入所生活介護事業 ひとり暮らし高齢者訪問 ひとり暮らし高齢者交流等事業 福祉緊急通報システム設置事業 寝具乾燥サービス事業 福祉給食サービス事業 在宅介護支援センター運営事業

住みよい環境づくりの推進	
住み続けることのできる住環境の整備	住宅改修相談事業 福祉有償運送 ハンディキャブ運行事業 福祉用具・住宅改修支援事業

認知症支援と権利擁護の推進	
権利擁護	高齢者虐待対策事業 逗子あんしんセンター運営事業 成年後見制度利用支援事業
認知症高齢者対策	徘徊高齢者探索事業 徘徊高齢者SOSネットワーク 認知症の正しい理解の普及・啓発 認知症サポーター養成講座

【高齢者の健康、生きがい・安心を支える施策との連携・協力】

地域福祉の推進

福祉活動の推進	社会福祉協議会との連携・協働
自主活動・社会貢献活動の充実	老人クラブ（高齢者クラブ）活動支援 高齢者のボランティア活動・講師活動の促進

健康、生きがい・安心を支える施策との連携・協力

生きがいづくり対策	高齢者センター（老人福祉センター） 福祉バス 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 敬老事業
就労対策	就労支援
生活の安心の確保	防火・防災対策 消費者保護・防犯

# 1 高齢者福祉サービス

## 1 - 1 在宅生活の支援

### (1) 介護支援

#### 在宅高齢者紙おむつ支給事業

##### 【事業内容】

- ・65歳以上で要介護3以上と認定された高齢者を在宅で介護している家族に対し、介護に必要な紙おむつを現物で支給（20,000円分～75,000円分/年）することにより、家族の在宅介護の負担軽減を図ります。

##### 【今後の取り組み】

- ・周知方法が徹底されているため、家族の負担軽減の目的は達せられています。
- ・全体として要介護3以上の認定者数の増加に伴い、利用者数及び費用実績値が増加傾向にあり、支給方法等について検討していきます。

項目		単位	第4期			第5期		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	計画	人/年	450	450	450	480	490	500
	実績	人/年	465	477	480			

平成23年度は見込値

### (2) 家族介護者支援

#### 家族介護教室

##### 【事業内容】

- ・在宅で高齢者を介護する家族に対して、介護を適切に行うための知識や技術の習得等を目的に教室を開催します。

##### 【今後の取り組み】

- ・開催内容の工夫や周知、参加しやすい環境づくり等について検討していきます。

項目		単位	第4期			第5期		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開催回数	計画	回/年	6	4	6	4	4	4
	実績	回/年	4	4	4			
延参加者数	計画	人/年	180	180	180	120	120	120
	実績	人/年	53	75	75			

平成23年度は見込値

## 家族介護慰労事業

### 【事業内容】

- ・市町村民税非課税世帯の要介護4又は5の高齢者等を過去1年介護保険サービスを利用せずに介護している家族に対し、家族介護慰労金（年額10万円）を支給することにより、家族の経済的な負担の軽減を図るとともに、要介護者の在宅支援を図っています。

### 【今後の取り組み】

- ・対象者の把握は行っているが該当者がいないため、実績がない状況が続いています。

項目		単位	第4期			第5期		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
登録者数	計画	人/年	2	2	2	2	2	2
	実績	人/年	0	0	0			

平成23年度は見込値

## 家族介護者交流事業

### 【事業内容】

- ・65歳以上の高齢者を在宅で介護している家族を日常の介護から一時的に解放し、心身の疲労をいやすため、交流会（情報交換会等）を開催し介護者同士の交流を図ること等により、介護者の心身の元気回復（リフレッシュ）を図ります。

### 【今後の取り組み】

- ・開催内容の工夫や周知、参加しやすい環境づくり等について検討していきます。

項目		単位	第4期			第5期		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開催回数	計画	回/年	1	1	1	1	1	1
	実績	回/年	1	1	1			
参加者数	計画	人/年	20	20	20	20	20	20
	実績	人/年	11	7	7			

平成23年度は見込値

## （3）自立生活支援

### 緊急短期入所生活介護事業

### 【事業内容】

- ・在宅の寝たきり高齢者等を介護する家族が社会的理由（疾病・出産・葬祭・事故・災害・看護・出張等）により一時的に介護できなくなったとき、指定機関（市内特別養護老人ホーム）に一定期間（原則1か月に1回7日間を限度）緊急に入所させることにより、在宅高齢者等の福祉の向上を図ります。

**【今後の取り組み】**

- ・介護保険制度の利用を優先させるため、利用はほとんどありませんが、社会的理由によるもののほか、短期宿泊生活を通じた生活訓練、虐待等からの保護なども含め、今後も体制を確保していきます。

ひとり暮らし高齢者訪問

**【事業内容】**

- ・65歳以上のひとり暮らしの高齢者宅を必要に応じて訪問し、高齢者の孤独感をいやし日常生活を見守ります。

**【今後の取り組み】**

- ・社会福祉協議会への委託、民生委員の訪問活動により、ひとり暮らし高齢者を把握に努めていきます。状況により、在宅介護支援センターや地域包括支援センター、地域住民等と連携し、訪問や見守りなど在宅生活を支えるための連絡体制やネットワークづくりをしていきます。

項目		単位	第4期			第5期		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
民生委員による 訪問回数	計画	回/年	8,800	8,800	8,800	10,000	10,000	10,000
	実績	回/年	9,655	10,892	10,000			
社協による訪問 回数	計画	回/年	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	実績	回/年	1,784	1,821	1,700			

平成23年度は見込値

## ひとり暮らし高齢者交流等事業

### 【事業内容】

- ・民生委員児童委員協議会に委託し、65歳以上のひとり暮らしの高齢者の孤独感をいやすため、訪問、お楽しみ会等を東部、中部、西部各地区において年1回ずつ実施し、高齢者の交流活動を行います。

### 【今後の取り組み】

- ・ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消のため、地域に外出する機会や交流の場の提供にもなっていることから、今後も地域の中での様々な交流機会の確保や高齢者が孤独にならないための環境づくりを推進していきます。

項目		単位	第4期			第5期		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延参加者数	計画	人/年	700	700	700	700	700	700
	実績	人/年	648	598	650			

平成23年度は見込値

## 福祉緊急通報システム設置事業

### 【事業内容】

- ・疾病等により身体状況に不安があるひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯及び重度身体障がい者のみの世帯等に対して、急病、災害等の緊急事態に対する不安を解消し併せて緊急事態発生時に迅速な連絡を可能とするため、ペンダント型無線発信器、火災感知器、生活行動探知機等の緊急通報システムを設置します。

### 【今後の取り組み】

- ・新規設置者に対し、施設入所や死亡、家族との同居等による利用廃止となった件数が多いため、実績としては減少傾向にありますが、緊急時の迅速な連絡を可能とするための事業として、今後も高齢者が地域で安心して生活できるよう努めていきます。

項目		単位	第4期			第5期		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
設置数	計画	件/年	180	180	180	180	180	180
	実績	件/年	126	117	120			

平成23年度は見込値

### 寝具乾燥サービス事業

#### 【事業内容】

- ・65歳以上のひとり暮らし及び寝たきりの高齢者で寝具を乾燥させることが困難な市町村民税非課税者に対して、寝具の乾燥を行う（月1回、掛敷布団）ことにより、高齢者の衛生的な生活の向上を図ります。

#### 【今後の取り組み】

- ・利用者は固定的で減少傾向にあります。今後ひとり暮らしや寝たきり等の高齢者が衛生的な生活を送れるよう支援していきます。

### 福祉給食サービス事業

#### 【事業内容】

- ・自分で食事の調理ができない又は困難な65歳以上の高齢者及び重度障がい者等に対し、昼食を提供しています。良好な食生活により健康状態を維持し、食事をとおして孤独感の解消や安否の確認を行います。

#### 【今後の取り組み】

- ・介護保険制度やその他サービスとの調整を図りながら、対象者の状況にあったアセスメントを行い、利用を勧めていきます。また、経費削減及び利用者の負担軽減を図るため、給食にかかる契約方法等の見直しを検討していきます。

項目		単位	第4期			第5期		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	計画	人/年	250	250	250	200	200	200
	実績	人/年	186	203	160			
延配食数	計画	件/年	25,000	25,000	25,000	18,000	18,000	18,000
	実績	件/年	15,318	15,120	16,000			

平成23年度は見込値

### 在宅介護支援センター運営事業

#### 【事業内容】

- ・在宅介護が円滑に行われるよう総合相談を行うとともに、処遇困難ケースや高齢者虐待ケースの見守り等も、24時間体制で行っています。

#### 【今後の取り組み】

- ・地域包括支援センターとの連携を図りながら、現在の体制を維持しつつ事業内容を検討していきます。

## 1 - 2 住みよい環境づくりの推進

### (1) 住み続けることのできる住環境の整備

#### 住宅改修相談事業

##### 【事業内容】

- ・介護予防やリハビリの視点及び介護保険サービスの適正な利用の視点から、住宅改修の適切な利用についてアドバイスを行い、高齢者の家庭の居室等の改良を図ります。

##### 【今後の取り組み】

- ・社会福祉協議会で随時相談を受け付け、必要に応じて建築士及び理学療法士が対象者宅を訪問し、助言等を行っていきます。

#### 福祉有償運送

##### 【事業内容】

- ・高齢者や障がい者等公共交通機関を使用して移動することが困難な方を対象に、NPO法人等が通院、通所、レジャー等を目的に有償で運送を行います。

##### 【今後の取り組み】

- ・近隣市町と共同で設置し主宰する横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会や神奈川県との連携を通じて、福祉有償運送の適正な運営の確保と利用者の安全、利便の確保に努めていきます。

#### ハンディキャブ運行事業

##### 【事業内容】

- ・ハンディキャブ（車椅子の乗り降りのため、リフトを装備した車）により、身体障がい児者及び寝たきり高齢者等を対象に、公共機関への手続きや医療提供施設への入退院、通院等の際の送迎サービスを行います。

##### 【今後の取り組み】

- ・社会福祉協議会へ業務委託を行い、重度障がい者や寝たきり高齢者等の移送手段を確保していきます。

#### 福祉用具・住宅改修支援事業

##### 【事業内容】

- ・住宅改修費理由書を作成した居宅介護支援事業者等に、手数料の助成を行います。

##### 【今後の取り組み】

- ・高齢者が住み慣れた居宅で生活を続けていくことへの支援として、今後も継続して実施していきます。



## 1 - 3 認知症支援と権利擁護の推進

### (1) 権利擁護

#### 高齢者虐待対策事業

##### 【事業内容】

- ・虐待を受けている、またはそのおそれがあると思われる65歳以上の高齢者に対し、相談、指導及び支援を行います。必要に応じ、一時保護を行うほか、通報、届出窓口等の周知、啓発、成年後見制度の周知・啓発普及等も行います。

##### 【今後の取り組み】

- ・緊急性を要する場合の一時保護を行うため、ケース検討会議を随時行っています。虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、介護者の介護疲れの緩和も含め虐待を未然に防ぐため、関係機関とのネットワーク構築を図っていきます。

#### 逗子あんしんセンター運営事業

##### 【事業内容】

- ・認知症高齢者及び日常生活に支援や介護を必要とする高齢者、障がい者に対し、財産の保全・管理に関するサービス及び専門相談員による権利擁護等の相談を実施します。

##### 【今後の取り組み】

- ・日常的な金銭管理や成年後見制度に関する相談など、あんしんセンターの利用度は年々高まっています。地域包括支援センター等と連携し、高齢者が住みなれた地域で自立した生活を送れるよう、様々な形での支援を可能とするため、あんしんセンターの円滑な事業運営について協力・支援していきます。

#### 成年後見制度利用支援事業

##### 【事業内容】

- ・成年後見制度とは、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、自分では十分に判断することができない人が、財産の取引等の各種手続や契約を行うときに、一方的に不利な契約を結ばないよう法律面等において支援し、財産を守るためのものです。その利用を図るため、成年後見相談を毎月2回実施しています。
- ・成年後見制度を利用するに当たり、必要となる費用を負担することが困難な方に対しては、費用の助成を行っています。また、身寄りがないなどの理由により、支援が必要であると認められる場合には、市長が法定後見制度の申立てを行います。

##### 【今後の取り組み】

- ・核家族化等に伴う家族関係が希薄な中、市が関わる認知症や身寄りのない高齢者のための市長申立件数は、増加することが予測されるため、制度の周知や潜在者を把握する効率的な事業運営に努めていきます。
- ・また、成年後見の担い手として、市民の役割が強まると考えられることから、市民後見人の育成や活用について検討していきます。

## (2) 認知症高齢者対策

### 徘徊高齢者探索事業

#### 【事業内容】

- ・認知症等により徘徊行動のある高齢者を在宅で介護する家族に対し、PHS発信器を貸与します。高齢者が外出して居場所がわからなくなった場合、高齢者本人が身につけている発信器から現在地を検索し、位置情報を家族に提供することにより、高齢者の安全を確保します。

#### 【今後の取り組み】

- ・新規の申し込み者より利用廃止となる者（認知症が進行し在宅での生活が困難となる）の方が多傾向にあります。PHS発信器を持つことによって徘徊している位置情報を得られることは効果的であり、認知症高齢者にいかにPHS発信器を持たせるかを検討していきます。

項目		単位	第4期			第5期		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延利用者数	計画	人/年	25	25	25	25	25	25
	実績	人/年	9	4	4			

平成23年度は見込値

### 徘徊高齢者SOSネットワーク

#### 【事業内容】

- ・警察や市町村の担当所管が、交通機関等の協力を得て連絡を取り、徘徊高齢者を発見、保護するための情報ネットワークを構築し、高齢者が徘徊のため居場所がわからなくなったとき、家族の希望により、運用し、早期の発見につなげます。

#### 【今後の取り組み】

- ・事前に本人の身体状況や顔写真等を登録することにより、早期の発見につながりますが、徘徊が問題となった後の登録者も多いため、事前の登録に繋がるよう、周知方法等について検討していきます。

項目		単位	第4期			第5期		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
登録者数	計画	人/年	80	90	100	100	100	100
	実績	人/年	70	67	69			

平成23年度は見込値

### 認知症の正しい理解の普及・啓発

#### 【事業内容】

- ・ 認知症の正しい理解、医療や介護、周囲の支援に関すること等、認知症の早期発見や対処のための講座等を開催します。

#### 【今後の取り組み】

- ・ 認知症を早期に発見し、適切な医療と介護サービスを提供できるよう、相談体制及び認知症支援の充実を図っていきます。

### 認知症サポーター養成講座

#### 【事業内容】

- ・ 認知症に対する偏見や誤解をなくし、認知症になっても尊厳を持って地域で暮らし続けることができるよう、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターの養成講座を開催します。

#### 【今後の取り組み】

- ・ 認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援する認知症サポーターを養成します。また、認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトを育成し、認知症支援の充実を図っていきます。

項目		単位	第4期			第5期		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開催回数	計画	回/年				6	6	6
	実績	回/年	12	7	3			
延参加者数	計画	人/年				120	120	120
	実績	人/年	303	152	60			

平成23年度は見込値

## 2 高齢者の健康、生きがい・安心を支える施策との連携・協力

### 2 - 1 地域福祉の推進

#### (1) 福祉活動の推進

##### 社会福祉協議会との連携・協働

##### 【事業内容】

- ・「公」と「私」のつなぎ役、柔軟、迅速、きめ細やかに個別相談援助・地域課題に対応する「共助」の担い手としての逗子市社会福祉協議会と連携し、地域福祉向上の取り組みを進めます。

##### 【今後の取り組み】

- ・事業補助や事業委託、事業の共同主催、各種計画の策定・進行管理への参加など、社会福祉協議会との連携を進めています。
- ・高齢者福祉では、介護保険非該当者に対する各種在宅サービスの実施、逗子あんしんセンターの運営、ボランティアセンターの運営などの事業を担うパートナーとして、連携を図っていきます。
- ・多様化・増大する地域課題・福祉ニーズに対応するため、連携体制のさらなる強化が求められています。
- ・今後とも、社会福祉協議会が社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定される地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、その持ち味をより有効に発揮できるよう、連携します。

#### (2) 自主活動・社会貢献活動の充実

##### 老人クラブ（高齢者クラブ）活動支援

##### 【事業内容】

- ・高齢者の生きがい対策・健康づくりの推進と社会参加支援の一環として、また、高齢者の豊かな経験と知識技能を地域へ還元することで、地域福祉の向上と活力ある長寿社会の充実を図るため、老人クラブ活動を支援します。

##### 【今後の取り組み】

- ・昭和58年度の高齢者センター開設と同時に施設の1室を事務所として貸与するとともに、ズシッブ連合会（老人クラブ連合会）及び単位老人クラブの活動に対する助成を継続しています。また、世代間交流を実践する高齢者センターふれあい祭り等の事業運営を委託して活動支援を行っていますが、高齢者の増加にもかかわらず会員数は減少傾向にあります。
- ・今後とも、老人クラブ活動を支援し、地域ごとの動向を考慮に入れつつ、活動の一層の充実を目指します。

## 高齢者のボランティア活動・講師活動の促進

### 【事業内容】

- ・高齢者が、その経験、知識、技術、生涯学習・スポーツ活動などの成果を、社会貢献や社会参加に繋げていけるよう、地域におけるボランティア活動や講師活動などへの参加を促進します。

### 【今後の取り組み】

- ・ボランティア活動への参加者は、60歳以上の市民が多いのが現状です。また、高齢者センターの教養講座事業、ずし楽習塾などで高齢者が講師として活躍する機会も少なくありません。
- ・今後は、地域包括支援センター、社会福祉協議会、市民活動団体などと連携し、高齢者がボランティア活動・講師活動等で参加・活躍する機会を拡充していきます。

## 2 - 2 健康、生きがい・安心を支える施策との連携・協力

### (1) 生きがいづくり対策

#### 高齢者センター（老人福祉センター）

### 【事業内容】

- ・高齢者等の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供します。入浴や食事を行うことができます。

### 【今後の取り組み】

- ・昭和58年に市の直営の老人福祉センター施設として開設以来、機能訓練特A型、食事、老人クラブ等自主活動支援など多角的に事業を展開し、市内の元気な高齢者の集いの場としてよく利用されています。
- ・施設の老朽化が進行していることから、計画的・効率的に改修工事を進めます。

#### 福祉バス

### 【事業内容】

- ・高齢者の社会参加活動、生活圏の拡大、生活の質の向上を積極的に支援するためには、交通手段の確保が必要です。高齢者センター利用者の安全な送迎を目的に、無料乗降の福祉バスを運行しています。

### 【今後の取り組み】

- ・高齢者センター開館日に市役所と高齢者センター間を1日12往復運行するとともに、月・水・金曜日には沼間方面からの東ルートを、また、火・木・土曜日には久木・小坪方面からの西ルートをそれぞれ1日6便運行していきます。

## 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

### 【事業内容】

- ・高齢者自身の生活を豊かなものとするため、高齢者が互いにふれあい、学びあう機会をつくるため、各種の講座を高齢者センターにおいて開催しています。

### 【今後の取り組み】

- ・各種の講座への参加が、高齢者のいきいきとした生活に資するよう、高齢者のニーズを見極め、幅広い方の参加が得られるよう、事業の企画・運営に努めます。

## 敬老事業

### 【事業内容】

- ・敬愛の意を表して、80歳の方を対象に敬老会を開催するほか、現在は、100歳の方を対象に、祝金を支給しています。

### 【今後の取り組み】

- ・多年にわたり、社会の進展に寄与してきた高齢者に敬愛の意を表し、その長寿を祝うために、敬老会を開催するほか、敬老祝金を支給していきます。
- ・敬老の精神を踏まえつつ、社会情勢や市民の意識に即して本事業を継続していきます。

## (2) 就労対策

### 就労支援

### 【事業内容】

- ・逗子市では、高齢者の就労機会の確保と社会参加を目的に、平成3年に市が市内の団体、企業に呼びかけ、第三セクター方式の「株式会社パブリックサービス」が設立されました。この会社は、60歳以上の高齢者を雇用し、主に逗子市の公共施設の管理や福祉バスの運行などの業務を行っています。

### 【今後の取り組み】

- ・株式会社パブリックサービスでは、平成23年3月末現在、役員を含め94名（うち女性5名）の社員が元気に働いていますが、就業の順番待ちをしている方が多いことや女性の雇用機会が少ないことなどから、事業の拡大が望まれています。
- ・今後は、職種・業種の拡大も含め、生きがい・健康づくり・介護予防のためにも一層積極的な事業展開が必要になります。株式会社パブリックサービスの筆頭株主として、さらなる事業の拡張と高齢者の就労機会の拡大を呼びかけるとともに、関係機関と連携を図りながら、高齢者雇用の促進を図っていきます。

### (3) 生活の安全の確保

#### 防火・防災対策

##### 【事業内容】

- ・ 自宅や入所・入居施設で生活する援護が必要な高齢者を火災や災害から守る体制をつくります。
- ・ 災害時における要援護高齢者への応急対策については、「逗子市地域防災計画」において、具体的に定めています。また、一般市民を対象にした総合防災訓練を実施するとともに、自主防災組織の育成支援を行っています。

##### 【今後の取り組み】

- ・ 高齢者を含む世帯及び入所・入居施設においては、日ごろからの防火・防災に努めるとともに、公的機関と地域住民が連携し、災害に対する認識や情報の受信・発信の理解、自力避難などが困難な高齢者への対応体制を確保していく必要があります。
- ・ そのため、平成19年8月から逗子市災害時要援護者支援制度の運用を開始し、災害時に自分自身を守るための情報収集や自力避難が容易でないなど、災害時の一連の行動に対して支援を必要とする方に事前に登録をいただき、地域の自主防災組織等の支援機関に事前に情報を提供することにより、災害時の安否確認、避難誘導、救出、救護活動等が容易になるよう備えることとしています。
- ・ 今後は、地域防災計画の見直しとともに、計画に基づいて防災備蓄機材の拡充を図ります。また、災害時に支援の必要な方に対する支援計画を策定するとともに制度の普及啓発を図っていきます。

#### 消費者保護・防犯

##### 【事業内容】

- ・ 消費者保護、防犯の視点から、高齢者の生活が守られるよう支援します。

##### 【今後の取り組み】

- ・ 消費生活担当所管との連携のもと、消費者相談・消費者教育が実施されているほか、最近では、高齢者などを狙った悪質な商法や振り込め詐欺などによる被害を防止するため、地域の防犯活動の一環として、警察や県と連携した防犯講習会などが増えてきています。
- ・ これらの犯罪から高齢者を守るため、高齢者の消費者相談・消費者教育の一層の普及を図るとともに、積極的な情報提供を推進します。

## 第4章 計画の推進にあたって

### 1 高齢者施策の総合的な推進

#### 1 - 1 地域包括ケア体制の推進

##### (1) 地域で支えあう体制づくり

超高齢社会化とともにますます増加・多様化が予想される福祉ニーズ、地域課題に対応していくには、住民主体のきめ細やかな支え合い活動・事業への期待が一層大きくなっていきます。そこで基礎となるのは、高齢者の生活により身近な地域における体制づくりです。

現在は、民生委員児童委員がひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯への訪問活動を行うと共に、社会福祉協議会もひとり暮らし高齢者を訪問し、心身の状況等の実態を把握し、生活上の相談等を行っています。また、処遇困難な高齢者に対しては在宅介護支援センターが継続的なフォローを行うなど各機関がそれぞれ役割を分担しており、訪問した中で問題等が発生し、対応が必要な高齢者が出た場合は、市・地域包括支援センター・在宅介護支援センター・社会福祉協議会が情報を共有しながら対応をしています。

また、孤立しがちなひとり暮らし高齢者世帯等を地域で見守り支援していくことにより、住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくりを目指す地域安心生活サポート事業やふれあい活動の促進と拠点となるふれあい活動センターを設置し、ふれあい活動圏の創出を目指すふれあい活動圏創成事業も視野にいれ、それぞれの地域の実情を踏まえた住民の交流や支え合いの体制づくりを支援し、進めていきます。

##### (2) 医療・保健・福祉等の連携強化

介護予防施策の強化、利用者の立場に立ったサービス提供体制の確保、地域見守りネットワークづくりなどが求められる中では、医療・保健・福祉及び高齢者の生きがいや社会参加を支える就業、生涯学習・スポーツ、まちづくり等の連携関係づくりを一層強化する必要があります。

本市では、逗葉医師会、逗葉歯科医師会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、ズシップ連合会等の連携を軸に、警察署や消防署、主要交通機関、商店街などとも連携を図り、各地域における支援体制づくりをバックアップしていきます。

##### (3) 地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア体制の推進

(1)(2)を地域において推進するため、地域包括支援センターを中心とした、日常生活圏域ごとにおける高齢者の実態把握、各種支援策の実施状況の把握、諸施策の評価などを行っています。そのためには、関係機関・団体・人材が、連絡・連携する体制を構築するとともに、地域住民がこの体制を有効に活用しながら協力体制を確立していくことが重要です。

また、高齢者の個別ニーズに対応し、介護保険サービス、保険外サービス、医療、福祉・権利擁護などを総合的に提供していくために、地域包括支援ネットワークを構築していく必要があります。これらのネットワークづくりには、地域の社会資源の参加が重



要になります。

本市では、地域包括ケアのコーディネート役である地域包括支援センターを中心に、地域包括ケアシステムの構築に努めていきます。また、これらのセンターの公正・中立性の確保、センターの円滑かつ適正な運営を図っていくため、「地域包括支援センター運営協議会」においてご意見を聞きながら、評価・検討していきます。

## 1 - 2 行政の体制作り

### (1) 市内体制の充実

高齢者福祉施策の連携を高めるとともに、高齢者の健康・生きがいづくり、福祉向上と密接な関係にある医療、保健、生涯学習・スポーツ等を担う部署とも、緊密な連携を図りながら諸施策を展開していきます。

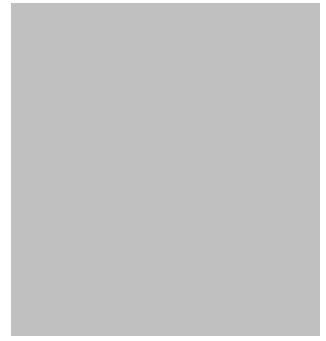
### (2) 広域的な連携関係の充実

多様化するニーズに対し、居宅、施設の各サービスを選択していくことができる環境を用意するためには、本市のみでなく県や近隣市町村との広域的な連携が必要になります。そこで、情報交換はもとより、連携関係を一層強化しながら、ともに市民ニーズに応えていける環境づくりを進めていきます。

## 2 計画の進行管理と評価

本計画の進行管理及び評価は、「逗子市高齢者保健福祉計画懇話会」でご意見を聞きながら毎年実施し、時代状況の変化や、国・県の制度変化などを鑑み、必要に応じ見直しをしていきます。





# 付属資料





# 1 パブリックコメントで提出された意見の反映状況

## 1 - 1 パブリックコメントの実施結果

実施期間：平成23年12月12日から平成24年1月13日まで

総意見数：8件（3通。うち、ファクシミリ2通、電子メール1通）

### 採否の対応区分

記号	対応区分	件数
	意見を反映し、素案を修正したもの	2件
	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	2件
	意見は反映させないが、今後検討を行っていくもの	0件
	その他素案とは直接関係しないが、今後参考としていくもの	4件

## 1 - 2 提出された意見及びその採否

提出された意見とその対応は以下のとおりです。

NO	関連する項目	意見の概要	対応区分	採否の理由
1	第2部第2章 2 包括的支援事業	逗子市が今後、地域で支え合う体制づくりを目指すにあたって、地域包括支援センターを中心とした構築と書かれていますが、市の職員を支援センターのメンバーにするなど行政が主体となり責任を持って取り組むこと。		ご意見を踏まえ、地域包括支援センターについて【今後の取組み】に盛り込みます。地域で支え合う体制づくりについて、運営を委託することは継続するものの、市としての方針を定め、責任主体として強く関わっていきます。
2	その他	「性差医療」体制確立のため、女性スタッフによる更年期外来、女性外来設置を推進すること。		本計画は、老人福祉計画と介護保険計画に係る計画のため、ご提案のような内容を盛り込むことができません。今後、地域医療を考える上で参考にしていきます。
3	その他	女性特有のがんや男性特有のがん、更年期についての自助グループ立ち上げの支援をすること。		
4	第2部 第1章 介護保険事業の推進	高齢者の多くを占める女性が、要介護者を介護者していることも、自身が要介護者であることも多い。いずれにせよ介護者の肉体的・経済的・精神的負担が取り除かれる制度を確立すること。		介護保険制度は、高齢者の介護を社会で支えるという理念で創設されました。本計画においても在宅生活の支援に取り組んでおります。今後も、いただいたご意見に留意しながら充実に努めていきたと考えております。

NO	関連する項目	意見の概要	対応区分	採否の理由
5	第1部第1章 3 計画策定にあたって	「素案」を確定する過程で、市民に広報し、医療、福祉、介護などに関わる人々と市民が協議する機会などをつくり、市民の認識を高める場を設けること。		素案の策定にあたっては、医療・福祉・介護や公募の市民の方が参加する「逗子市高齢者保健福祉計画懇話会」においてご意見をいただいております。いただいたご意見に留意しながら、周知に努めていきたと考えております。
6	第1部第1章 3 計画策定にあたって	パブリックコメントを求めるには、早くから十分な情報・素案を広報して、市民の関心を高め、参加できるようにすること。		本計画は、国の制度改正と関連があるため、市の努力だけで解決できませんが、いただいたご意見に留意しながら、周知に努めていきたと考えております。
7	第2部第4章 1 高齢者施策の総合的な推進 1-1 地域包括ケア体制の推進	高齢者が安心して、その人の人生を生き通せるまちづくり、そのための地域包括ケアシステムを描き、実現していくプログラムを示すこと。		本計画には、地域包括ケア体制の推進として盛り込まれています。計画の実施にあたっては、ご意見を参考に進めていきたいと考えております。
8	第2部第4章 1 高齢者施策の総合的な推進 1-1 地域包括ケア体制の推進	「逗子市まちづくり基本計画」で、「ふれあい活動圏」（互いに顔が見え、交流ができ、歩いていける半径300m程度の範囲を想定）に「ふれあい活動センター」を設け、地域共同体の生活支援力を高めることを目標にしている。本計画においても位置づけをおこない、具体的な計画を記載すること。		本計画において具体的な活動内容までは記載できませんが、ご意見を踏まえ、地域で支えあう体制づくりにおいて、今後展開される「ふれあい活動圏創成事業」について盛り込みます。

## 2 逗子市高齢者保健福祉計画懇話会

### 逗子市高齢者保健福祉計画懇話会運営要綱

平成23年4月1日施行

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に規定する老人福祉計画並びに介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項及び逗子市介護保険条例(平成12年逗子市条例第8号)第2条に規定する介護保険事業計画を一体とした逗子市高齢者保健福祉計画(以下「高齢者保健福祉計画」という。)の策定、進行管理等に際し、広く市民、関係者等の意見を聴取することを目的に逗子市高齢者保健福祉計画懇話会(以下「懇話会」という。)を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

#### (参加者)

第2条 懇話会の参加者は、次に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民
- (2) 介護保険サービスの関係者
- (3) 公共的団体の推薦を受けた者
- (4) 関係行政機関の職員

2 懇話会の参集の求めは市長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。

#### (座長及び副座長)

第3条 懇話会に座長及び副座長を置き、参加者の互選により定める。

2 座長は、懇話会の会議の進行、調整等を行う。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (アドバイザー)

第4条 市長は、懇話会の開催に当たり、高齢者保健福祉計画の策定等について知識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

#### (協力の要請)

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、参加者及びアドバイザー以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

#### (庶務)

第6条 懇話会の庶務は、介護保険課において処理する。

#### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

逗子市高齢者保健福祉計画懇話会の開催状況

回	日程	議事
1	平成23年7月26日	(1) 第4期高齢者保健福祉計画の進捗状況について (2) 高齢者保健福祉計画策定方針（案）について (3) その他
2	平成23年8月30日	(1) 第1回懇話会時の確認事項について (2) 逗子市の高齢者の現状と将来見込みについて (3) 介護予防事業の次期計画の方向性について (4) 介護保険法等の一部を改正する法律の概要について (5) その他
3	平成23年10月24日	(1) 介護給付サービス量の見込みについて (2) 逗子市の市町村特別給付について (3) 高齢者福祉サービスの次期計画期間の方向性について
4	平成23年11月7日	(1) 介護保険料の見込みについて (2) 重点的に推進する施策の基本方向について (3) その他
5	平成23年11月28日	(1) 計画素案について 第1部「総論」 (2) 計画素案について 第2部「各論」
6	平成24年2月10日	(1) パブリックコメントの実施結果及び結果反映について (2) 計画案について (3) その他



逗子市高齢者保健福祉計画懇話会名簿

2012年（平成24年）3月31日現在（敬称略）

NO	ふりがな 氏名	選出団体等	備考
1	かわしま ほしみ 川島 星美	公募市民	
2	もりの とよこ 森野 豊子	公募市民	
3	きむら こうすけ 木村 浩介	社会福祉法人 逗子市社会福祉協議会	副座長
4	おしかわ てつや 押川 哲也	社会福祉法人 地域福祉協会 逗子ホームせせらぎ	座長
5	いしい かずみ 石井 和美	社会福祉法人 百鷗 逗子清寿苑	
6	たかだ あいえつ 高田 愛悦	ズシップ連合会	
7	たかつ けいいち 高津 恵一	逗子市民生委員児童委員協議会	
8	いのうえ かつや 井上 克也	神奈川県鎌倉保健福祉事務所	

【アドバイザー】

2012年（平成24年）3月31日現在（敬称略）

NO	ふりがな 氏名	選出団体等	備考
1	あきやま けいじ 秋山 薊二	関東学院大学教授	
2	あきま れいじ 秋間 禮二	社団法人 逗葉医師会	
3	あきよし しずこ 秋吉 静子	公益社団法人 神奈川県看護協会	
4	もとむら はるみ 本村 春美	保健師	

# 逗子市高齢者保健福祉計画

(平成24年度～平成26年度)

光・みどり・海・心かよう健やか都市・ずし

平成24年3月

発行 逗子市

編集 逗子市福祉部介護保険課

〒249-8686 神奈川県逗子市逗子5-2-16

電話046-873-1111(代表) / ファックス046-873-4520